

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬 守 克	2番	藤 橋 直 樹
4番	北 川 静 男	5番	関 谷 守 彦
6番	森 健 治	7番	森 清 一
8番	馬 淵 ひろし	9番	松 野 貴 志
10番	今 木 啓一郎	11番	杉 原 克 巳
12番	棚 橋 敏 明	13番	庄 田 昭 人
14番	若 井 千 尋	15番	広 瀬 武 雄
16番	若 園 五 朗	17番	松 野 藤 四郎
18番	藤 橋 礼 治		

○本日の会議に欠席した議員（1名）

3番 若 原 達 夫

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	服 部 照	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	石 田 博 文	市 民 部 長	棚 橋 正 則
健康福祉部長	佐 藤 彰 道	都 市 整 備 部 長	桑 原 秀 幸
調 整 監	宇 野 真 也	環 境 水 道 部 長	矢 野 隆 博
教 育 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 雅 人		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	久 野 秋 広	書 記	古 澤 秀 樹
書 記	河 野 和 泉		

開議の宣告

○議長（若井千尋君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議長（若井千尋君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番発言を許します。

8 番 馬淵ひろし君の発言を許します。

○8 番（馬淵ひろし君） 改めまして、皆様おはようございます。

議席番号 8 番、新生クラブの馬淵ひろしでございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問のほうをさせていただきます。

まずは、新型コロナウイルス感染症は第 5 波を終え、陽性となる方は依然いらっしゃるものの、下げ止まったというような状況にあります。感染拡大防止に御協力をいただいている市民の皆様、そして医療従事者、保育士、看護師などエッセンシャルワーカーと言われる皆様、そして担当である健康福祉部の職員の皆様をはじめ市の職員の皆様に深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

国である厚生労働省からも、マスクの着用について、アドバイザリーボードで示された専門家の考え方、5 月 19 日のものを踏まえ、以下のように対応するという通知がなされました。それを御紹介しますが、基本的な感染対策としてのマスクの着用の位置づけは変更しない。身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスクの着用の考え方を明確化する。そして、就学前の児童、2 歳以上のマスクの着用について、オミクロン株対策以前の取扱いに戻す。そして、引き続きマスク着用を含めた基本的な感染対策、手指消毒や換気などを徹底していただくとともに、こうしたマスクの着用に関する考え方は、リーフレット等を作成し、丁寧に周知、広報を行うというふうな通知がなされております。

このことは、この文面からうかがうにはちょっと分かりにくい部分もあるかと思いますが、議員の皆様にはポストにそういったチラシのほうを配らせていただいておりますが、基本的には、会話をするときにはマスクをしていきましょうと。会話をしないときにはマスクをなるべく外していきましょうということでもあります。

これは、コロナの感染防止対策よりも熱中症のリスクのほうが高いという国の判断があるということでもありますので、特にこの時期は、知らないうちに熱中症になるということがありますので、外せるタイミング、そして着けなきゃいけないタイミングというのを判断しながら、

皆様の行動の変容というのもしていただきたいなど。救える命は救いたいし、命を危険にさらさない、これは大切だと思います。そういった観点も今回一般質問の中に盛り込みながら、質問のほうをさせていただきます。

本日は4つのテーマに分けて、私のほうから質問をさせていただきます。

1つ目は工事完了検査について。2つ目にはオーガニック給食について。そして、3つ目に熱中症対策を優先した新型コロナ対策について。そして最後に4つ目、地域の居場所づくりへの支援についてという項目で質問をさせていただきます。

以下は質問席に戻りまして質問のほうをさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、1つ目の質問のほうに移らせていただきます。

工事の完了検査についてという項目の質問になります。

瑞穂市では、もちろん公共事業ということで様々な道路の整備だとか、建物を建てたりとか、そういった公共事業のほうが行われております。これは仕様書というものを作りまして、業者の皆様に入札をいただきまして、落札をいただいたところが責任をもって工事をするということになっております。それから、最後に完成検査というもので、行政のほうの出した仕様書に伴ったものになっているかということを確認をしていくということが、この工事完了検査というものがあるということですが、まず1つ目の質問でございますが、公共工事の工事完了検査というものはどのように行っており、そしてこの工事完了検査で合格しない場合にはどのような対応となるのか、お聞かせいただきます。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） おはようございます。

馬淵議員の御質問にお答えいたします。

工事検査につきましては、受注者より完了届が提出された後、担当者が工事書類の確認後、工事完成検査に先立って発注者から受注者へ工事検査通知書を送付し、完成検査を行います。

完成検査の順序は、書類審査を行った後、現地での出来形検査を行っております。

書類検査では、受注者臨席の下、設計図書における工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等をもって工事の出来形や管理状況の確認をします。また、出来形検査では現地が仕様書に基づき施工されているか測定を行います。

検査結果が出来形、品質の規格値を満たさない場合は不合格となり、発注者が受注者へ修補改造命令書を通知することになります。修補改造命令期間内に受注者負担において命令書を指示した箇所の改造工事を行い、完了後、再度検査を行うことになっております。

〔8番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） ただいま御説明いただいたように、工事の完成検査というのはしっか

りと行っていただいております、そのようなことが、いわゆる市民の皆様からお預かりしている税金を無駄に使わないというふうなところでしっかりと管理をしていただいているものと思っております。

それで、次の質問でございますが、私は岐阜新聞の記事を確認いたしました、瑞穂市が4社入札資格停止というようなタイトルでありました記事のほうの御紹介をさせていただきますが、瑞穂市は21日、計4社の競争入札参加資格を同日から停止したと発表したというふうにあります。この中で、独占禁止法違反のものと、そして過失による粗雑工事ということで資格停止が行われたというような記事がございます。

こういったことで、完成検査において的確でなかったものを是正して直してほしいということで、このような資格の停止処分というのを行ったということでもありますけれども、今回のこの事案につきまして、特に粗雑工事の事案なんですけれども、この先般の第2回臨時議会のほうで行政の報告でございました令和3年度瑞穂市一般会計事故繰越し繰越し計算書というものが出されて、我々議会のほうにも報告があったところでもあります。8款土木費、3項河川費、そして十九条敷地内遊水地第3期整備という事業名でありまして、5,272万円ほどの予算で、翌年に3,314万ほどを繰り越します。その説明の中に工事請負業者の契約上の義務違反のためという説明がございました。この事案につきまして少し伺いたいと思います。

今回のこの粗雑工事のほうをどのように発見し、またそれにどのように対処をしたのかということをお聞きします。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 馬淵議員の御質問の工事につきましては、先ほど説明していただきました書類審査の中で、工事目的物において不可視箇所の資料で確認ができない部分がありましたので、現地にて破壊検査を実施したところ、設計図書の規格値が満たされていない箇所が確認されましたので、その箇所について修補改造命令書を通知し、補修改造に至りました。

一応現在は5月末で工事が完了しております、検査のほうも終了しておるという状況になっております。

〔8番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 書類では分からないところがあったので、破壊検査というものは行っていただきまして、ちゃんと現場で見ていただいて、これはちょっと適切ではなかったということで命令をした。その改修については5月末に完了しているという、5月末が命令の期限ですかね、それで終わっているというふうなことを確認させていただきました。

こうしたものについては、非常に行政の中でもきちっと検査をしていただいて、こうしたことが、これがまた確認をせずに放置をしたということになりますと、今聞いているところによ

りますと道路際であって、そのり面が崩れて市民の命や安全というものが守られない事態を避けることができたということで、非常に私は大切な仕事をきちっとしていただいているなどというふうに、また行政への信頼が高まったわけでございます。

そうしたことなんですけれども、そういったことが行われたことにつきまして、その事業者に対して以前行われた工事というものも幾つかあるというふうに聞いておりますが、その以前行われた工事というものもきちっと完成検査をされていらっしゃると思うんですけれども、そういったことを再度検査をして確認をするというような対策を取られるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 過去の工事検査は、最初に説明させていただきましたとおり、各工事においてそれぞれ工事完了検査を行い、適正な工事として確認しておりますので、再検査を行うことは現在は考えておりません。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 再検査をする予定はない、きちっと完成検査で検査しているんだということです、そういったことではいいかと思えますけれども、きちっとこういったことが二度と起こらないようにということが大切なことであります。ましてや、内容によっては市民が日頃使われる道路であったり、建物であったりするということでありまして、また今回の検査も壊してみないと分からなかったということでもありますので、きちっとそこは再度、その検査体制というのを見直していただきまして、きちっとした検査というものを今後もやっていただきたいと思っておりますが、最後の質問ですが、このようなことが二度と起こらないよう瑞穂市としてどのように再発防止策を取っていくのかということをお伺いいたします。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 工事検査のやり方につきましては、今までどおり書類と現場で適正な検査を引き続き行ってまいります。また、工事期間中には、受注者より提示される施工計画書にある施工手順を厳守させることはもとより、各工事の施工期間における現場での段階確認、施工状況立会いだけではなく、それ以外にも書類による机上での状況を説明させ、書類の作成状況及び現地の進捗状況の確認を図ってまいります。

また、担当者が施工中の現場を回って、進捗状況の確認を行いながら再発防止に努めていきたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 今、適切に完了検査をやっていただいているということです、引

き続き見えない部分というのがどうしても出てくるので、途中でまた巡視もされているというふうにお聞きしましたので、そういった体制できちっとそこで確認ができるように今後も適正に完了検査というものを行っていただけるようお願いをさせていただきます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次は、オーガニック給食についてというタイトルをつけさせていただいたんですけれども、私が最初に御紹介をさせていただきたいのは、このたび農林水産省のほうで、10年に1回とも言われる大きな方針の転換をされたというふうなことをお聞きいたしました。農水省の説明の動画というのを私も拝見をしたんですけれども、そこには農林水産省の使命として、命を支える食と安心して暮らせる環境を未来の子供たちに継承していくこと、これが農林水産省のミッション、使命であるというふうにおっしゃられていました。まさにそのとおりだな、私も次世代につないでいく世代の一人として、これは大切にしたい、そのように考えております。

こうした国の方針に基づいて、実際に施策を展開していくのは、瑞穂市、市の責任であると私は考えております。

その農水省が掲げた戦略の大きなものとして、このみどりの食料システム戦略というものが立てられました。

このみどりの食料システム戦略、ぜひ議員の皆様、そして執行部の皆様にも把握をしていただきたいというふうに思いまして、今回この質問をさせていただきますが、1つ目として、国のみどりの食料システム戦略というものが示されまして、各種法案のほうも成立をしたというふうに聞いております。このみどりの食料システム戦略というものは、一体どういうものなのかということをお市民の皆様、議員の皆様にお説明いただければと思います。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） みどりの食料システム戦略とは、生産者の減少、高齢化、地域コミュニティの衰退、温暖化、大規模自然災害などの影響により農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムを構築するために作成されたものです。

この戦略で、国は農林水産業におけるCO₂排出量の実質ゼロ化、化学農薬の使用量の半減、化学肥料の使用量3割減、有機農業の取組面積を25%まで拡大するなどの目標を設定し、2050年までに達成することを目指しております。これらの目標の達成に向け、都道府県、市町村が具体的な取組内容を盛り込んだ基本計画を一緒に作成し、この基本計画にのっとり取り組む生産者を都道府県が認定をし、施設や農機具を整備する際に資金や税制の支援を行うことがこの戦略の概要となっております。

〔8番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 今御説明いただいたとおりであります。

今までの慣行農業と言われるものは、化学肥料や農薬等を使って生産をされてきて、どちらかというとなくさんの量のものを作っていくということで、虫とかそういったものを排除してきたというものでありますが、農水省が方針を転換しまして、やはり健康に少なからず農薬とか化学肥料というものが影響しているということがあるということでありまして、そういったものを減らしたり、そして有機農業、有機農法で作られた野菜というものを25%拡大していくというようなお話であります。

そこで、こういったことについては、この瑞穂市、特に私は中校区に住んでおりますし、西校区もいろいろお話を聞くことができるんですけども、農業振興地域という地域に位置づけられ、今でも田んぼが多くあったり、畑があったりする場所です。

そうした瑞穂市の有機農業の現状、特に具体的な有機農業者の数、そして有機農業者とのコミュニケーションを今取っていらっしゃるかどうか、そして慣行栽培農家の有機栽培への意向調査といったような具体的な行動というものを瑞穂市が取っていらっしゃるかということをお聞きしたいんですが、このシステム戦略を達成するに当たって、瑞穂市が抱えている課題と、そしてその課題に対して瑞穂市は今後どのように取り組んでいくかと、たくさん質問しますが、おまとめいただいて御答弁いただきたいと思っております。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 瑞穂市の今後の取組ですが、この法律が7月1日に施行された後、国が基本方針などを定め公表される予定となっておりますので、それを踏まえて基本計画の策定や事業者の計画認定等の手続を進めることになると思います。

瑞穂市内の有機農業団体の数は、現在把握はしておりませんが、岐阜県が推進しておりますぎふクリーン農業に取り組んでおられる農業団体は現在5者おられます。

ぎふクリーン農業とは、有機物などを有効に活用した土づくり、並びに環境への負荷の大きい化学肥料、化学合成農薬などの効率的な使用と節減を基本とし、有機農業とまではなりませんが、環境に優しい農法です。

こうした農業者に有機栽培への転換などの意向調査は行っておりませんが、有機農業に取り組んでいる農家数は全国的に0.5%と少なく、課題としては近隣地からの農薬飛散防止、病害虫の蔓延防止、技術面の支援、慣行農業から有機農業へ転換する経営上のリスク、普及指導員の確保など、課題があるため進んでいないと考えられております。今後は、国の基本方針を確認してから検討していくことになると思います。

なお、学校給食について、食材の一部を瑞穂市おんさい広場出荷者協議会の生産者の方から提供していただいております。同協議会では、定期的にJAぎふとの共催で野菜の栽培講習会を開き、そこへ県の農業普及員を招いて、肥料や農薬について適正量を遵守した栽培管理の指導も行われ、安心・安全な食品の提供に努めておられると思っております。

[8 番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 今、瑞穂市の現状のほうをお話しただいたかと思えます。

おんさい広場で有機農産物を給食にも取り入れているという話を御紹介いただきまして、今現状、瑞穂市としては、給食は非常に進んでいるというふうに教育長からも聞いておりますので、今までの皆さんの努力によってそうしたことが、子供たちの健康が守られるようにしていただいているんだと思う反面、今御紹介いただいたように、有機栽培に取り組んでいらっしゃる農家は0.5%ということでありまして、非常に少ない状況でありまして、これはやはり消費される量が少ないというのが課題の一つになっているのではないかと。もちろん消費者が、そういった食材を好んで選ぶ、そして買うということによって、こうした有機野菜というのをもっとたくさん作って売ろうという動きになるのではないかとと思えますが、やはり個人が消費する分というものは、計画が立てられないわけですね、どれだけ作ったらいいか。やっぱり作付というのは年に1回ないしは2回というところが限界だと思いますので、これぐらい売れるからこれだけ作付してもいいねと農家さんが思っていたことが、この有機農地を拡大していくことにつながるんじゃないかと私は信じておりまして、このテーマの最後の質問でございますが、やはり生産量を拡大するためには、消費というものが必要となると私は考えます。

みどりの食料システム戦略には、地域ぐるみでオーガニック市場拡大と地域活性化というものを支援する施策が入っております。一つの例として、オーガニックビレッジ宣言という事業案が示されています。この中には、オーガニック野菜の学校給食への導入支援というものもございます。

私も、この議会でオーガニック食材を使った学校給食をやったらどうかという提案を以前の一般質問でさせていただいたこともございますが、このオーガニック食材、いわゆる有機野菜等を学校給食に取り入れていくことが消費の拡大につながり、それが生産量の拡大につながっていくというふうに考えております。ぜひ瑞穂市でこのオーガニック給食というのを、今も取り組んでいただいているようですが、さらにそれを拡大していくということにどのように取り組んでいただけるのでしょうか、答弁のほうをお願いします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） みどりの食料システム戦略が目指す姿とK P I（重要業績評価指標）は、2050年までにオーガニック市場を拡大しつつ、日本全体の耕地面積における有機農業の取組面積の割合を25%、約100万ヘクタールに拡大することを目指しております。

この取組方法として、今議員がおっしゃられたオーガニックビレッジを中心に全国展開したい考えで、令和7年までに100市町村、令和12年までに全国の1割以上の市町村約200市町村でオーガニックビレッジ宣言を目指しております。

また、この取組は、有機農業の生産から消費までの一貫した取組となっており、学校給食での利用を求めています。

学校給食にこのオーガニック食材を導入するには、大きく3つの課題があると考えます。

1つ目は、学校給食で扱う食材量は大量のため、その量を確保できるか。2つ目は、食材の大きさがふぞろいだと調理作業の負担が増えるため、規格がそろえられるか。3つ目は、給食費に見合う価格かです。こうした課題もありますので、今後の動向を注視しながら学校給食での利用を検討していきたいと思えます。

以上で答弁とさせていただきます。

[8番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 関連して質問します。

今御紹介いただいた学校給食というのは、瑞穂市はセンター給食というものを採用しております、6,000食ぐらい作っているというふうに把握をしておりますけれども、市がやる保育所とか幼稚園という単位であれば、別々の施設でやっているというふうに思えますので、ぜひそういったところの小さいところからでもいいので取り入れていく、拡大していくというようなお考えがあるか、関連で質問させていただきます。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） センターで調理をしないものですから、保育所の未満児になると思いますが、その辺については、給食センターのほうで今は地産地消会議を開いていますので、そこに対してどれだけの量が要るのか、その辺を検討しながら導入は進められれば進めていきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

[8番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） ありがとうございます。

そうしたことも考えつつ、このオーガニック給食というものがやはり子供が健康に育つ、健康やかに育つということには非常に大切で、我々、私も子供を育てる親ですけれども、非常に保護者の方からそういったことに気をつけられる方が増えているという実感を、相談もたくさんいただくんですけれども、しておりますので、ぜひ市のほうも、4月から施行されていくということでございますけれども、先んじて都市整備のほうも、そして学校給食のほうも進めていただきたいというふうに申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

3つ目は、熱中症対策を優先した新型コロナ対策についてという質問をさせていただきます。

まず1つ目、先ほど御紹介をさせていただきましたが、マスクの着用というものは、厚生労働省のほうから着用の基準というのはそんなに変わっていないんだよと。ただ、日本の皆さん

が人に迷惑をかけてはいけないとか、そういった形でマスクを使っていらっしやって、今でも外でマスクを着用されていらっしやる方が非常に多く見受けられるところでありまして、つまり、マスクを着けることが社会の常識のような形になってしまっておりまして、そういった社会の常識から外れたらいけないと思うこの日本人の一番いい気持ちが、そうしたことをさせているのではないかなと思うんですけれども、やはり厚生労働省のほうも今熱中症のほうが非常に危険だということでありまして、このマスクでのコロナの感染予防効果はあるとは思いますが、それ以上にマスクをし続ける、しなきゃいけないと思うことによって、1人で畑で作業されていらっしやる方がマスクをしていらっしやったり、1人で移動をしていらっしやる方が、誰とも話さないのにマスクを着用されているという姿があります。こうしたことは、社会全体で熱中症という命のリスクを避けていく必要があると私は考えております。

今後提案をしたいと思いますが、議会のほうでも、このマスクの着用の運用というのは一度お考えいただいて、黙って静かに聞いているわけですから、特に飛沫を飛ばすわけでもないですし、換気のほうも徹底しておりますので、そういったことも、私議連のメンバーですので、取り組んでいきたい、話をしていきたいというふうに考えておりますけれども、1つ目の質問としまして、新型コロナウイルス感染症対策として、マスク着用の有効性について、どのように見解をお持ちか。また、マスク着用による大人や特に子供への健康被害というものがどのようなものがあるか、そしてまたそれをどのように認識をして対処をされているのか、執行部にお伺いします。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 馬淵議員の御質問にお答えいたします。

マスクの着用につきましては、飛沫の拡散予防に有効でありまして、自分と相手の双方がマスクを着用することでウイルスの吸い込みを7割以上抑える研究結果がございます。

国が示す基本的な感染対策にも3つの密、密閉空間、密集場所、密接場面の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気を実践することが求められています。

次に、マスク着用による健康被害についてでございますが、これから夏を迎えるに当たりまして心配されるのが熱中症でございます。高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、心拍数や呼吸数、血中二酸化炭素濃度、体感温度が上昇するなど、体に負担がかかることがあります。特に子供のマスク着用については、集中力の低下や頭痛、いらいらなどの心理的ダメージ、顔色や表情の変化が分かりづらいなどの発達に関する事など、多くの事例が挙げられています。

このほど、厚生労働省はマスク着用について、屋外では人との距離、2メートル以上を目安でございますが、確保できる場合や距離が確保できなくても対話をほとんど行わない場合、また屋内では人との距離、2メートル以上が目安でございますが、確保ができて、かつ対話をほ

とんど行わない場合は、マスクを着用する必要がないとしています。

瑞穂市の対応といたしましては、国の通知等に基づきまして瑞穂市新型コロナウイルス感染症対策本部にて必要に応じて市の取組を協議しております。以上、答弁とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 今御紹介いただいたとおりであります。

一人一人の方が、いろいろ新聞やテレビ、またはインターネット等で情報を仕入れていらっしゃると思いますけれども、なかなか皆さんがしていると、自分の身に危険が迫っていても気づかずに、本当に熱中症というのは気づかないうちに力が抜けてしまって倒れてしまうというようなこともあるということでもありますので、やはり周りの人、そういった命を助けていくためにも、マスクを外すタイミングというのはしっかり認識をした上でやっていくことが必要ではないかなと思っております。

議員の皆様にも、執行部の皆様にも、そういったことが起こらないように適宜着用する場面は着用する、しないときは外していくということが、健康被害というのもあるという認識を同一にさせていただきまして、命を守る対策をさせていただきたいと考えております。

次の質問ですけれども、冒頭のほう、厚生労働省からの事務連絡というものは、今佐藤部長が御紹介いただいたとおりでありますので、それを受けて瑞穂市では、市民に対してどのように周知をして、また熱中症が起こらないような啓発など、対応をしていらっしゃるのか。また、学校に通う子供たちやその保護者に対してどのように周知をして、そして先生方は指導をしているのかということについてお伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に関しましては、各方面からいろいろな情報が発出されております。都道府県や市町村へは、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室から、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針による情報提供がされております。

その対処方針を踏まえまして、岐阜県では、市町村や各種団体も参加して開催されます岐阜県新型コロナウイルス感染症本部員会議におきまして、岐阜県の対策でその都度協議し決定されておるところでございます。

具体的な事項としまして、飲食店等に対する営業時間短縮や酒類の提供期限などの取組、またイベント・公的施設での取組などがございます。一人一人が実施できる感染予防であるマスク着用や手指衛生などの基本的な感染予防対策につきましては、初期段階から県の対策に取り入れられております。現在実施中のウイズコロナ総合対策にも含まれているところです。

瑞穂市におきましては、この県の対策に従いまして対応を進めているところでございます。

市有施設の取扱いなどでは、瑞穂市新型コロナウイルス感染症対策本部会議で決定をいたしまして、市のホームページの掲載、また市有施設での掲示などの啓発にデジタルサイネージなど使いまして、啓発活動を行っているところでございます。

基本的な感染防止対策の一つでありますマスク着用についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針にも明記されているところではあります。先般5月23日に変更が行われました。

その内容につきましては、先ほどの健康福祉部長とも重なるんですが、密閉、密集、密接の3つのリスクの回避、また人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気などの基本的感染対策が重要とした上で、マスク着用を要しない、こういう場面についても言及されています。

屋内においては、他者と身体的距離2メートル以上の目安が取れ、会話をほとんど行わない場合だとか、屋外において、他者と身体的な距離が確保できる場合とか、屋外においてですが、他者と距離が取れない場合であっても話はほとんど行わない場合、こういうことはマスク着用の必要はなしとされたところです。

議員言われるように、夏場については熱中症対策、熱中症の予防の観点からマスクを外すということを推奨するとの明記がされておるところです。

さらに、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることないよということも示されております。

このように、マスク着用につきましては、他者との距離や会話の有無などにおいての状況に応じ、一部緩和されたところです。今年も熱中症が心配される時期になってまいりましたので、マスクにつきましては御自身の体調や行動状況、そしてそれぞれがお見えの場所の状況などによって着用の判断をいただきたいと思ひますし、熱中症となる危険性がある場合は、活動自体を中止するとかという、考えていただくという検討も必要ではないかなというふうに思ひます。

今後も広報だとかデジタルサイネージ、いろんな施設のほうで啓発活動は強く進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 学校における新型コロナウイルス感染症対策についてお答えします。

文部科学省からは、政府の方針や厚生労働省の事務連絡を受けまして、5月24日に学校生活における児童・生徒等のマスクの着用についての事務連絡がございました。

その内容につきましては、これまで行ってきた基本的な感染症対策を徹底、継続していく中で、夏季を迎えるに当たり、熱中症などの健康被害に配慮して適切に対応することが示されております。

教育委員会といたしましては、こうした文部科学省の事務連絡、それから県の教育委員会か

らの通知も受けまして、2つのことですね、1つは、これまでと同様に基本的な感染防止対策、マスクの着用、手洗い、3密の回避、換気の徹底継続を行うこと。2つ目は、夏季を迎えるに当たり、学校では児童・生徒のマスク等の着用について、人と人との距離や活動内容、活動場所、そして気温や湿度の状況などに注意しながら対応することを学校のほうに周知をいたしました。

また、子供や保護者の皆さんに対しては、先ほど述べた内容についてもう少し具体的にまとめた文書を6月10日に教育委員会から学校を通じて配付をしました。そこには、瑞穂市の基本的な考え方、それから国の基準ですね、今も出ていますように、屋外で距離が確保できる場合や、確保できない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないというようなこと、そうした基準でありますとか、それからマスクの着用が必要でない具体的な活動例ですね、例えば屋外でランニングなどを離れて行う場合には必要はないといったような例を示しながらまとめたものをお配りしています。そして、学校には、その文書の配付を依頼した際には、朝の会や帰りの会、給食の時間等を活用しまして、具体例を示しながら継続して指導することも併せて指導しております。以上で答弁を終わります。

〔8番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 教育委員会に伺いますけれども、今具体的な例を示してやっていただいたということですが、例えば体育の時間に先生が体操座りして待っている子供たちに説明を行う場合、このときにマスクの着用は必要あるでしょうか。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 屋外の活動中でございますので、例えばほとんど会話をしないという場合には必要ないと思いますし、その辺は学校のほうで考えて指導していると思います。

〔8番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） ありがとうございます。

そういったシーン、様々、学校教育現場によってはあると思います。

私としては、屋内は教室で授業をしているときとか、やはり黙って座っていて聞いている。私自身もセミナーとかに参加すると、黙ってずうっと座って、ある程度距離のあるところで聞くということが多いんですけども、特に発言もしないわけですから、そういったシーンも必要に応じて外していく。

子供たち、一日中マスクしているんですよ。大人は外せるんですよ。外せるシーンがあるので。子供はずうっと授業中マスクして、廊下で遊ぶときもマスクしているんですよ。うちの娘に聞くと、プールのときと登下校のときだけだと言っていました。非常に健康被害も、先ほ

ど佐藤部長が紹介していただいたように、集中力が低下したり、低酸素脳症になったりというシーンがありますので、ぜひそういったところは具体的に指導していただいているということですので、分かりやすく説明をしていただくということをお願いしたいと思います。

この質問については最後ですけれども、学校での指導において、特にマスクの取扱いについては、学校の先生は外してもいいよという指導をしていただいているそうです。しかしながら、マスクをしている子供が多い現状、そしてまた先生ももちろんマスクをしているというところにおいて、周りを気にして外すことができない子供がいるんですね。教職員や児童・生徒、そして保護者というこの3つの人、あと地域の人ですけれども、共通の認識を持つ必要があります。

聞くとところによると、学校に登下校中にマスクを外していた子供がいたけど大丈夫かと、させたほうがいいんじゃないかというふうに御心配になられる地域の方もいらっしゃるというふうに聞いておりますけれども、これはみんながそういう共通の認識を持って、子供たちの命を守る、そして大人たちであっても熱中症のリスクを回避するということは非常に大切だと思っております。熱中症で命を危険にさらさないために、子供たちや保護者、そして先生方にどのように指導をしていっていただけるか、改めてお伺いいたします。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 熱中症で命を危険にさらさないためにということですが、先ほどもお話ししました文部科学省からの事務連絡や県の教育委員会からの通知を受けまして、学校では基本的な防止対策を継続し、マスクの着用についても指導しておりますが、御質問にもありましたように、子供たちの中には、これまでの習慣の影響もありまして、マスクを外さずに生活する子も中にはいると思います。

そこで、学校では、まずもって熱中症による健康被害を防ぐということで、マスクの着用が必要な状況でない場合には、教員のほうからマスクを外すということを積極的に呼びかけを行っております。

それから、そういった状況においては、教員自らがマスクを外して、子供たちが視覚的に理解しやすいようなそういった配慮も行っております。

これからも熱中症による命の危険を防ぐことを最優先に指導していきますが、このことは子供たちだけではなく保護者、今ほど話のありました地域の方も含めて情報を共有しながら対応するというのを改めて学校に周知してまいりたいなと思っております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） ぜひ、そのような形で進めていただきたいなというふうに思っております。

この熱中症対策を特に取り上げてまいりましたが、東京都の医師会の会長さんは記者会見で、今後、夏でなくてもマスクというのは外すシーンは外していきましょうということをおっしゃっていらっしゃると思いますので、これはこの夏に限らず、マスクというのは、先ほど佐藤部長に紹介していただいているように健康被害にもつながるおそれがあるものだという認識の下、皆さんで必要なシーンを選んで着けていくというが必要であるということをお客様にお伝えをして、最後の質問のほうに移らせていただきます。

大きく4つ目の質問ですが、地域の居場所づくりへの支援ということでお伺いをいたします。

市長のフェイスブックというのを私も見させていただいて、非常に熱心に投稿をしていらっしゃるの、市民の皆さんはいろいろ情報を得られていいなと思っておるんですけども、5月16日の投稿におきまして、食事支援を目的とされた子ども食堂から、最近では誰もが来やすい居場所や交流・コミュニティーの場所として進化をしてまいりました。行政の役割をしっかりと果たしたいと思っておりますと発信をされておられます。

様々なテーマで市民有志が地域課題、社会課題解決に向けて活動をされています。例えばちょっとよってみさんのような活動がありまして、これは下穂積のほうになるんですかね、美寿穂という料理屋さんがやめられた後に、その場所を提供していただいて、そこを地域の方の居場所、子供たちの食堂、また食堂じゃなくても、食べなくてもみんなが集まっている世代を越えて、年配の方も子供さんも集まれる場所というものがありますし、私の地元美江寺でも学習支援という形でそういう子供たちの居場所をつくっていただいている方々がいらっしゃいます。

このSDGsというのを瑞穂市も掲げていらっしゃいますが、SDGsを推進するには、市民、企業、行政、そして市民団体などが連携をして進める必要があるというふうに言われております。

市民や企業が活動を始める際、人、場所、資金というものがなくなってまいります。特に場所の確保、そして資金が不足して活動を始められない市民団体とか、企業さんがいらっしゃいます。

市長が言われるとおり、そうしたまちへの思いを持つ市民、企業を瑞穂市として行政の役割を果たしていく必要があると私も考えております。

他市町では、市民活動支援事業ということで、岐阜市さんや関市さん、郡上市さんとかで取組をされておられます。

交流・コミュニティーの維持促進が進めば、地域コミュニティーは強固なものとなり、災害時、避難所の運営や避難困難者へのサポートなど、様々な政策効果が期待できるものと私は考えます。また、そうした社会課題に取り組む市民団体、NPO、企業は、行政の協力者として災害のときに大きな力を貸していただけるものと考えております。

市民の居場所、子供たちの居場所として地域の居場所づくりについてどのように行政の役割を果たしていただけるのか、また自治会への補助、連携といったものに今は注力していると以前私がこの質問をさせていただいたときに答弁をいただいておりますが、こうしたまちのために何かしたいと思う市民団体や企業の皆様への取組スタート支援、活動継続支援としてどのように行政の役割を果たしていただけるでしょうか、執行部にお伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 馬淵議員の御質問にお答えさせていただきます。

昨年の9月議会でも御説明させていただきましたが、市では企画部の市民協働安全課が自治会を支援する中で、防災や福祉の面より校区単位のまとまりができるよう行政として支援しているところでございます。

市の補助制度の一つとして設けてあります市民活動支援事業補助金では、校区において開催されるタウンミーティング等で見つかった校区レベルでの課題の解決に向けて、そういう取組を行ってもらった校区、そういうところに支援をするという補助制度でございます。補助の単位は校区を想定しているところでございます。

現在、瑞穂市では5つの小学校区で連合会が立ち上がっております。その地域の皆さんが課題解決に向けた事業、地域の特徴を生かした事業を自分たちで考えまして計画し実行されております。また、連合会が立ち上がっていない2校区につきましても、今自治会長の皆さんによる連絡会等を通じて地域課題の共有、解決について取り組んでおられます。

そのように、活動に対しましては事業企画の支援を目的としているものは、先ほどの市民活動支援事業補助金でございます。市が目標としております「地域運営」市民と行政が開く協創と連携のまちの根幹でもございます。

議員が御指摘のとおり、交流・コミュニティーの維持促進が進めば、地域コミュニティーは強固なものになります。これは災害時において避難所の運営や避難困難者へのサポートなど、様々な政策効果が期待できると市も考えております。

市としましては、まずその校区に住む方々が、その校区の中で力を発揮していただきたいと考えておりますので、現段階としては、この現在の市民活動支援事業補助金の対象団体を拡大していくということは考えているところではございません。各校区の事情はまちまちでございます。その校区に合わせた組織が形成されるステップごとでの作業を通じまして、引き続き自治会や校区連合会の方々との、また市民協働のほう、また市は寄り添いまして、支援をさせていただくことを主に考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

[8番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 今御答弁をいただいたのは、前回と同じだなと思っておりますが、市の方向性としては、自治会を基軸に、つまり校区自治会の基軸に市民協働のまちづくりを進めたいんだという強い意志がうかがえるものと思います。

私もこの団体の皆さんに様々伺うことがあるんですけども、この団体の皆様はやはり自分の身銭を削ったりとか、そこに参加してくださる人の寄附とか趣旨に賛同してくださる方からの寄附によって成り立っております、しかしながら電気代とか、やはり場所代という負担も自分でかぶりながら、自分がやりたいからやっているんだという本当の心意気でやってくださっている方がいらっしゃる。そこへは、私としては、市として新たにそういう制度は設けないけれども、自治会とつながって、校区の自治会と連携してその活動が行われるというのは非常に私もいいと思います。ですので、行政の役割として、そういった市民活動の団体の皆さんと自治会とのつなぎ役、パイプをぜひ果たしていただきたいなと思っております。もし、その校区でそういったことが本当に要るよね、これからもあってほしい、そういうことが高まるようでしたら、校区の中から補助金を瑞穂市に申請していただいて、市民活動支援事業につながるのではないかとこのように考えておりますので、そうした連携の支援というものをお願いしたいと思います。御答弁をいただいてもいいでしょうか。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） ありがとうございます。

校区の中には今地区社協ということで健康福祉部のほうで推進しているものもあります。これは今現在、校区の中で活動してみえる方が、手をつなぎ合って地域の課題を解決していく、高齢者の対応をしていくといろんな課題を解決してくれるものです。

新しい団体をつくるというのは大変パワーが要りますし、その人たちは苦勞になります。既存の団体を発掘させていただいて、その校区の方々がこんなことをやっているグループが自分たちの周りにはいるよという理解をしていただく。そして、ネットワークをつくっていただいて、課題を解決していただくほうに校区が一丸となつていただく。そういう形が市としては理想と思っていますので、今ある活動されている方をやっぱり知っていただいて、発掘させてもらって校区につなぐということは、市役所としてはしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔8番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 市の方向性と私の考える方向性、別に違っているわけではありません。ですので、そういった方が市に何かしたい、困っている人を何とか助けてあげたいという活動をされる市民の皆さんをつなぎ合わせて、じゃあ皆さんと一緒に市をよくしていきましょうよというふうに考えることが、このまちづくり基本条例の理念に沿うものではないかなと私は信

じております。行政の皆様も御理解と御協力をなお一層いただいで、そういったまちをつくっていきたいと思っております。

本日は、一般質問のまとめとしましては、工事完了検査ということとオーガニックの給食について、そして熱中症対策を優先した新型コロナ対策について、また地域の居場所づくりへの支援について質問をさせていただきました。どの質問にも市長に答弁をいただきたいというふうに通告はしておりますので、市長から今日出たテーマについて思うことがありましたらぜひ御発表いただきたいと思いますが。

○議長（若井千尋君） 森市長。

○市長（森 和之君） 皆さん、おはようございます。

馬淵議員の最後の御質問に少し触れたいと思います。

私のフェイスブックを見ての御質問ということになります。この中の行政の役割というのを果たしていきたいという点について少し申し上げさせていただきます。

この市民活動への支援ということはこの場面では申し上げたわけではございません。本来、子ども食堂は食事を支援することが目的で始まった子ども食堂が、交流やコミュニケーションの場と拡大をして、有志の方や企業の方々が積極的に今行っていております。行政の役割としましては、その中にどれだけ支援が必要な子供さんたちが含まれているかということが、私はそのときに言いたかったということになりますので、例えば食事の提供のお子さんがその中に含まれているとか、不登校傾向の子供さんがその中に含まれているということが、やはり本質を忘れてはならないということをお伝えしたいという思いでお話をさせていただきます。

また、今議員の御質問の中の企業や有志の方々、今コロナ禍で原油価格の高騰により物価もかなり高くなってきており、厳しいような状況も伺っております。その辺りもこれから考えることができることがあれば提案をしていきたいということも思っておりますので、その1点だけのお答えにさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） そうしたことで、本当に子ども食堂というのは、もちろんおうちで一人で御飯を食べているような方々への支援というところから始まったんですけども、その人対象になりますよという行きにくいですね、単純に考えて。自分がお金がなくて御飯が食べられていないとか、お父さんお母さんが働いていて、自分一人で住んでいるということを言っているようなものになりますから、ただ今の形というのは、誰が来てもいいんだよという、もちろんその中で救われているそういった方々もいらっしゃるというふうに思いますので、こうした市民が自発的に行う事業というものをぜひ支援していただいで、この瑞穂市が活気ある、

そしていつまでも暮らしたい、暮らし続けたいと思うまちというのを一緒に執行部の皆さんと
考えながらつくっていききたいなというふうに考えております。

以上、私からの一般質問となります。ありがとうございました。

○議長（若井千尋君） これで、8番 馬淵ひろし君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前9時58分

再開 午前10時08分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番 若園五朗君の発言を許します。

若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

議席番号16番、新生クラブ、若園五朗。

ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、一般質問通告書に沿って行います。

質問事項は4項目についてです。

質問席より行います。

初めに、瑞穂市の特色ある教育行政について。

4月に服部教育長が就任されました。瑞穂市の特色ある教育行政についてお尋ねいたします。

瑞穂市教育大綱・瑞穂市教育の方針と重点がございまして、服部教育長として、コロナ禍の中、
今後、瑞穂市小・中学校の方針と重点についてどのような考えをお持ちですか。例えば外国語
教育、防災教育、特別支援教育、外国人児童・生徒教育などの方針・重点・指導において、新
型コロナ対策を踏まえて今後の教育行政をどのように進めていくのか、特色ある瑞穂市の教育
行政について、市民に分かりやすい説明をお願いいたします。

例えば新しい系の設置について、現在、教育委員会には教育総務係、施設係、人事・指導係、
学事・庶務係、幼児教育係、生涯学習係、スポーツ文化係がございまして、本巢市においては、
小中の新型コロナをはじめとした感染症対策に加え、通学路の安全対策、防災教育、学校の保
健・安全指導、アレルギーや食中毒対応を含む食育など、子供の命と健康に関する業務を包括
的に捉え、より組織的に行う健康安全係を設けておりますが、瑞穂市ではそのような健康安全
係を設ける考えはありますか。

コロナ禍において新たな取組、鬱病対策、不登校対策、ICT教育、修学旅行、英語教育、
読書教育を進めるため、特色ある学校、家庭、地域、社会の協働による安全で魅力ある学校づ
くりをさらに推進していく新体制として、教育行政についてお尋ねいたします。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） まず、初めに基本的な教育に対する私の考えについてお話をさせてい

たきます。

私が基本的な姿勢として大事にしたいことは、子供は誰もがよくなり、成長したいと願っており、誰一人取り残すことなく、一人一人の子供を大切に、その子が持っているよさや可能性を伸ばしていくことで、一人一人に自信と誇りが持てるようにしていきたいと思えます。

子供は、自分にはよいところがあると思うこと、つまりは自己肯定感を持つことは、いろいろな活動の原動力となるものです。それを育むためには、学校の教員だけでなく、保護者や地域の人など周りの大人がそれぞれの立場で子供に関わり、いろいろな視点からその子のよさを認め、励ますことが大切だと考えます。そうした大人の関わりを通して、一人一人が自己肯定感を持って生活できるようになると思えます。

2つ目に、瑞穂市の教育大綱についてお話しします。

瑞穂市の教育大綱に書かれてあります「みずほを愛し みずほに誇りをもち みずほを担う人づくり」、私はこれを目指して教育行政を進めてまいりたいと思えます。それは、瑞穂市の将来、この地域を担うのはやはり人だと考えるからです。この先、瑞穂市がさらに発展していくために、そして市民の皆さんが幸せに暮らすために、瑞穂市の将来を担う人づくりがその土台となるものと考えます。たとえ進学や就職のために一時的に瑞穂市を離れたとしても、ふるさと瑞穂を心のよりどころとし、将来は瑞穂市へ戻って地域のために貢献したい、そんな人材を育成することが大切だと思えます。

そのために、策定して2年目となります瑞穂市教育振興基本計画にあります3つの基本方針、1つは、学びの芽生えを担う幼児教育の推進、2つ目は、豊かな人間性を育む質の高い学校教育の推進、3つ目は、生涯にわたる学びを育む社会教育の推進を一步ずつ着実に進めてまいりたいと思えます。

3つ目に、その基本方針の中での学校教育の推進についてお話をしたいと思えます。

豊かな人間性を育む質の高い学校教育の推進については、皆さんも御存じのように、現在も新型コロナウイルス感染症に対する対応が求められています。では、新型コロナウイルス感染症がこのように世界的に拡大するということは、数年前には誰が予想できたでしょうか。私自身も学校現場にいましたが、まさか新型コロナウイルス感染症によって学校行事を延期または中止するといった事態になることは全く想定できませんでした。こうした不測の事態は、これから先、子供たちが社会で活躍する頃にも起きないとは言い切れません。そうしたときに、まさに人間には課題を解決するために自分で考え、粘り強く取り組み、思いやりの気持ちを持って多様な人々と協働していく力が求められると思えます。その際には、課題の解決に向けて諦めずに最後までやり抜く力、そして一人ではなく、多様な人と関わる力が大切だと思えます。

これから先、ますますA Iは進歩すると思えますが、それを活用するのは人間です。人間に

しかできないこと、これから先の時代において求められること、それは人と関わる力ではないかと思います。その第一歩として、例えば自分の思いが分かるように相手に伝えることや相手の気持ちを理解すること、つまりコミュニケーション能力が大切であり、そうした力を育むことを大切にしていきたいと考えています。

4つ目に、小・中学校の教育の方針と重点についてお話しさせていただきます。

小・中学校の教育の方針と重点については、教科指導や道徳教育をはじめ、どれも大切な内容ばかりです。そうした中で、私が特に力を入れていきたいことは、外国語教育です。

これまで瑞穂市は、「あいさつのまち みずほ」「読書のまち みずほ」を重点として取り組んできました。この4月に赴任してからも、子供たちが大変気持ちのよい挨拶を自分からしてくれる、そんな姿に何度も出会いました。こうしたこれまでの取組を継続しながら、私は「えいごのまち みずほ」としても力を入れて取り組みたいと考えております。外国語教育を通して英語力をつけることももちろん大切ですが、それに加えて、相手の思いを理解しようとする姿勢や自分の持っている知識を使って自分の考えや思いを相手に分かりやすく伝えようとする姿勢、そうしたものをより一層育みたいと考えております。外国語を学習するということは、実は日本語も含めて言葉によるコミュニケーション能力を育むことにもつながると考えています。

また、自分の命も他人の命もかけがえのないものであること、つまり自他の生命を尊重することも大事にしていきたいと思えます。このことは、項目として触れれば防災教育を通して指導していくことになるかと思えます。

東日本大震災では、改めて自然の恐ろしさや命の大切さを実感しました。東日本大震災のような自然災害から得た教訓を学ぶことも大切ですが、それだけではなく、自分も他人もかけがえのない存在であること、こうしたことについてもじっくりと子供たちに考えさせたいと思えます。自分自身も大切ですが、同様に他人も大切な存在であることを認識し、思いやりの心を持って行動できる人になってほしいと考えています。

最後、5つ目ですが、教育委員会の体制についてです。

教科指導をはじめ、交通安全、学校保健、給食のアレルギー対応、不登校対策、最近でいえば新型コロナ対策など、学校教育に関することだけでも教育委員会が取り組むべき内容は実に幅広く、そしてどれも大切なことばかりです。

現在、教育委員会は、教育総務課、給食センター、学校教育課、幼児教育課、生涯学習課の体制で取り組んでおります。それぞれの課で取り組むべき様々な課題については、まずは担当が責任を持って職務に当たることが必要だと思います。その上で、事案の内容によってはサブの担当者と協力して、あるいは各課内のメンバーが連携を密に図って適切に対応していくことが大切だと思います。また、担当課だけで対応するよりもほかの課と連携を図ったほうがよい

場合については、横の連携を大切にしながら取り組んでまいりたいと思います。

このことをより推進していくためには、組織としての力を高めていくことが必要不可欠です。今後、教育委員会としての組織力を一層高め、「みずほを愛し みずほに誇りをもち みずほを担う人づくり」を推進していきたいと思います。

以上で答弁を終わります。

[16番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、瑞穂市の特色ある教育行政の推進について、4月に服部教育長が就任されました。2035年まで岐阜県下で人口増が見込まれる瑞穂市です。コロナ禍で瑞穂市の園児、小・中学校の児童・生徒数は5,388人です。服部教育長の特色ある教育行政の手腕を期待しているところでございます。

次の質問に移らせていただきます。

サンコーパレットパークの使用状況と今後の運用計画についてお尋ねします。

4月3日にサンコーパレットパークが竣工しました。サンコーパレットパークを利用されている保護者の方々の意見を集約すると、水飲み場において蛇口を手押しの水栓金具に替えてほしい、乳幼児のおむつ替えの看板が分かるように設置してほしい、休憩のできるベンチの設置や飲物の自動販売機を設けてほしいなどの利用者の声をお伺いしました。

また、車の当て逃げもございました。防犯カメラの設置が必要と思います。大月区民の皆さんがサンコーパレットパークへ行くためには、広場の西側に横断歩道の設置をお願いします。さらには、先日、本巣市の小学生が校外学習に来園されてみえました。マイクロバスが停車できる駐車区画の白線ラインをお願いします。

こうした市民の意見について、どのように考えて対応を今後されていくのかお尋ねいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） オープンから今日までに、ただいま議員がおっしゃられた水飲み場、トイレ、ベンチ、自動販売機、防犯カメラ、駐車場のほか、日陰、放送設備、ゲートボール場についての御意見、御要望をいただいております。この中には、議員の皆様方が市民からお受けしていただいたものもあります。また、6月からは芝生広場もオープンいたしましたので、そちらに対する御意見、御要望も今後出てくるものかと思われまます。

御意見、御要望への対応といたしましては、安全性や予算面などから費用対効果を精査した上で対応していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今の若園議員からの御質問の中で、飲物のことと横断歩道について、私どもの企画部のほうで一部進んでおることがございますので、御説明させていただきます。

保護者の方々の御意見のとおり、現在、大月多目的広場内には飲物の自動販売機等は設置されていないのが現状です。水分補給の方法としましては、来場者に水筒等をお持ちいただくということを周知したり、また広場内にあります2か所の水飲み場を利用させていただきたいということをお願いしたいと思っております。しかし、水以外の飲料水の希望もあるということでございますので、現在、水分補給の補強としまして、飲物の自動販売機設置に向け、事務を進めているところでございます。

飲料水メーカーでは、災害時に無償で飲物が提供できる自動販売機の開発が進められているところです。市町村と防災協定の締結をすることによりまして、避難場所となる市町村の施設へ設置することが可能というものです。これは全国で展開されているものです。今回、瑞穂市と防災協定を締結した上で、自動販売機を設置することに同意をいただけた飲料水メーカーさんがございました。現在調整を進め、早期に設置をしたく進めておるところです。

この飲料水自動販売機は、平常時は広場を訪れた方々が購入していただくことは当然できますが、万が一の災害時には、避難された方のために飲料水が無料で提供できるということです。鍵で開けると自動的に無料になって出るという形になるものです。

なお、設置予定台数は4台を計画しておりまして、設置場所は、電源の関係上、南駐車場のトイレがあるんですが、そちらの付近を検討しているところです。

これから、先ほどの質問にもありましたが、暑くなって、熱中症が危惧されるところです。夏場は気温が上がり、大変暑くなると思いますので、熱中症の対策も含め、速やかに設置していきたいと考えているところなので、御理解を願いたいと思います。

また、続いて横断歩道の設置についても進捗がございましたので、報告させていただきます。

本年3月29日に、大月自治会長より横断歩道の設置の要望書を頂いております。現地を確認しまして、交通量だとか待機の確保、横断歩道をつくるには待機場所というのがどうしても要るんですね。そちらの観点を見ていただきまして、現地を確認しました。公安委員会の規定する設置要件を満たしているとのことから、本年5月に市の要望として公安委員会のほうへ要望書を提出したところでございます。

設置の可否につきましては、おおむね4か月後に市に回答される予定でございますので、また通知が来たら御報告をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

〔16番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 今質問をしたんですけれども、教育委員会でいろいろと必要部局と詰めておる話ですけれども、私は現実に子供たち、親さん方に聞いておる話を私が質問をしてお

る。質問を、答弁の中で安心・安全という言葉で逃げるんじゃなく、これはできる、できない、調整しておる、具体的に答弁をもらわないと、私が毎日サンコーパレットパークへ行ってみんなの意見を聞いておる中で、私はみんなのための熱意を持って動いておるのに、熱意な答弁をもらわんと、そんな言葉だけ言ってもらっても、私の心としては収まりません。今後ともやっぱり質問に対しての答弁については、今こういうような施策を考えておる、関係機関とやっておるといふことを含めて、市長、しっかりそこら辺を含めて答弁を今後ともよろしくお願いいたします。

サンコーパレットパークのにぎわいの創出を図るため、市内外の小・中学生が多く利用されているサンコーパレットパークに今後なっていくことを望んでいます。また、サンコーパレットパークが、ボランティアで草刈りとか維持管理を今後推進していきたいと思っているところがございます。

次の質問に移らせていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種についてお尋ねします。

第1回目、第2回目、第3回目の接種状況はどのようになっていますか。今後の4回目の接種はどのように計画をしてみえるのかお尋ねします。接種する時期、65歳以上の高齢者、18歳から64歳までの方、使用するワクチン、接種券発送スケジュール、接種場所、予約方法、今後の新型コロナウイルスワクチン接種のスケジュールについてお尋ねいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 若園議員の御質問にお答えをいたします。

65歳以上の高齢者、18歳から64歳の方の接種できる時期でございますが、現在国が示します接種時期は、従前どおり、令和4年9月末までと変更されておられません。このことを踏まえまして、接種回数に関わらず、令和4年9月まで接種体制を確保してまいります。

なお、4回目の接種につきましては、3回目接種を終えた60歳以上の方、18歳以上で基礎疾患を有する方やその他重症化リスクが高いと医師が認める方でございます。

次に、市の使用するワクチンでございますが、接種回数に関わらず、ファイザー社製ワクチン及び武田・モデルナ社ワクチンのいずれかとなります。

なお、4回目接種におきましては、1回目から3回目の接種に用いたワクチンの種類と異なるワクチンを接種する交互相種が認められております。市におきましては、集団接種で武田・モデルナ社製、個別接種でファイザー社製と武田・モデルナ社製の併用を行ってまいります。

接種券発送スケジュールについてでございますが、4回目接種の接種券は、3回目接種を完了した60歳以上の方に、5か月経過をめぐり順次、月2回でございますが、発送をしております。また、18歳以上で基礎疾患を有する方やその他重症化リスクが高いと医師が認める方につきましては、市では把握ができないことから、接種券をお申込みいただいた方に発送をいた

します。接種券の申込みは、コールセンターへの電話でのお申込みと市ホームページの入力フォームで必要事項を入力する2通りの方法となっております。接種券の申込みをされた方へは、順次接種券を発送してまいります。

接種場所につきましては、総合センターまたは巢南保健センターでの集団接種と市内22医療機関で実施しております個別接種となります。

なお、4回目接種の接種開始日は、個別接種は7月4日から、集団接種は7月10日を予定しております。

予約方法につきましては、集団接種はコールセンターへの電話とウェブでの予約が可能となっております。また、医療機関での個別接種につきましては、電話、窓口、仮予約票提出など、医療機関によって異なります。接種券の発送時期に予約方法等の案内を同封させていただいておりますので、いずれかの方法で予約をしていただきたいと思いますと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

[16番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 新型コロナウイルス感染の質問のまとめとして、新型コロナウイルス感染対策のため、新型コロナウイルスワクチン接種の推進は重要でございます。今後4回目の接種が行われることを望んでいるところでございます。

次の質問に移らせていただきます。

大きく表題の中で、安心・安全なまちづくりについて、4項目質問させていただきます。

消防団活動の見直しについてお尋ねします。

西小学校区自治会協議会から令和4年2月28日に、消防団活動の見直しについて、要望書が市長、消防団長へ提出されました。操法習得のための訓練の見直し、地域の事情に合った、団員がよりやりがいのある、生きがいを感じられるようなものにするための活動の見直しの要望書が出されているところでございます。地域住民からは、操法大会に向けた訓練より、地域住民を巻き込んだ防災意識の高揚活動のほうがより地域に必要ではないかという声が聞かれています。要望書を受けて、現時点での見直し進捗状況、今後市として消防団活動の見直しをどのようにされていくのかお尋ねいたします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 消防団員の加入に向けた取組については、これまでも何度か御質問をいただいているところでございます。

新しい消防団員の募集を行っていただいております自治会長の皆様におかれましては、要望書に書かれているとおり、選出に大変御苦勞をおかけしているところでございます。この場を借りてお礼を申し上げます。

今回、御質問の要望書が提出されたことを受けまして、市と消防団本部では何度か意見を交わしてきております。やはり消防団は、地域の消火活動、防火予防、防災活動など、自治会の中心となって活動していくことが大切ではないかとの意見で市も消防団も一致しているところ
です。

現在も終息のめどが立たない新型コロナウイルス感染症により、活動しにくい状態が続いて
おります。その影響で、新消防団員が車両や器具を使わないまま時間が経過してしまう現実が
あるということです。そこで、昨年度から新たな試みとして、主に経験の浅い消防団員を対象
に、火災出動時に必要となる実践的な技術の習得を目的としました消防団教育訓練を年度当初
に実施しております。

この訓練は、規律やタイムが規定される操法訓練とは異なりまして、より現実的な消火活動
を念頭に、岐阜市消防本部の瑞穂消防署の消防士さんに流れを組み立てていただいたものでご
ざいます。実際の火災現場で着用する防火衣、服装ですよね、防火衣などを着用した3人がポ
ンプ車に乗りまして、車を水利まで移動した後に、水利からの給水、そして火元に見立てた的
を倒すという訓練でございます。実践的な訓練ですので、車両を停止した後にタイヤ止めを設
置する、車両側面のシャッターを開け、格納されているホースを取り出す、現場が足りないと
きはつながないといけませんので、そこから出す、実際的に出してみる。操法訓練にはない、
実践的な消火への動きがある訓練となります。例年は、操法大会に向けた訓練のため、ホース
の後片づけなどがメイン作業となる新入消防団員でありましたが、この訓練により、実際に車
両や器具に触れるよい機会となったことから、新入消防団員の方もやりがいを感じていただ
いていると思います。消防団からは、今後も継続すべきとの声が多くありますので、ぜひ続け
ていきたいと考えております。

また、要望書にあります操法大会の在り方につきましては、大会に向けた練習がハードで、
敬遠される理由になっているのではないかと御意見で、確かに消防団員募集時にそのような
御意見が出まして、選出に支障があるとの話はよく自治会長さんから聞いておるところです。

この操法につきましては、訓練を多く重ねますので、現場で気が動転するなど、火災現場で
の、何度も練習し体にしみ込ませるということで円滑な消火活動が行えるというメリットがあ
る反面、その練習が短期間に集中的に行われるということの負担感から、消防団員募集の足か
せになっているということも事実でございます。

そこで、例年はポンプ車と小型ポンプの2つの種目を行っておりましたが、市の操法大会に
つきましては、今年度より1種目に絞って開催することにより、団員の負担軽減を図ることと
しております。このような取組はまだ消防団員募集において後押しになっていないという
ことかもしれませんが、今後も団員の負担軽減や処遇改善を図ることによりまして、地域から
選ばれ、そして地域のための消防団となるよう、地域に積極的に関わる活動内容へとシフトし

ていくことが大切であると考えております。

昨今は、災害が多発化、激甚化する中、消防団活動の重要性が高まり、役割も多様化しております。今後も消防団員の負担軽減も図りながら、市内の消防・防災力の維持・向上とのバランスも図り、地域に根差しました防災力の維持・向上とのバランスも図りまして、市民から頼りにされる消防団を目指していきたいと考えていますので、よろしく御理解を願いたいと思います。以上でございます。

[16番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、消防団活動について、市長、消防団長より平素、御尽力されていることに関しまして、感謝申し上げます。

これから梅雨に入ります。道路冠水など発生するおそれもありますが、消防団員の方々には、くれぐれも安全に職務を行っていただきたいと思います。望んでいるところでございます。

次の質問に移らせていただきます。

高齢者の交通・生活支援についてお尋ねします。

今後10年後はますます瑞穂市においても高齢化社会が進んでまいります。先日、高齢者の声として、岐阜バスの唐栗・美江寺・安江病院の路線バスが廃止されたことで、市民病院へ行くには、みずほバス美江寺バス停から穂積駅へ行き、岐阜駅から市民病院へ乗り換えなくてはなりません。

コロナ対策として、子供たちに生活支援策は国、県、市において行われていますが、高齢者へも寄り添ったさらなる交通・生活支援策を考えていただきたいと思います。外出が困難な高齢者に対し、対象のごみ出し訪問収集などをしてほしいとの声もあります。

3月に新しい北方警察署長さんが、管内の警察署さんの今後どう取り組むかの中には、管内の防犯、発生をより一層抑えつつ、高齢者を守りたい、高齢者の事故対策を注力していきたいと話されておみえです。

市長にお伺いします。

臨時交付金の使途も含め、高齢者の交通・生活支援策について、例えば高齢者のタクシー利用助成事業、現在行っていますが、それ以外に今後どのように進めていかれるのかお尋ねいたします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 若園議員の御質問の中で、私どものほうからはみずほバス、企画部のほうはみずほバスをやっているので、みずほバスの考え方と、あと高齢者の方々への寄り添った交通・生活支援について、ちょっとお願いしたいことがございますので、説明させていただきます。

現在、高齢者の交通手段の確保としましては、敬老の日に合わせて、令和3年度にみずほバスの高齢者無料企画を9月13日から10月12日に実施いたしました。このような機会にみずほバスを御利用いただくことで、乗車方法や利便性について知っていただき、その期間だけではなく、継続して利用していただくことで、高齢者の交通手段の確保につなげたいと考えております。

また、令和3年度よりみずほバスシルバーカードを発行しております。運転免許証を保有していない75歳以上の方を対象としまして、みずほバスを半額で乗車いただけます。高齢者の中でもみずほバスが利用できる方は、どんどん利用していただきたいところでございます。

みずほバスについてですが、みずほバスというものは公共交通機関でございます。JR穂積駅を利用する瑞穂市を取り囲む15万人の圏域の方々のアクセスの向上というものと穂積駅前の混雑緩和を狙い、じっくりじっくり育てているものでございます。穂積駅までの通勤、通学における速達性を追求しているものです。

公共交通機関であるみずほバスでの高齢者への細かな配慮といえますか、対応につきましては限界があるところでございます。より高齢者への寄り添った交通環境の提供につきましては、みずほバスだけでは無理だということは考えております。健康福祉部でも調整を行い、広い視野での検討が必要と思っております。健康福祉部ではタクシー利用助成事業がございます。そちらでの対応もお願いしているところです。

また、各地域でのコミュニティーである自治会や校区において、このような課題をコミュニティーの中で検討していただき、解決策を見いだしていくこともお願いしたいところです。買物支援事業や通院支援事業としまして活動を起こし、今助けることができる人がお手伝いをしただいて、その方が高齢になれば助けられるような、こういうお互いが助ける助けられるというような循環的な社会づくりへの御理解もお願いしたいところでございます。このような活動が自治会加入やコミュニティー形成への動機づけとなりまして、地域の結束力の向上につながるかと理解しておりますので、よろしくお願ひしたいところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 私からは、高齢者の支援の部分についてお答えをさせていただきます。

コロナ禍におきまして、高齢者の交通や移動支援、生活支援につきましては、引き続き支援策を検討していかなければならないと認識しております。

まず移動手段につきましては、高齢者のタクシー利用助成について、昨年度より助成対象者について拡充をいたしまして、運転免許証を返納された方に対して移動手段の支援策として行ってまいりました。現在の原油価格、物価高騰下において、高齢者の交通支援、利便性向上の

ため、タクシー助成制度の助成対象者について見直しを行ってまいります。

また、ごみ出しなどの生活支援といたしましては、1つには介護保険制度の訪問介護として生活援助サービスがございます。生活支援が必要な方への確にサービスへつなげられるよう、横断的な相談体制の強化に努めたいと思っております。

しかし、こうした介護保険サービスの支援につきましては、どうしても制度設計上の隙間が生じてしまうこともございます。国は、地域共生社会の実現を掲げております。支え手と受け手が固定するのではなく、みんなが役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会の実現ということですが、現在、市内ではちょっとした困り事を解決しようと活動されているボランティアの団体がございます。今後は、このような住民主体により高齢者のちょっとした困り事に柔軟に対応できるボランティアなどの育成や仕組みづくりを積極的に行っていきたいというふうに考えております。

現在、地域福祉の取組といたしまして、市全体や校区ごとに設置されております地域支え合い推進会議において、福祉課題についての話し合いが行われておりまして、困り事の解決や移動支援などの仕組みづくりが検討されております。市といたしましても、地域のこのような活動と協働しながら、自助・互助・共助・公助の意識を持ちながら、地域共生社会の実現に向けて、市、社会福祉協議会、地域が一体となり、連携しながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

[16番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、高齢者の声に耳を傾けて、高齢者の交通・生活支援について、さらなる行政運営をお願いして、次の質問に移らせていただきます。

1級河川犀川改修についてお尋ねします。

これから梅雨に入っております。昨年8月13日、森・新月・美江寺・古橋地区の犀川増水によりまして、道路冠水したところがございます。今年度も犀川河川改修の整備計画はどのようになっているのか、また市の防災体制など、ソフト対策について答弁を求めます。

○議長（若井千尋君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 犀川河川改修の進捗状況について御説明いたします。

昨年8月の豪雨時には、犀川上流部の森地内ほかにおいて、道路の冠水により一般県道田之上・屋井線や市道が一時通行止めになるなど、市内各地で被害が発生いたしました。

犀川の河川改修は、岐阜県新五流域総合治水対策プランの中で、長良川中流支川流域の整備促進箇所位置づけられ、ハード対策では、現在、県において横屋地内の下犀川橋付近で河道拡幅や護岸工事が実施されております。さらに、今年度から十九条橋上流の用水堰改築に向け、

用地買収の後に、堰躯体工事が進められると聞いております。

また、河川の水位計や河川の状況が分かるカメラを設置し、県のホームページ、岐阜県川の防災情報で公開するなど、市民が適切なタイミングで避難できるためのソフト対策も進められております。瑞穂市内には、これまで河川管理者である国及び県により、従来型の水位計が3基、危機管理型水位計が9基、河川監視カメラが9基設置され、運用されてきました。昨年の浸水を受け、主要地方道岐阜・巣南・大野線の美江寺橋の約350メートル上流になりますが、森地内に、新たに危機管理型水位計及び河川監視カメラが5月末までに増設されました。市においてもこの情報を活用しながら、早期対応が行われるよう防災体制を整えてまいります。

今後も犀川の河川改修が早期に進捗するよう強く要望するとともに、地元や用水管理者等との調整に積極的に協力し、浸水被害の早期解消に向けて取り組んでまいります。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 私どものほうからは、ソフト対策について御説明させていただきたいと思います。

御質問のとおり、昨年8月13日に森・新月・美江寺・古橋地区におきまして、1級河川犀川の増水による道路冠水がございました。特に県道田之上・屋井線の田之上倉町交差点から北へ、これは直線距離になりますが、300メートル余りですが、この付近に犀川右岸では広範囲に冠水が起きましたので、消防団員が河川近くの住宅エリアで土のうを設置するという活動を行っていただきました。

県内の各河川には、国または岐阜県による水位計が設置されております。こちらのほうですが、犀川に関しましては、巣南中学校の東に設置されているところになっております。今回土のう設置を行った箇所の水位は、これまでは目視で確認することしかできないような状態でございました。しかしながら、昨年の状況を踏まえまして、岐阜県の御理解によりまして、先般、危機管理型水位計が設置されました。先ほどの宇野調整監の説明にもあったとおりです。

この水位計は、国及び岐阜県が設置した水位計と同様に、岐阜県が管理するインターネットサイト、岐阜県川の防災情報で、パソコンやスマートフォンなどで水位情報や現在の映像を確認することができるものでございます。この水位計によりまして、これまでより早く現場の状況を把握することができるようになりましたので、現地対応や避難情報の発出など、速やかな対策を取ることができるようになります。具体的に言いますと、水位計がありますので、30センチ以下になっていたら消防団警戒しろよというお話をしたりだとか、この水位になったらもう土のうを取りに行きなさいとかということができるようになったということです。手順が明確になる、心の準備が消防団もできるということになります。

今後も、河川管理者に対しまして要望等を重ねて行い、一緒になって市民の安全・安心に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いしたいと思います。

[16番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、気象庁より3か月予報が発表されたところですが、ラニーニャ現象による高温多湿による線状降雨帯に降雨が多く発生します。犀川増水により道路冠水がしないよう、今後も1級河川犀川増水をしないよう望むところでございます。

空き家対策についてお尋ねします。

瑞穂市西小学校区でも空き家が数件あります。市内においても今後増える可能性があります。防犯上、火災の危険やイタチ、アライグマなどのすみかになる可能性があります。公衆衛生上問題があると思いますが、市として支援する方策を含め、新たな空き家対策についてどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 市の空き家対策としまして、市民の空き家等に係る総合窓口を都市開発課に一本化し、その対応を行っております。空き家内における雑草や防災、防犯上など多種多様な問題の対応となることから、瑞穂市空家等対策計画にもありますように、関係部署と連携を図りながら、その都度指導を行っております。

支援としましては、管理不良の空き家等の発生を抑制するため、空き家の所有者などから適正な管理や活用などの相談に対して職員が対応しておりますが、中には相続等の専門知識が必要になる場合もあり、対応窓口の充実を図るため、建築士や弁護士などで構成されるNPOと連携して空き家等に対する相談体制を強化し、支援を図っております。

法律上、建築物等の維持、保全については、民法、建築基準法、空家等対策の推進に関する特別措置法にもありますように、所有者の責務となっております。しかし、市民生活の安全・安心な住環境を確保するため、建築物上大変危険のおそれがある家屋の対応としまして、昨年度、建築士の調査結果を得て、2件の特定空家等を認定しました。特定空家に認定されたものに対しては、除去を実施される方に対し、瑞穂市特定空家等除去費補助金要綱に基づき、費用の補助を行うことが可能となりますので、所有者に制度の説明を行うとともに、除去への指導を進めていきたいと考えております。

今後も、危険な家屋等の除去や管理不良の空き家等の指導を行いながら、危険な空き家の発生防止に努めてまいりたいと考えております。

[16番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、市内においても空き家があります。道路のほうに家のひさしが倒れてくる家屋が見受けられます。市民から空き家対策について相談を受けて

います。市長におかれましては、安心・安全なまちづくりに今後も推進していただくことを望んでおるところでございます。

最後に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、約1億7,000万円の交付金が今来ている状況でございますが、その交付金の今後の、どのようになっっていくかお尋ねします。

コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の活用が可能な事業について、現段階の市としての考えているものにどのようなものがあるか、答弁を求めます。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 若園議員の御質問にお答えいたします。

原油価格・物価高騰対応分を含め、新たに交付されます国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、瑞穂市への交付限度額は1億7,408万8,000円となっております。国からは、この原油価格・物価高騰対応分の活用方法としまして、生活者と事業者の2つの支援について示されております。

当市では、まず生活者支援としまして、原油価格・物価高騰の影響を受けておられる市民の皆様への経済的負担を軽減するための支援策としまして、一定期間の水道基本料金の免除、乳児子育て世帯に対する支援、高齢者の外出支援を考えております。

また、直接の支援ではありませんが、学校給食につきましては、物価高騰に影響すると考えられる分の食材費につきましては、給食の質と量を維持する方策を考えております。

次に、事業者支援につきましては、昨年来、原油価格の高騰によりまして、特にガソリンや軽油等を大量に消費される運送業者等におかれましては、大変厳しい経営環境にあると認識しておりますので、運送業者に限らず、市内の中小企業、小規模事業者を対象としまして、ガソリン等の燃料費に対する支援を考えております。

原油価格・物価高騰対応分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、今後国から追加の交付も予定されていることから、これも有効に活用し、できるだけ多くの生活者や事業者の支援の実施に取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

[16番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金約1億7,000万円が交付されてきます。コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の活用が可能な事業について、支援されることを望んでおるところでございます。

ちょっと時間がございますので、市長にお尋ねします。

サンコーパレットパークの使用状況と今後の運用計画について先ほどお尋ねしましたが、蛇

口を押して水を飲む、それは小さい、3歳の子供がいるんですよ、私が行くと。おっちゃん、これはちっとも水が飲めへん。何やといたら、ストッパー、ばねになっておるもんで、手を洗おうと思っても水が受け取れん、顔が洗えんというんですよ。だから、私が提案するのは、ぽんとたたいて30秒か1分できれば、3歳の小さい子供が顔を洗える、手を洗えるというんですよ。こういうのを、私は実際に、あそこは西地区ですので、毎日サンコーパレットパークを通るようにしておるんです。

そして、また先ほど言われた車の当て逃げってあったんですけど、地元の人が、パトカーが来ておるで何やといたら、伊吹おろしで風が強いもんでドアが当たった、あるいは当て逃げがある。防犯体制をしっかりとってくれという悩みの相談があるんですよ。

私も4月3日にオープンしたので1週間後に行ったら、もう本巢小のマイクロバスが来ていました。そういうような形で大型車が来ておる中で、置く場所がないんです、車両ばかりやで。それは看板を1つつけるだけでできるんです。そういう細かいのをやるのが、私は市の施策であり、当初予算、今164億でございますので、工事差金でもいいので、そういう細かいのをやると、地域がやっぱりみんな今後とも喜ばれますので、そういうことを含めて、答弁のまとめとして市長に答弁を求めます。お願いします。

○議長（若井千尋君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 若園議員から今回、広範にわたる御質問をいただいております。その中でもサンコーパレットパーク、瑞穂市で初めて企業に愛称をつけていただいたということで、市民の方々にも本当に親しみを持って利用をいただいている公園となっております。

議員の御質問の中の水飲み場とか駐車場におきまして、具体的に今お聞きをいたしましたので、前向きに検討をさせていただきますので、答弁とさせていただきます。お願いをいたします。

〔16番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 教育委員会のほうも、所管の答弁でも、やっぱり市長の言われるように、こういうことによってはこう、こういうようなことについて前向きに、やっぱりできんにしても考える、やるという心構えを、やっぱり質問しておるんだから答弁をお願いいたします。

今回の質問は4項目を質問させていただきました。これに対する執行部からの答弁は、前向きな答弁をいただきました。適正な行政執行について御配慮をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（若井千尋君） これで、16番 若園五朗君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時03分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番、立憲民主党の松野藤四郎でございます。

私は、質問事項は1点でございます。それは、働き方改革についてでございます。

各企業等は、働き方、休み方と改革に取り組んでいるが、自治体の取組ができない理由については何かということで、各項目について質問席から質問いたします。

労働基準法、あるいは労使協定などについて、労働基準法第39条第7項には、全ての事業者に対して年次有給休暇が10日以上発生した従業員に年5日の年次有給休暇を取得させなければならないとなっております。これは常勤の職員等ですが、勤続が6か月以上であればもう10日の有給休暇が取れるわけですけれども、それに反して罰則規定がございます。労働基準法第120条、あるいは年休を取ろうと思って請求する時期に与えなかったために119条が適用され、30万円以下の罰金が科せられます。

また、県内には自治労に加入されている職員組合があり、それは県職員や岐阜市職員などありますが、当市には労使協定により労働組合が結成されているのか。現状について伺います。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 松野議員の御質問にお答えいたします。

一般的に、地方公務員は地方公務員法により罰則の適用除外となっております。

また、瑞穂市においては、労働組合は結成はされておられません。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 通常は三六協定というのは各企業等が行っておるんですけれども、適用除外をされるということで、これは33条の中だと思いますけれども、それはこの当市のといますか、職員たちに適用されているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） ちょっと質問の意図が分からないもので、ちょっとずれているかもしれませんが、地方公務員法の第58条では、他の法律の適用除外等という規定がございます。その58条第3項では、労働基準法第2条からずうっと定められておまして、第39条第6項から第8項までの規定につきまして、職員に関して適用しないというような条項がございますので、適用されないというふうに考えております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私の資料によりますと、労働基準法第33条の第3項が適用されていると、こういうふうで理解していいですか。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 具体的に、申し訳ございません、第33条の第3項のどのような点なのかというのをお尋ねしてもよろしいでしょうか。

〔17番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 第33条の第3項ですけれども、公務のために臨時の必要がある場合においては、第1項の規定に関わらず、官公署の事業に従事する国家公務員及び地方公務員については、32条から前条までもしくは第40条の労働時間を延長し、または第35条の休日に労働させることができると、このようになっています。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今の内容ですと、緊急時には時間外勤務をさせることができるというように内容のように捉えられましたので、それは必ずとはいませんが、緊急時には、必要最低限において時間外のほうはできるというふうに感じます。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） では、次に、今年の3月の議会でも質問いたしましたけれども、長時間労働、長時間勤務を行わなければならない理由についてお伺いします。これは多分繁忙期等だというふうに思いますが、長時間労働を行わなければならない理由についてお伺いします。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 時間外勤務を行わなければならない理由ということでございますが、それぞれの部署によって事情はあると思います。例えば選挙、あと災害、工事の発注時期、あと申告の時期や納税の課税をしなければならないというような時期、行事、イベント、あと相談業務とかDVなどの緊急時などが主な時間外であると考えております。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） これは、仕事量とか業務分担等の把握、これが十分理解されて労働時間というもの、長時間労働をやってくるわけですがけれども、働き方改革の一環として、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革ということで、例えば市の職員にフレックスタイム勤務の導入、これは時差出勤もあるわけですがけれども、今まではこれを1か月という日割りで上限ができたんですけど、今回から清算期間が、上限が3か月に延長されてきました。例えば4月に、時間外といいますか、勤務時間が多くて、4月に

ね、それで6月頃に業務が閑散してきたということになって、これを平均してくるわけですが、フレックスタイムという勤務の導入についてどのようにお考えなのかお尋ねします。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 瑞穂市におきまして、現在、フレックスタイム制度は導入していません。多様で柔軟な働き方や充実したワーク・ライフ・バランスのためにフレックスタイム制度がありますが、導入に関しましてはデメリット面もあるかと思えます。例えば適切な労働時間の管理が可能であるか、市全体において働き方が適合するかなど、導入するには十分な検討が必要であると考えております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 例えば1週間に40時間という労働であれば勤務時間というのは最終的に同じなんですけれども、要は、例えば共働きで子育てしている夫婦、あるいは幼保園や介護施設などへの送り迎えなどを夫婦で分担して行っているわけなんですけれども、そういったことがこのフレックスタイムに該当していくわけなんですけれども、そこら辺を今は導入するという、今はしていないという話ですが、今後そういった導入に向けての考えはあるのかお尋ねいたします。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） ただいまの御質問にお答えいたします。

お子さんの送り迎えなどにそういう働き方ができるのではないかとということなんです、制度としては別の制度がございますので、部分休業制度というのが実際にご覧いただけますので、そちらを実際に職員の中で活用というか、利用している職員もおりますので、そちらで対応できるのではないかとこのように考えております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 育児介護休業の取得状況、職員が何名取得されているのか。また、育児休業の取得は何歳までできるのか。その期間が、例えば子供が1歳か2歳か分かりませんが、それ以降職場に復帰が可能なのか、あるいはそこで退職される方が見えるのか。現状として伺います。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 育児休業の取得状況についての御質問でございますが、令和4年5月31日現在で21名、男性が2名、女性が19名の職員が取得しております。

育児休業の期間は、男性職員、女性職員ともに子供さんの3歳の誕生日の前日までが取得可能となります。

また、育児休業取得者で退職された方ということでしたが、復帰をせずしてという前提をつけさせていただければ、令和4年3月末日では4名の方が復帰をせずして御退職のほうをされております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 総務部長にちょっとお尋ねしますけれども、21名のうち男性が2名とか、退職者は4名ということですが、介護とか育児法で対象となる勤務時間の短縮の状況、また労働時間の時間外労働の制限、こちら辺はどうなっているかなあというふうに思うわけですが、要は育児とか介護をする場合に時間の短縮をして、早く、8時間労働を7時間とか、こういうような取組状況があると思いますけれども、実態としてどのようになっているのか。また、時間外等についても、そういった方には時間外勤務をさせているのか、総務部長にちょっとお尋ねしたいと思いますけど。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 先ほども申し上げましたが、部分休業の取得者といたしましては、3名の方が取得しております。

時間外勤務の考え方でございますが、どうしても時間外勤務が必要な場合には、必要最低限度での命令ができるのではないかというふうな認識でおります。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 次に行きましょうね。

職場内での異動、仕事の回し方、割り振り、同一仕事・業務の煩雑等、部課内の調整、そして四半期ごとにそういったことについての成果、繁忙期対策、こういったものは部署内でいろいろ行われていると思いますけれども、実態としてどのような動きかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 時間外勤務時間につきましては、個別で、それぞれ職員ごとで把握しております。それを基に、管理職が仕事量の割り振りやその調整に活用できていると考えております。

さらに、年度当初に所属長は、所属職員が作成する現状分析シート兼目標管理シートを基に、期首面談を行っております。所属長は、それらを通して職場内の全体業務を把握するとともに、事務分掌の割り振りを行っております。その後、9月には中間面談を実施し、仕事の進捗状況などを把握し、指導を行っております。もちろんその間においても業務の打合せを係単位や課単位で随時行っており、所属における組織目標の達成に向けて軌道修正をしながら進めており

ます。

以上のような定期的な面談等を実施することによっても、課内における事務の進捗状況や事務量についての確認をすることができていると考えております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私も以前はある企業に勤めておりました。1週間のうちに、例えば水曜日がノー残業デーだというような労使協定がされておりましたけれども、当市にはそういったノー残業デーの創設はあるのかお尋ねします。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） ノー残業デーについては、毎週水曜日と毎月の給料日をノー残業デーとして、部長会議などで管理職に周知をし、部下職員にも徹底するように指導をいたしております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） じゃあ、もう一点ですけれども、1か月に1配給と20時間というような、私の企業では労使で決めておりましたけれども、当市においては、1か月に1配給4時間といった時間外の規制というのはあるのでしょうか。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 1か月の時間外勤務につきましては、原則45時間ということで規定がされております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） これは労基法の中にも45時間とか、年間720時間、いろいろあるわけですけれども、当市として独自にそういったものをつくるというのか、職員の健康管理、あるいは福利厚生から見たときには働き過ぎだと、そういうときには職員の増員というのが普通かかる、なってくるんですよね。そこら辺を加味されているのか。40時間もやるんですか。職員の増員をするということの考え方はあるのかお尋ねします。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 職員の増員についてということでございますが、今回の新型コロナウイルス感染症対応とか、国の新たな事業、給付金事業とかが増えるときもでございます。思わぬ事業が増加した場合には、会計年度任用職員や派遣職員の増員、また委託業務への転換等で柔軟に対応をして職務の平準化を図っていこうというふうで考えております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 有給休暇の取得率といたしますか、年間例えば20日間有休がある場合に、本市としてはどのくらいの取得率か。要は、労働者が請求する時期に与えなければならないが、同僚職員への気兼ねや請求することへのためらいなどの理由から取得率が低いと思います。国といたしますか、国のほうは多分70%近くの取得率を見ておるんですけども、現状瑞穂市の職員というのは、60%ぐらいになるんですかね、どのくらいの取得率になるんでしょうか。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 気兼ねやためらいから有給休暇の取得率が低いのではないかと御指摘でございますが、実態といたしまして、瑞穂市では一般行政職の年次有給休暇の平均取得日数は、令和2年1月1日から令和2年12月31日の間では11.5日を取得しており、全国平均、これは令和2年度でございますが、11日、県内平均、これは令和3年度ですが、9.9日を上回る取得率となっております。決して取得率が低い状況とは言えないというような認識を持っております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 全国平均といたしますか、全国平均のといたしますか、岐阜県内の自治体の取得平均日数、これは先ほど部長から言われましたように10日から11日間でありますね。本市は7日から8日間ですか、低いわけですね。これは、私が思うには、仕事量とかいろんな気兼ねがあつて休めないんですよ。それは、市として職員の増員を図らなければならない、増やさなアカン。そうすれば、皆さんが有給休暇を全て取れると。20日間もあるんですよ。6か月勤めた場合は10日間ありますけれども、6年6か月過ぎれば有給休暇が20日間取れるんですよ。

ということで、再度聞きますけれども、職員の増員をしなアカんと、福利厚生面から見ても、私は思いますけれども、再度答弁をお願いします。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 先ほどの瑞穂市の取得状況ですが、11.5日でございます。ですので、県内平均、全国平均を上回った状況であるということを御理解はいただきたいと思っております。

また、さらに今後の考え方といたしまして、増員する、職員の増員というのもあるかと思っておりますが、定員管理上、無限に増員をさせるということもなかなか難しいと思っております。今後5年で15人の増員については、定員管理計画をもって増員していくという計画になっております。ただ、さらなる有給休暇の取得を促進させるためには、IT化や事務改善などの効率性を高めることやワーク・ライフ・バランスの面から職員自身の意識改革を行うなども重要となつてく

と考えております。今後も積極的な有給休暇取得推進の周知徹底を図り、取得率の向上を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 瑞穂市の取得率は11.5ということで、全国平均を上回っている、県内の平均を上回っているという話ですけれども、労働者といいますか、働く人が有給休暇を使って、家庭の団らんとかいろんなことができるわけですけれども、市として、今向上を図るという話ですけれども、具体的にどのような政策をされるのか、お聞きをしますけれども。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） まず、有給休暇の取得状況について、全職員について把握をしております。全職員、毎年8月末現在ですが、年次有給休暇の取得状況を全職員まとめまして、部長会議を通じて各所属長に通知し、最低有給取得日数である5日以上を確実に取得できるように促しております。所属長はそれを基にして、該当職員に個別に年次有給休暇の取得を指導しております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 毎日業務をいろいろ市民サービスでやっていただくんですけども、我々は会社におったとき、1か月、あるいは3か月のそれぞれの皆さんの線表を作って、いつかこういうふうに休みますよ、こういった仕事があります。こういうことも、多分市のほうも作業的には平準化されているというふうに思います。そういった線表を作って、課内とか部内で打合せをしてやっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 年次有給休暇につきましてはそのような計画表は特には作っておりませんが、夏季休暇に当たりましては、取得状況としてはほぼ全員が3日間取得しておりますので、そういう計画表を作成いたしまして、夏休み、夏季休暇を3日連続で取りましょうというような周知徹底をしておるところでございます。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 残念なことに、瑞穂市というのは労働組合がない。県とか岐阜市は自治労に入って、民間企業等もいろいろやっておるわけですけれども、そういった中に入っていない。ですから、働く人がどこにも言えないんですよ。行政の言うままにやっておるんですよ。そこら辺を改善せなあかんと思うんですよ。

今の夏季休暇とか年末年始、あるいはアニバーサリー休暇等で連続休暇をできるわけですけ

れども、こういった休暇については全職員が取っているのかと、実情として伺いたいと思います。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 先ほどの夏季休暇につきましては答弁させていただいたとおりでございますが、年末年始につきましても、基本的には全職員がお休みですが、さらに各所属の状況によっては、年次有給休暇を年末または年始の休みに付け加え、連続休暇となるように奨励をしております。

また、アニバーサリー休暇についてですが、特に規定があるわけではございませんが、職員の誕生日などは年次有給休暇を取得することを励行しております。

いずれも部長会議や庁内インフォメーションにおきまして、管理職員、また職員に周知を行っているところでございます。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今のアニバーサリーの休暇では誕生日という話ですけれども、例えばこれは結婚記念日とかそういうこともあるわけですけれども、そういうことも行政として推奨して、休めるように今後も御検討を願いたいと思います。

それから、例えば時間外勤務ですね、1か月の中で、例えば繁忙時期、4月とかあるわけですけれども、そういったときには、もう初めからこの日とこの日は時間外だというふうに線表の中に入れてやっていけばいいんですけれども、急遽で出た場合に、これは組合がないので残念ですけれども、通常、組合がある場合は、当日の例えば3時なら3時までに時間外をやりますよと、誰々がやりますよという報告を出すわけですけれども、これは管理者が、瑞穂市ですよ、管理者が、あの方は、A君はこの仕事が今日はどうしてもやっていかなあかんということで、管理者のほうから時間外をしないかんよとか、あるいはA君のほうから時間外をします。これはどちらになっているんでしょうかね。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 通告にない御質問でうまくお答えできるかどうかちょっと分からないんですが、時間外勤務の基本的なことでございます。基本は、管理職の命令によって時間外勤務をするというのが基本だと考えます。ただ、それぞれの担当者の状況によりまして、そうでない場面もあるというようなことは感じております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の答弁ですと、管理者が、あなたはこの業務をやるために時間外をしなさいよと、こういう格好ですね。我々が企業におったときもそれもありますし、組合員

自身からも、この仕事がどうしてもまだ残っているからやらなあかん、こういうふうにして時間外勤務をするわけですけども、当市としては、管理者が職員に時間外をなささいよという命令をしておるということで確認してよろしいでしょうか。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 全ての業務、時間外業務につきましてそのようになっているというわけではないというふうに先ほどもお話しさせていただいたとおりでございます。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） あと2点ぐらいを聞きたいと思います。

定年退職して辞めた後、嘱託として再雇用として勤務される方もお見えですけども、労働関係が継続され、勤務時間にこれは通算されていくのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 松野議員に申し上げます。

通告に出ておりません質問ですので、考慮していただきたいと思います。

[17番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 要は関連ですよ。全く違うという話じゃないですよ。関連ですよ。年次……。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今おっしゃってみえるのは再任用職員のことだというふうで答えをさせていただきたいと思います。

今、国のほうでは、定年延長ということで法律の改正がされております。地方公務員法のほうも定年延長ということで、段階的に定年が延びている状況でございます。

今現在は60歳定年ということで、それ以降につきましては再任用という形で雇用をさせていただいております。労働関係はそのまま継続をされておりますので、定員の1としてカウントをされます。勤務期間に通算されるのかというのは、表彰など、勤続表彰などの勤務期間としては通算して表彰対象としている状況でございます。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 6年6か月以上勤務をすれば有給休暇が20日間もらえるわけですけども、次の年に繰り越す日数は何日なのか。30日ぐらい持てるのか、切り捨てられるのか、毎年毎年20日間の有休が与えられるのか、繰越しはできないのか、そこら辺を分かれば教えてほしいんですけど。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 前年分の有給休暇は最大20日まで繰り越すことが可能となっております。年に20日間の付与ということになりますと、最大で、合わせて40日間の付与が最大日数となります。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私の思っていたのは、次の年に繰り越せるのは前年度の残日数だと思ったんですよ。あなたの説明だと40日になるような感じですけども、ちょっと確認したいと思いますけど。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 残日数でよろしいかと思えます。ただ、先ほどは最大20日ということで、前年度に1日もその年度のやつを使われなかった場合については最大20日間というふうでございます。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 瑞穂市、あるいは本巢、北方町を含めてもとす広域連合でいろいろ業務をしておるわけですけども、当市からも広域連合へ派遣されている職員等があります。ここら辺の有給休暇等については、広域のほうで管理をしているというふうで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） もとす広域連合等へ派遣している職員につきましては、現在の年次有給休暇の状況につきましては派遣先のほうへ通知をいたしております。派遣先におきまして取得の管理を行っております。派遣先との情報連携によりまして、年次有給休暇の派遣している職員の取得状況についてはこちらでも把握をいたしております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 石田部長がほとんど答弁をされているわけですけども、私は、この瑞穂市、穂積町時代から瑞穂市になってきたわけですけども、政治的理念からいろいろあって、例えば県とか岐阜市などにおいては、やはり働く仲間の代表として三六協定等をつくっておるわけですね。残念ながら当市にはありません。職員が私は本当に大変かわいそうだなあ、福利厚生面から見て非常に残念だなあと、このように思います。

聞くとところによると、何かちょっとしたお友達たちがそういった労働関係の話をしておるわけですけども、市としても積極的に職員の皆さんに働く場所の環境整備、これが必要だと思

うんですよね。県と岐阜市職員等については自治労等に加入しておりますよ。これは職員の何%以上でやっているか分かりませんが、区分が何か分かりませんが、そこで例えば60%ぐらいの職員が必要だなと思ったときには、当市としても、執行部としても側面から応援するような格好でやると、業務も市民サービスも向上するし、職員等の福利厚生の方から見てもいいかなと思いますけれども、そういったことに対して、市として今後の考え方についてお尋ねします。

○議長（若井千尋君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 松野議員から、働き方、休みの取り方、時間外の改革というような御質問をいただいております。

まず時間外についてお答えをさせていただきますと、時間外、なかなか今職員に早く帰りなさいと言ってもなかなかできるものではございません。やはりその理由、原因が何になっているのかということ进行分析しないと、時間外については偏りが見られるということも傾向が出ています。一人一人の職員がスピード感を持って能力をつけるということも一つになります。また、その人に事務が偏っていないかということもしっかり見極めていかなければならないということをおっしゃっております。

そして、有給休暇につきましては、こちらについても、平均で11.5日はありますが、極端に有休取得が少ない職員に向けての指導と申しますか、その原因が何であるのかということをお調べすると、ある程度有休についても取得が増えてくるということをおっしゃいます。組合がないからというようなことも御心配をいただいておりますが、今は昔とは少しずつ状況が変わってきておるとおっしゃいます。組合がなくても、上司に気兼ねなく、配慮することなく有休を取ったり、時間外をせずして帰る、そんな体制づくりも少しずつではありますができてきているというようなことで、またこれからも働き方改革というのを進めていきたいとおっしゃいます。

また、瑞穂市、ほかの市町と少し状況が変わることは、今はまだ人口が増えております。人口が減少しているまちとは職員の採用についてもやはり違うということ。少しでも多くの職員を採用して、また働き方改革を進めていきたいということをおっしゃいますので、よろしくお願いを申し上げます。

[17番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 最後ですけれども、自治労連の賃金権利局から2019年3月に三六協定の締結の手引が各自治体職員に渡っていると思いますけれども、労働基準法は、私たち地方公務員にも原則として適用されます。したがって、使用者が時間外労働を命ずる場合、あらかじめ労働基準法36条にある労使協定、俗にいう三六協定締結が必要であります。労基法は8時間労働の原則を定めており、これを超えて働かせることは本来違法ですが、三六協定を結ぶこ

とにより労働者の合意を取り付けたとみなされ、使用者はその責を逃れます。

このように、三六協定を結ぶ責任は使用者の側にありますが、労働者は、これを利用して労働条件改善のツールとすることができます。例えば人員を増員して長時間労働を改善する努力をすることを約束するなら協定を結ぶと、労働組合が積極的に交渉に利用することが求められる。このように自治労から出ている文書があります。

これを参考にしながら、今後、瑞穂市も職員の働き方改革として、市民サービスの向上を図るために、また職員の福利厚生等を含めて、時間外労働、あるいは有給休暇、そういったものを含めてよく検討をして、職員の増員計画も一つの手だというふうに私は思います。今後とも市民サービス、職員の皆さんの働き方改革を期待しながら、一般質問を終わります。

○議長（若井千尋君） これで、17番 松野藤四郎君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時29分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 杉原克巳君の発言を許します。

杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） こんにちは。

今日は、私から4人の方が登壇されまして質問されますからよろしく願いいたします。

ただいま議長より質問の機会をいただきましたので、質問をさせていただきます。

私は、議席番号11番、みずほ令和の会の杉原克巳でございます。

通告に従いまして、3問、質問をさせていただきます。

1つは、企業誘致適正候補地の現状と今後の推進策について。2つ目には、コロナ禍における農業生産者への財政的支援策について。3番目には、中小学校北門出入口道路付近の整備についてでございます。

なお、今回は質問の内容を配慮いたしまして、順番をちょっと入替えさせていただきます。2番目のコロナ禍における農業生産者の財政的支援を最初にいたします。それから、2番目に中小学校北門出入口付近の整備計画と、それで3番目には企業誘致の候補地の現状と推進策についてということで質問をさせていただきます。

これより、質問席において質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、最初の質問でございますけど、コロナ禍における農業生産者への財政的支援策についてということで、今日、午前中に若園議員からコロナ禍における地方創生臨時交付金のお話がありました。その中に、生活支援と、それから事業者支援ということで2つに大きな柱があるということでございますが、私は事業者支援というような観点から質問をさせていただきます。

すから、よろしく願いをいたします。

農業生産者の取り巻く環境は、日々厳しい状況に置かれておりますのが現状でございます。

2月24日のロシアのウクライナ侵攻に伴い、状況は一変をいたしました。

この侵攻は、当初は短期間で終息すると思われましたが、今月の23日で120日を経過し、長期戦の様相を呈しているのが現状でございます。

さて、先般、令和4年の第2回市議会定例会で市長の所信表明の中、国より新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分）として新たに1億7,408万円の交付金が決定した旨の報告がございました。その中で、地域に応じてきめ細やかな施策が実施できるよう迅速に対応していきたいという考え方が、先般の所信表明の中で市長よりお話がございました。

そこで、本題でございます。

農業関係分野の現状を見ますと、先日、某新聞によると、肥料関係に絞りますと、JA全農さんは今年の6から10月に販売する肥料は、前期の昨年11月から本年5月の期間と比較しますと最大94%の値上げをするという発表があり、その要因は原料調達先のロシアにおけるウクライナ侵攻の影響、原油高騰に伴う肥料原料価格や輸送費の値上がり、円安進行も価格の押し上げ要因になっているとのコメント記事が掲載されておりました。

また、農業資材においても、大半の製品にわたりまして、アップ率は分かりませんが、値上がりの様相にあると考えられます。

さらに、米価環境について見ますと、消費低迷による米価の下落、2022年産の主食用米の作付見通しでは、37道府県が前年実績から作付面積を減らす考えを示しているとの新聞記事も出ておりました。

また、政府は食料安全保障強化の観点から、従来の輸入に依存していた小麦や飼料の国内生産へのシフトを促し、米以外への転作推進を加速化するというふうにご考えられております。

しかしながら、本市の農業基盤は、水田では稲作、また畑では富有柿栽培が中心であり、当分の間はこの2本柱で推進せねばならない状況下でございます。このようなコストプッシュインフレ、作物栽培転換ができない農業生産者にとっては、収益性の悪化、労働意欲の低下にもつながります。

また、今月2日には、政府与党において肥料高騰につき農家補助金創設に向けての検討に入ったという記事も新聞に掲載をされておりました。

そこで、1点だけ質問させていただきます。

農業生産者への具体的な財政支援策を考えておられるのかということと、併せて、今、組上り上がっているような施策がございましたらここでお示しを願いたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 議員お話しのとおり、農業事業者においては原油価格高騰による燃料費だけではなく、肥料や農薬などの価格も高騰しており、事業費の負担が大きくなっていると聞いております。

中でも、ビニールハウスなどで農業を営む事業者は冬場に暖房用として多くの燃料を消費していますし、大規模事業者の方は農業用機器の運転に多くの燃料を使用し、燃料費高騰による影響を大きく受けていると考えております。

そのような中、国においては燃油価格の上昇に応じて補填金を交付する施設園芸セーフティネット構築事業について、原油価格高騰の長期化に備えて臨時的な拡充を行うとともに、ヒートポンプ等の省エネ機器・設備の導入による燃油使用量を削減する取組に対し補助を行う産地生産基盤パワーアップ事業が実施されています。

県におきましても、施設園芸農家に対する燃油価格高騰への支援や、省エネ設備導入への支援が計画されていると聞いております。

そこで、市としても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、市内事業者がガソリン、灯油、軽油、重油の価格高騰により受けた負担を軽減させる支援を考えております。

具体的には、事業者の業種を縛ることなく、これらの燃料を大量に消費している事業者に対し、一定量を超過した部分について一定の支援を考えております。この事業者には、農業事業者の方も該当してくるかと考えております。

対象期間は、価格が大きく高騰しました令和3年10月頃まで遡った支援ができればと考えております。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 私、質問の中で、要するに本市は稲作は水田で今行っておると。あと、畑は果樹、具体的に言いますと、面積、それから農業従事者の数からいきましても柿栽培が多いですよということで、今、ちょっと話がずれるか分かりませんが、私も果樹栽培を今やっております。それで、今問題になっているのは先ほども言いましたように、肥料関係がもう非常に昨年の倍近くになっていきますよと、今後ね。

そうしまして、今、非常に皆さんが困ってみえますのは消毒代なんです、消毒。柿の消毒とかですね。あと、それから水稲でいきますと要するに肥料ですよ。そこら辺のことで、大規模なそういうビニールとか燃料を炊かれる方は、それはそれとして十分な配慮はしていただきたいんですけど、農業従事者の、じゃあ定義づけはどうなるかというようになりますと、私もそれは詳しく調べておりませんが、以前、ちょっと調べたところによりますと、耕す面積

が30アール以上で年間の販売額が50万以上の方は一応農業生産者だよというような、これもちょっと私の記憶が定かではないか分かりませんが、そこら辺の方まで要するにフォローアップをしてあげないと、私自身も今考えておるんですけど、個人的なことを申し上げてはいけな
いんですけど、今年の後半から値上げがはっきりJAさんも言うておられるということですから、もう来年、再来年の肥料代とか農薬代をもう今確保しておこうかというお話も生産者の中
でそういうお話も私は聞いております。

ですから、そういう意味から言いまして、これはどういう基準でやったらいいのかというの
はよく分かりませんが、例えば農業関係でございまして、今、市から農業振興会か、ちよ
つとそのルート名の名称は忘れましてですけど、そこら辺のやはり組織で動いておられるよう
なところにそういう面のサポートというんですか、温かい支援というんですかね。そういうこ
とも考えていただけないかなと思っておるわけなんですけど、そこら辺はどのように考えてお
られますか。ちょっとお答え願います。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 今回の支援は、先ほど少し申しましたが、農業事業者を対象に
したものではありませんに、市内全域の事業者を対象にした事業の中での補助になります。

その中で、原資というか、お金の予算の出どころが新型コロナウイルス感染症対応地方創生
臨時交付金の中で、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分ということなので、物価対応
分には杉原議員がおっしゃる肥料や消毒の、農薬も入りますが、その前のまず原油価格の対象
とした事業を執行部としては考えておるところで答弁をさせていただいております。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） そういうことで、今回の交付金の対象というのが限定的になるという
ことですから、そこら辺もやはり先ほど言いましたように、本市の柱というものはまだいまだ
に産業基盤の強い業種ということになりましたら、やはり稲作とか、あとは農業関係でいま
すと富有柿の生産というところがございますから、そこら辺を今回の交付金の対象にはなりま
せんけど、そこら辺もよく御理解をしていただきまして、今度、先ほども何か午前中もちょ
つとお話ございましたんですけど、次にもまた臨時交付金のことも国も考えておられるとい
うようなことでございますし、また知恵を絞っていただきまして、ふるさと納税基金なんかでも、
そういうものでも例えば交付金の対象にさせていただくということも、これも一つの考え方では
ないかなというふうに思っておるようなわけでございまして、そこら辺をよく現状というもの
を認識していただきまして、前向きに検討していただきたいというふうに思っております。

では、次の質問に入らせていただきます。

では、次の質問でございますけど、中小学校北門出入口道路付近の整備についてございま

す。

中小学校北門の出入口の車道幅は、私が測ってきたところでは、アバウトでございますけど、4メートル強から4メートル50くらいの幅ではなかったかなというふうに思っておるわけですが、美江寺地内県道92号線に接続しておりまして、交通量も大変多く、放課後児童クラブ児童の迎えの際には、特に冬場に当たりますと日没も早くなりまして、その時間帯といいますのは一段と交通量が多く、事故の危険度も高い場所であると私は考えております。

したがしまして、北出入口が狭く、車の対面通行の際、車道幅が私は狭いというふうに理解をしておりまして、また入り口が、要するに92号線の東から西へ行く場合でも本当に4メートル50ぐらいですと、それからあそこは入り口の表示も本当に小さなものですから、何かちょっとほかごとをしていますとそこを通過していつてしまうようなことで、そこで急ブレーキをかけますと、先ほど言いましたように、時間帯によりましては本当に車の列というのが遮断することなくどんどん流れているようなことで、そこで事故が起こるといようなことで、私はそういうことで今回質問の対象にさせていただいているようなわけでございます。

それで、その解決策といたしまして、やはりこの出入口の、要するに道路幅を拡張するということが問題解決になるということでございます。

したがしまして、私も現場を見てきましたところ、その出入口の西側の家屋、要するに家がございますんですけど、現在、空き家状態になっておりまして、未利用状況になっておるような状況でございます。

したがって、この空き家の土地を購入していただきまして、現在の出入口の主要道路幅を拡張して、車両のスムーズな運行ができるようにすべきであるのではないかなというふうに考えておるようなわけでございます。

今年度、策定予定に上がっております中山道沿いのにぎわい創出をする中山道まちづくり基本構想で道路網の整備ということも、そこで検討するのも一方法かと思いますが、ことわざじゃないですけど、転ばぬ先のつえではないんですが、これも直接的な自衛とは結びつきませんが、昨年6月28日に千葉県八街市で発生しました下校途中の児童5人の方の痛ましい死亡事故というものもございました。ですから、私は先ほど申し上げましたこの中山道沿いのにぎわい創出をする中山道まちづくり基本構想の前に先行して俎上に上げていただきまして、検討の余地があるのではないかなというふうに考えまして、今回、提案をさせていただきました。

そこで、最初の質問として、この出入口の西側に位置する住居土地を新たに購入し、車両のスムーズ運用に寄与すべきというふうに考えており、購入の考えはあるか。または、ないなら、ほかの方法でこの車両のスムーズな運行ができるような方法がありましたらここでお示しを願いたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） この道路は瑞穂市道9-1170号線で、主要地方道岐阜・巣南・大野線から中小学校への進入路を確保するために平成9年度に取得した道路で、幅員は5メートル以上現在確保されており、道路の拡幅は現状としては不要と考えております。

実際には、認定幅としましては5メートルから5メートル60というような幅が確保されておると思います。

しかしながら、議員がおっしゃるとおり、県道への出入口付近につきましては両側に家屋が張り付いたような状態となっておりまして、視認性が悪いことから、西側家屋の民地の土地利用計画にもよりますが、隅切り部分の協力をお願いしたいと考えております。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 最後のところ、もう一度ちょっとはっきりお願いします。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 先ほど、杉原議員も西側家屋は空き家だというようなことをおっしゃっていただけましたので、現状を見ましても、少し隅切りとって、道路を拡幅するのではなしに斜を切って出やすい、入りやすいような形状にする。通常は隅切りがあるほうが、当然、道路を利用しやすいんですが、その辺りを地権者の方と、その方の土地利用の意向もございますので、隅切りの部分の協力のお話をしたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） そういう専門的な分野からそういう代替案があるということでしたが、これも早急に、事故が起きてからでは遅うございますから、早急に、いい、ベストな方法はないにしろ、ベターな方法で解決をしてあげてください。よろしく願いいたします。

そうしまして、もう一点の質問でございますが、現在、北玄関の北西部にあります土地利用について、事務局長に御質問させていただきます。

以前、未利用の家屋であったが、これはたしか昨年だと思うんですけど、解体撤去されて、現在、更地になっている土地でございますが、今後、この利用はどのように考えておられるか御説明願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 現在更地になっていますところは、議員がおっしゃるとおり、昨年度、昭和37年築の木造平家建ての校舎256平米を解体した跡地となります。

この土地につきましては、議会初日に議決をいただきました中小学校校舎の大規模改修工事に当たり、今年度から来年度の工事期間は現場事務所や資材置場等での使用を予定しております。

工事後の利用計画につきましては、現在のところは具体的な計画がありませんが、今後、周辺用地の利用も含めて総合的に検討をしてみたいと思いますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） これも、今年と来年の2年間にわたりまして中小学校の大規模改修ということで事業をやっていただきますからそれに御利用していただくということで、その後、また検討するというございますから、ひとつ効率よい土地利用ということを考えてよろしくお願いをしたいと思っております。

次に、最後の質問でございますが、企業誘致適地候補地の現状分析と推進策について質問をさせていただきます。

2019年3月の定例会一般質問の際、本市の企業誘致計画について質問をいたしました折、行政サイドより当時の都市整備部長の答弁といたしまして、市内7か所を工場誘致適地候補地の地区名の提示がございました。

そこでまず確認をいたしますが、1か所目が市内北西部、西ふれあい広場東側森周辺地域の10.1ヘクタール、2か所目が巢南庁舎北側田之上周辺地域の5ヘクタール、3か所目が美江寺・大垣線と穂積・巢南線の交わる古橋地域の14.5ヘクタール、4か所目が県道岐阜・巢南・大野線沿いの美江寺周辺地域の10.0ヘクタール、5か所目が県道171号線美江寺・西結線沿い十七条、十八条地域の27.6ヘクタール、6か所目が北方・多度線、祖父江地区周辺の9.1ヘクタール、7か所目が宝江周辺地域の3.2ヘクタール、総面積で約80ヘクタールほどが示されました。

そこで最初の質問でございますが、この7か所が候補地に上がりましたその根拠をお示し願いたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 平成29年7月に企業誘致に向けた土地利用基本構想等策定を進めるに当たり、市内の企業の方へ事業拡大・増設について、用途や規模のアンケートを実施しております。

その結果として、市内で工場を立地希望した場合の面積は1ヘクタールから2ヘクタール程度の回答が最も多く、また全国の工業系の分譲1区画当たりの平均は約2.5ヘクタールとのデータもありました。

本来、企業誘致を優先的に検討すべき市街化区域内には、平均を少し上回る4ヘクタール程度のまとまった土地がないなどから候補・検討地域が見当たらないため、市街化区域における

候補地選定は困難とのことであり、候補・検討地として市街化調整区域や準都市計画区域に範囲を広げて選定した7地区となっております。

なお、このときの選定条件として、県道等幹線道路沿いであること、4ヘクタール程度のまとまった土地が確保できること、既存の工場適地や工業導入促進地域における未利用地を優先することなどにより選定をしております。

[11番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） そういうことで、7か所の選定基準を、今3点ほど上げていただきました。

では、現在、この地域の企業誘致のアプローチは現在行っておられますか。また、今後のその対応策ですね、個々の対応策についてどう考えているかをお示し願いたいと思っております。

この3年間でこの令和の時代に入りまして、当初設定しました環境と状況変化が起きていると私は考えております。ここで一度、せつかく7か所選定していただきましたんですけど、適地候補地の見直しをされるお考えはないかなということを併せて質問いたしますし、また今後の進出されております企業さんの動向ということも、これを知るとということも大変大事かと思っておるようなわけでございます。

それで、例えば私の地元のことばかり申し上げて大変恐縮なんですけど、十七条地区には二十数社の企業、大小の規模はございますんですけど、ありますが、これは瑞穂市内となりますとまた何倍になるか分かりませんが、企業数がありますから、それを全部が全部というわけではございませんけど、その中である基準を持ってデータセレクトをしていただきまして、定期的訪問とか、それから既存の進出企業でございますから、そこら辺のことで今後の要するに企業の土地利用というんですか、企業拡大政策というんですか、そこら辺のアンケート調査をされるお考えはあるか、そこら辺をまとめてお答えを願います。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） まず、企業へのアプローチにつきましては、令和3年4月に見直しを行った十七条地区の県道沿いの用地に工場等進出の計画をお持ちの企業を訪問して、会社の現状や具体的な将来計画のお話をお聞きし、今後の事務手続について説明を行い、その後の事務がスムーズに行えるように努めました。

現在も岐阜県や不動産関係者への情報提供を行っていますが、今後も引き続き市内企業に限らず、用地を希望される企業を紹介していきたいと考えております。

また、同じ場所になりますが、令和3年の農振除外地区の拡大を行った十七条地区については、以前の調査で十七条、十八条地区のポイントが高いことや、十七条地区の農村地域工業等導入地域に指定された区域に隣接する形で空き地となっていることなどから、県や農業委員会

と相談して瑞穂市の適合基準を見直し、工場等の施設用地として指定した経緯がございます。

指定後、すぐにお問合せも多く、また接道条件や区画としてもよい条件で、もう少し早く事業決定するかと考えておりましたが、まだ決定には至っていない状況となっております。

現在もこの場所につきましては不動産業者の方などからお問合せを多くいただいておりますので、この地域の誘致を優先したいと考えております。

進出企業の動向を探る方法として、必要に応じて訪問やアンケートによる意向確認などは必要と考えております。先ほどの市内業者の希望される1ヘクタールから2ヘクタールというアンケートを取ったというお話を先ほどしましたが、これももともとこの十八条地区や旧巢南地域になりますが、工業等導入地域の既存の、もう既に活動してみえる業者さんを対象に送ってアンケートを取ったことや、市内のある程度大きな業者さんを対象にアンケートを取っておりますので、また改めて今提案がございましたとおり、それから3年、4年たっておりますので、聞くことも大事だと思っておりますし、もう少し言うと、その十七条地区の地権者の方にも実は過去にはそこもアンケートを取っておりますが、改めてアンケートを取って、たまたまそういう地域には該当しておりますが、正直、売っていただけるのか農業を続けられるのかというような確認をすることも必要かというところで、情報収集や進出を検討している企業さんには担当者と面談をして情報収集を行っていきたいというふうに考えております。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 今の物理的な事情でなかなかここまで、商工農政観光課ですか、何かいろんな分野にわたりまして、またここへ企業誘致ということをやりますと、それは私もアウトサイダーとして見ていましてなかなか大変だなというふうには感じておりますけど、ぜひともですね。

これは、企業誘致といいましても本当にこれはタイミングの問題ですから、これから5年後はこれだけのいい条件で企業誘致があるかということは、これは神のみぞ知るだけでありまして、我々でも全く予測のつかないようなことで、今話がありましたように、十七条、十八条地域はこの農振除外をしますと、本当に不動産業の方も非常に今注視をしておられる地域でございますから、そこら辺をいろんな制約条件は農振地域ということでございますけど、そこは大局的に立っていただきまして、果敢な行動を取っていただきたいなというふうに思っているようなわけでございまして、今後、ここからまた余分なことをまた要求するわけでございますけど、新たにその工場誘致適地候補地ということを行政サイドとして考えておられる地域がございましたら御紹介を願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 周辺の環境や状況の変化に伴い適地候補地を考えることは必要

だと思っておりますが、今後、新たな候補地を検討していく上で支障となります既存の工場適地の解消をまず第一に考える必要があると思います。以上です。

[11番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 私、この12月のときにも質問させていただきましたんですけど、地の利といたしまして、この瑞穂市、特に巢南地域の西校区でございますけど、工場誘致適地候補といたしまして市内の北西部地域であります七崎地域ですね、ここを上げさせていただきました。

その根拠といたしまして、昨今の企業の地方進出の高い業種といたしましては、物流サービス部門が加速的な伸長を示しておるのが現状でございます。

この地域は、御承知かと思いますが、県道53号岐阜・関ヶ原線及び東海環状自動車道大野神戸インターチェンジに近く、幹線道路へのアクセスもよく、私もある企業のトップの方とお話をさせていただきましたときに、物流部門の方でございましたんですが、非常に興味を示しておられました。

このようなことで、私も12月の一般質問でさせていただきましたときに、議会だよりにこの記事がちょっと載っておりましたら、七崎地域の方から、非常に興味がありますよという電話もいただいております。

そのようなことで、ぜひとも先ほど言いましたように、やはり我々のコンペティターと申しますのは、今、大野町もそうですし本巣市もそうですし、それから今度は山県市もそういうことで、東海環状自動車道沿いにみんな位置しておる自治体ばかりでございます。ですから、そういう点では乗り遅れないように早いクイックレスポンスの対応をしていただきたいというふうに考えておりますから、12月の質問いたしました回答より一歩前進した前向きな回答をいただきたいと思いますと思っております。

次に、全体的なことということで、ぜひとも市長にお聞きしたいと思っておるようなわけですが、市長の企業誘致に対する考え方、スタンスですね。そうしまして、もう既に進出されております企業へのトップセールスのお考えがあるかどうか、これを森市長にお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（若井千尋君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 杉原議員から、企業誘致としてのトップセールスについての御質問をいただいております。

杉原議員からは、かねてから企業誘致の質問を何度かいただいております。私は、企業誘致は積極的に進めていきたいということを思っております。

今、国道21号の中原の交差点の南側に、前の自動車の展示場があったと思っておりますが、あそこ

も実は市のほうにどのような活用がないかということで御相談され、今の企業に決まってきておるといような、そんな経緯もございます。

また、この4月からは企業からの工場緑地の制限も緩和をしているといような、そんなこともございます。

先ほど、杉原議員がおっしゃられました東海環状自動車道、令和6年度には山県インターから本巣インターまで、そして令和8年度には養老インターから、そして三重県の大安インターまで開通することにより全線が開通をしまいたします。

瑞穂市はインターのない市になってしまい、インターのある市町では企業誘致を用地を確保して積極的に進められております。乗り遅れや取り遅れ感がありますが、瑞穂市の立地のよさ、東西南北にインターがあり、例えば東の各務原インターには国道の高架、これから進んでいきます。10分圏内、10分から15分圏内で東西南北のインターにつながるといった、そんな利便性をPRしていきたいということを思っています。

そして、長らくかかっておりました岐阜・巣南・大野線の用地取得も、残り1筆になってきています。この秋ぐらいまでには、県のほうからの情報では用地取得に道筋がついて、来年度には橋の設計などの予算も決定されてくるといような、そんなお話もあり、そしてその先、大野神戸インターへのその岐阜・巣南・大野線のその先についても、ある程度要望をして進んでいくのではないかとということも思っております。

これから大野神戸インターが全線、東海環状自動車道が全線開通するまでには、瑞穂市の状況も大きく変わってくると思います。企業へのトップセールスをしていきたいということは本当に思っております。

この4月にも市内の物流会社のほうに訪問させていただき、事業規模拡大に向けてのお話も伺ってまいりました。杉原議員の言われる企業誘致に杉原議員は精通しておられます。こういう情報がありましたら幾度かお教えいただいて、私どももフットワークよく訪問させていただきますので、御協力をお願いし、企業誘致は積極的に進めていきたいということを思っておりますので、答弁とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 今、本当に市長から前向きなお言葉をいただきまして、私も一議員としまして地元の土地利用ということを考えておりまして、そういう点ではサポートをしなくてはいけないなというふうに考えております。

実は、先日も十七条にございます関西に本社がございます会社を訪問させていただきまして、取締役とちょっとお話をさせていただきましたときに、やはり市長さんにお会いしたいなということで、十七条もそこその規模の会社が10社ございますから、ぜひとも訪問していただき

ますと、本当に企業ニーズというんですか、私も先日お話をさせていただいたときに、率直に言いますと道路事情が非常に悪いなど、道路事情を何とかしてくれということと、そうしましてこれは新しい意見でしたんですけど、その取締役が言っておりましたのは、企業で進出したときに雇用面を配慮せないかと。そうしたときに企業のニーズと合わないというんですか、要するに若手の専門的な社員を地元から採用したいなど、そういうことを言っておられました。

ですから、そういう方が瑞穂市内にはなかなか見えないなということで、ああ、これはちょっとまた新しい情報だということで、ここでちょっと御紹介をさせていただきます。

それでは次でございますけど、今度は観点を変えまして、このように私も先日大野町のほうにも寄らせていただきましたんですけど、企業誘致のPRの整備というようなことで、具体的には現在進出してみえます企業のビデオ紹介とか、あとはトップの、要するに進出企業のトップの方のインタビューとか、それから適地候補地の案内とか、またはこれはちょっと大げさになるわけなんですけど、瑞穂市の紹介ということでセミナー等の開催について、そういうことをお考えかどうかということをお伺いいたします。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 今、大野町さんのお話が出ましたが、大野町さんはインターチェンジができて大幅にその辺りの状況が変わったというところがあるのをちょっと前提にお話をさせていただきますが、大野町さんも、以前はあの辺りは一種農地であったところにインターチェンジができて、その周辺はおおむね300メートルが三種農地という形になりまして、基本的には転用は可ということになった場合にそのような大規模なPRの方法を取られておられるというふうに考えております。

瑞穂市での一種農地の許可条件は、議員も御存じのとおり、ハードルが少し高いものとなっておりますので、少しずつではありますが範囲を広めながら事業を確実に進めていく必要があると思います。

あと、先ほど市長から御紹介がありましたが、市街化区域にはなりますが、先ほどの国道21号線沿いの空き店舗に現在進められております新たな商業施設の建設時や、区画的に条件が厳しいと考えられておりました十七条地区の農村地域工業等導入地域内の区画についても、敷地間の換地の占用や用途廃止など、一定の条件はつきますが、企業が使いやすい区画になるようなアドバイスや相談を行っております。

あとは、先ほども、またこれも市長さんの先ほどもコメントにありましたが、この3月には工業立地法に基づく準則を定める議決をいただきまして、既存工場の増改築や新たな企業誘致の促進、市内企業の市外転出の防止などに効果が期待されておりますので、このように企業が進出しやすい環境を整えていくことも大切であると考えております。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 最後の質問に入るわけですが、これも先回、課題となっております農振農地の転用申請の受付の回数でございますけど、現在は年1回と、7月15日ということですが、これを年に2回ですね、これがどれほどの頻度があるかということになりますとこれは全く予測が付きませんが、企業といいますのは、本当にどういうんですか、タイミングで、このときというときは話がそういう商談、要するに得意先とつないだ場合に、その商売を自分のところの会社でビジネスとして育成していきたいといったときに、じゃあ、その場合に設備を整えないといけないといったときに、用地買収で、用地を確保したらそこで工場設備を造って、それから製品化をして、それからビジネスに結びつけるということで、そうなった場合に年1回ですと2年ぐらい農振除外をやっておいて、それからまたいろんな手続をやっていきますと、2年ぐらいたっちゃうんですね。そうしたときには、これはもうタイミングの問題ですから、2年たったらまた今日のような経済情勢が本当に不確実な時代になりますと全く予測がつかないから、そのときにまたやめたというお話になることもなきにしもあらずということで、ですからそういうことでタイミングよく。要するに企業ニーズに対応した行政の対応ということになりますと、一番ネックになっておりますのがあの農振除外の申請の回数増加ということになりますから、これは本当に1回だけやなくして、先日もある方から、もう一回くらい増やしてもらおうとありがたいわなというお話もございましたんですけど、それも私の一存では何ともなりませんから、こういう場をお借りしまして行政のほうに提案をしてみるわということでその場で話は終わったわけですが、そこら辺もぜひとも前向きに考えていただきたいと思うんですけど、どのようなお考えかよろしく願いいたします。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 本市では現在、農用地区域からの農振除外といった瑞穂農業振興地域整備計画の変更申出につきましては、年1回、毎年7月1日から15日までの申出受付期間としております。

12月議会にて議員より御提案いただきました農振除外の受付回数を増やす件につきまして、岐阜県に相談したところ、岐阜県と農振除外に関する協議の機会が既に年2回の市町があることから、当市についても体制を整えることができれば回数を増やすことはできそうです。

農振除外の事務手続としましては、農業振興地域整備計画変更申出書の受付後、岐阜県との協議や農協、農業委員会、土地改良区などへの計画変更について意見照会を行っております。その後、今年度も開催を予定しております瑞穂市農業振興地域整備促進協議会で協議を行うこととなります。その協議会には各関係機関の委員も出席されますので、その中で瑞穂市の現状などを説明し、今後の対応について関係機関の意見を確認しながら進めていきたいと考えております。

[11番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 御回答いただきまして、ありがとうございました。

これで終わりにさせていただきますが、先ほどから市長も私が一生懸命企業誘致に熱心だということ、そういうお言葉がございましたんですが、私は、この企業誘致にこだわるのはどうということかといいますと、要するに未来を見据えた瑞穂市のためということが大前提でございます。

そこには、安定的な、継続的な自主財源の確保ということで、企業誘致ということになりますと、今、固定資産税が1.4%なんですよね。ですから、一般的な会社で装置を持っておりますとところは土地と建物と、それから機械等にやっぱり固定資産税が1.4%ずつかけられるんですね。そうしまして、あとは法人事業税も入っていきますし、それからあとうちのほうで企業誘致の場合には地元の雇用者を何名雇用してくれというようなことで、本当にそういう点ではメリット、相乗効果が大変あるというようなことで、いろいろな自主財源はうちのところでも109億ばかりの自主財源がありまして、その中で固定資産税と、それから住民税で70億弱だと。一般会計のほうで事業規模でいきますと、大体今は190億ぐらいですかね、今年度。そうしますと、よく世間で言われておる3割自治だということ、これはそれでいいんですけど、要はそういう自主財源、要するに安定的な財源を確保するということは、単独事業で国の支出金とか、それからあと県の補助金とか国の補助金等ももらわなくても、自分のところで要するにオリジナリティーの事業の展開ができるというようなことで、私はそういう意味からして、住宅も確かに増えるということは固定資産税も取れるし、それから住んでいただける方の住民税も取れるということもありますけど、そういう点で例えば10億の設備投資をしてもらいますと、1.4といたら1,400万なんですよね。この1,400万というのは非常に大きな金額ですよね。ですから、1ヘクタールくらいの用地だと大体そのくらいの規模で固定資産税が私は入ってくるんじゃないかなというふうに、もっと入ってくると思いますけど、法人事業税を合わせますと。そういう点では、本当に安定的な財源確保のためにはやっぱり企業誘致ということが我々の、この近隣の他市町も一生懸命やっておられるというのはそれなりの理由があるからだというふうに私は考えております。

そうしまして、あとは緑地用地の効率的な活用ということ、それから雇用面から安定した働き場の確保と、そうしまして、若者の移住・定住の確保ということで人口増にもなるというようなことで、いいことばかり私は考えておるようなわけですが、これは現実的にどこの全国の二千弱の地方自治体も、そういうことでもう目の色を変えて企業誘致、企業誘致ということで競争をして企業誘致に一生懸命どこの自治体もやっておられることは、私はそういう点でうなずけるということで、瑞穂市も、先般も私は5月の後半にありました行政の報告会で

西校区に出ておりましたんですけど、ある地域の自治会長が、県道53号線を見て北側は景色が変わっておるけど、南側はちっとも景色が変わっていないなということも、ちらっとそのようなことも言うておられたというふうに私も考えております。

そういうことで、やはり地域住民の方もよく見ておられるなど、要するに地域、地域の景色の移り変わりということもよく見ておられるなどということを痛感してその説明会に出ておったようなわけでございますが、そこら辺は執行部の方も十分御認識だと思いますけど、そのようなことで、ひとつ企業誘致ということは、私は一番ハードルが高くて一番大変な仕事だと思いますけど、ちよっとその中にはやはり大きな事業を成し遂げたという満足感というものもまた倍増して得るものがあるのではないかなというふうに考えておりますから、ひとつよろしくお願いいいたします。

これもちまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（若井千尋君） これで、11番 杉原克巳君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午後 2 時26分

再開 午後 2 時36分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番 広瀬守克君の発言を許します。

広瀬守克君。

○1 番（広瀬守克君） 改めまして、こんにちは。

議席番号1番、創緑会の広瀬守克でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に沿って質問をさせていただきます。

国外のほうでは、先ほど各議員さんもお話をされておりますが、ロシアのウクライナ侵攻で石油の、原油の高騰が見られております。また、それに伴い物価のほうも高騰しているというところで、家庭の生活を圧迫しているという状況でございます。

国内におきましても、昨日、北陸、石川のほうで地震のほうが起こりまして、また今日も朝、北海道と石川で、2か所で地震が起きております。大変不安なときでございます。

そういった中で、今回、私は質問を3つさせていただきます。

1つ目ですが、市制20周年記念事業について。2つ目は、原油価格高騰、物価高騰対策について。そして、3点目は道の駅について質問をさせていただきます。

以下、質問席にて質問をさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

それでは、質問をさせていただきます。

まず、1つ目でございます。

市制20周年記念事業についてでございますが、瑞穂市は来年の5月1日に市制20周年を迎え

ます。これは瑞穂市だけではなく、平成の合併で市として誕生した本巢市、山県市、海津市も同様に20年を迎えます。

その中で、当市では1年前から実行委員会を立ち上げて進めるところで、私、昨年もこの質問をさせていただきまして、企画部長でしたかね、答弁いただいたんですが、実行委員会の構成は団体推薦と公募となりますというお答えがあり、委員の皆様が主体となって行う記念事業の企画立案、実施までの運営を行っていただこうと考えているというようなお話がありました。

また、市のほうの思いとしては、20周年から30周年へと、この先10年間でこのまちをどうしていきたいかということテーマの一つとして調整していきたいと考えていますとおっしゃられました。それについては、一昨年度末に策定されました総合計画の後期基本計画の基本目標と基本施策にあります「人権」、「環境」、「平和」という、そういったキーワード、これにSDGsの視点に立ったソフト事業として調整していきたいと考えておりますということをおっしゃられています。

その20周年を迎えるに当たり、3つのテーマ、先ほど申しました「人権」と「環境」、また「平和」を掲げて今年度中に計画を立てられるとしてみえるということなんですが、市長もおっしゃっておられますが、20年を通過点ではなく次世代につながる取組として考えているというようなお話を聞いておるわけですが、そこで質問をさせていただきます。

1つ目でございますが、20周年のイベントとして、今年度中に「清流長良川100キロウォーキング」が計画されておるわけですが、郡上市ひるがの高原の長良川の分水嶺からJR穂積駅までの約100キロウォーキングを行うのに、道路管理者や警察など調整すべき点が多くあると考えられます。実現可能であるのか大変心配はしておるところで、市民の方の意見もございますが、現在、その開催に向けて取り組んでいる状況をお聞きいたします。

また、進んでいるのであれば、開催日や募集についても聞かせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 広瀬守克議員さんの質問にお答えさせていただきます。

清流長良川100キロウォークでございますが、市制20周年のイベントとして実施するものでございます。岐阜県が誇る清流長良川沿いを歩くイベントでございますが、こちらを通じまして、大会参加者のみならず、スタッフやボランティア、沿線自治体や協力企業・団体などの多様な主体が、このSDGsの目標である14番でございますが、「海の豊かさを守ろう」というものと、15番の「陸の豊かさを守ろう」というものとを共有しまして、清流長良川と岐阜の山々の豊かな自然を次世代へ引き継いでいく取組につなげることを目的の一つとして実施しております。そういう計画となっております。

スタートですが、郡上市の「ひるがの分水嶺公園」からゴールのJR穂積駅まで、郡上市、美濃市、関市、岐阜市、そして瑞穂市と5つの自治体にまたがるコースとなっております。

国道事務所や県土木事務所、各自治体の道路管理者のほか、所管する警察署、消防署など、関係する機関が多数ありましたが、先月までに調整を終えまして、最終のコース案を決定したところで今ございます。

現在、参加者の輸送体制や大会を支えるスタッフなどの運営体制についての調整を行っております。8月には、参加者やボランティアスタッフの募集を行う流れとなります。

開催日につきましては、100キロコースが郡上市のひるがの分水嶺公園が出发点でございますので、10月15日土曜日から翌16日日曜日にかけての開催予定と今計画しております。また、30キロメートルコースについては、道の駅の「美濃にわか茶屋」が出发点でありまして、10月16日日曜日の開催となります。参加費のほうは徴収させていただく予定となっております。

初めての、今回、この事業を起こすということになりますので、とにかく安全対策上も含め、両コース40名ずつの最大80名という参加者で行う計画となっております。

今回のこのイベントに関わっていただいた方々とのつながりを大切に、共に支え合い協力し、絆を生み出して、うまく本大会が2回目、3回目と回を重ねられるよう、まずは第1回の開会大会を、今回の大会を事故のない安全を優先的に、最優先にして実施していきたいというところで今考えているところ、進めているところでございます。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 今の答弁で、30キロコースもあるというところであって、100キロをこれは2日間ということになりますよね。なかなか大変な距離だと思うんですけども。

あと、ごめんなさい。30キロコースって、さっき美濃からでしたかね、ですね。ぜひその募集、今のお聞きしますと40名ということでございますので、多いのか少ないか、そこら辺はちょっと私も判断できかねるんですけども、例えばもう既に早く募集があった場合にはまた対応していただけたらと思うんですけど、これはちょっと質問のつながりのところでちょっと質問なんですけど、例えば増えた場合はどのような検討をされてみえるんでしょうかというところ、ちょっとお聞きしたいんですけど、よろしいですかね。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今、募集要項等々の原案とさせてもらうのは、子供さん、中学生以下の場合は保護者同伴で歩いてくださいということで保護者も参加ということも原案として考えていますし、やはり安全対策なので、ひとまずマックス80、各コース40人、40人は厳守ということで、もしうれしい悲鳴が多かった場合は抽せんとさせていただきたいというふうに考えているところです。

[1 番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○1 番（広瀬守克君） 分かりました、ありがとうございます。

抽せん、これ以上は増やさないと、安全面からも増やさないとということで80名が限度でということで認識をさせていただきました。ありがとうございます。

では、2つ目に参りますが、平和の鐘ですね、こちらの設置が予算化されております。1,100万でしたかね、こちらは寄附金で、寄附されたお金でということで予算化されたと思うんですが、その平和の鐘、これはどのような考えの下に設置をされるのか。

平和だけでなく、例えば幸せ、幸福、そういったものの考えはなかったのでしょうか、御質問させていただきます。お願いいたします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 当市では、平成22年に非核・平和都市宣言を行いました。戦争を経験した世代の方々が高齢化とともに減少していく中、戦争の惨禍と平和の尊さを次世代に伝える取組として、これまで市内中学校への被爆アオギリ2世の植樹や平和のパネル展などの平和事業を通して、平和意識の醸成を図ってまいりました。

今回、市制20周年を迎えるに当たりまして、3つのテーマの一つである平和事業の取組として、市の平和のシンボルの設置を検討しておりましたところ、市内事業者のほうから平和事業への使用を希望される1,000万円の御寄附がありました。一刻も早くウクライナでの戦争が終結することを願い、また瑞穂市の平和事業のために使っていただきたいという事業者の思いを形にするため、今回、この予算化に至ったということでございます。

今後、毎年平和事業を開催していく計画を持っております。具体的には、平和の鐘設置場所にて、戦争の悲劇を風化させることのないよう、8月15日の終戦記念日頃に非核・平和都市宣言を読み上げ、平和の鐘を鳴らすセレモニーを行い、平和の願いを次世代に伝えていきたいと考えております。

御質問で、平和だけではなく、幸せの鐘という広く平和を意味したネーミングという御意見をいただいております。

先ほども御説明いたしましたが、非核・平和都市宣言をしている瑞穂市としての事業として位置づけを考えておりますので、平和の鐘を使用した事業展開を進めていく計画としております。幸せを感じるような、この事業の内容を進めていく中で、参加していただいた方、また市民の方々が平和イコール幸せだなというようなことがアピールできるような事業内容とさせていただくということで推進していきたいと考えているところでございます。よろしく御願いたします。

[1 番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 事業としての位置づけとして考えられるというところがございますので、続けてしていただければと思います。

それでは次の質問に参りますが、20周年の記念事業の全体を、実行委員会の提案や市の事業など、いつまでにまとめて、いつ予算化し、公表されるのかをお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 市制20周年記念事業につきましては、令和4年1月に市制20周年記念事業実行委員会を立ち上げております。

関係団体や公募委員など、計12名の委員の方々に集まっていただいて、本日までに6回ほどの会議を重ねてまいりました。会議を重ねる中で、委員の皆様の意見の集約がなされてきたところでございます。

市制20周年記念事業の全体の事業ラインナップにつきましては、12月定例議会にお示しできるよう進めてまいります。また、令和4年度より準備等の着手が必要な事業については、令和4年度中に予算計上をお願いする場合もあろうかと思っております。この場合は、また議会のほうで御審議を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

市制20周年実行委員会が今企画するオリジナル事業としては、現在、軽スポーツ等での事業案が検討されている状況です。決定され次第、議会のほうへも報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 12月の定例議会までにお話ししていただけるということでございますので、ぜひ話を詰めていただければと思います。

では、次へ参ります。

20周年記念式典には、どのような内容で、どの程度の規模を予定しているのか。

合併は5月1日でしたので、式典の。前回のときも私は質問させていただいたんですけども、開催日は5月1日となるのでしょうか、お聞きいたします。お願いします。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、広瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

式典の内容につきましては、瑞穂市の市政振興及び発展に大きく寄与された方々への表彰がメインとなります。

現在、その功労が顕著であった方を表彰すべく、市政20周年特別功労者等表彰要綱の制定に向けて協議・検討しているところであります。

規模につきましては、被表彰者の人数や式典へ招待する方々の範囲によりまして定まってま

いますので、今後、まとめていきたいというふうに考えております。

式典の開催日でございますが、今のところですが、令和5年6月11日の日曜日、会場は総合センターサンシャインホールを予定しております。

開催時にコロナ禍の状況は分かりませんので、催しなどについては皆さんの心に残るものになるように今後協議してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

[1番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 6月11日でしたかね、サンシャインホールで。ぜひ成功されることを願っておりますので、計画のほう、よろしく願いいたします。

20周年記念事業について、最後の質問でございますけれども、先ほども話させていただきましたが、3つのテーマである「人権」、「環境」、「平和」を掲げて今年度中に計画を立てるとされておりますけれども、それぞれどのような内容となるのかお聞かせください。お願いいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 私からは、人権計画について答えをさせていただきます。

現在、平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間といたしました瑞穂市人権施策推進指針に基づきまして人権施策を推進しております。

今年度は、今ある人権指針の見直しを行い、第2期瑞穂市人権施策推進指針を策定するものであります。

さて、SNS等における誹謗中傷や名誉毀損の書き込みに対しては、国において侮辱罪が厳罰化される改正刑法が成立されるなど、法整備が進められておりますが、依然、人権侵害と思われる書き込みは多く見られます。

また、コロナ禍において過剰な反応による差別や偏見が生まれており、人権問題に対する意識の薄さを感じております。

当市においては、第2次総合計画において、「心が通う助け合いのまち」を目標に掲げております。人権に対する理解や意識を高め、市民の方が互いに認め合い、幸せな生活を送ることができるまちづくりを推進していきたいというふうに思っております。

なお、令和5年度、市制20周年において、仮称でございますが、「人権尊重都市」の宣言を行い、さらに人権意識の向上の機運を高めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（若井千尋君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） では、「環境」について御説明します。

国の脱炭素社会に向けた2050年の二酸化炭素実質排出量ゼロ、いわゆるカーボンニュートラに向けた取組の中で、環境省の補助事業である「地域脱炭素移行・再エネ推進事業」を活用した太陽光発電施設等の設置費用の一部を補助し、再生可能エネルギーの利用促進や地産地消、また低炭素・循環型社会を推進し、「ゼロカーボンシティみずほ」を目指していきたいと考えております。

また、市内の犀川上流域では、下水道整備による水環境が改善された影響か、一時は見られなくなったホタルが近年発生し、年々増加していることや、本田地域での水路の湧水には絶滅危惧種であるハリヨが生息しており、両者は共に良好な水環境を必要としている生き物でもありますので、下水道整備をはじめとした水質環境の改善を進めていきたいと考えております。

そして、今後も瑞穂市の特性に応じた生物多様性保全の重要性に関心を持ち、それぞれの地域の特性に応じた活動を各主体で連携・協働しながら豊かな自然環境を守っていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 市制20周年を迎えるに当たりまして、今、「人権」と「環境」のほうを説明しました。それで、3つ目が「平和」、企画部のほうでございます。この3本の柱を基に将来へ向けて、また次世代への発信として記念事業を展開していこうと考えております。

令和4年度はイベントということで、今完了した、またこれから着手していこうとする事業としましては、6月4日、5日にサンコーパレットパークで開催しました、多くの来場者でにぎわったMI Z U H Oピクニックが一番最初になります。それから、今お話が、説明させていただきました清流長良川100キロウォーク、3つ目が平和の鐘設置ということで、令和5年度からも継続して平和事業の開催を続けていくというものです。

まちづくり基本条例の一部改正がございます。「子どもの参画条項の追加」ということで、子供の「人権」を尊重した社会づくりへの展開を図っていききたいということを考えています。

あと最後、5つ目ですが、岐阜農林高校と連携しました富有柿を使った新たなパスタソースの開発も進めていきます。柿ばすとパスタソースのセットでということで、またふるさと納税のほうにも寄与していきたいと思っています。以上のようなものがございます。

瑞穂市の地域資源を活用した魅力発信に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

私ども、企画部の「平和」のテーマでの事業について御案内をさせていただきます。

現在、戦争を経験した世代が減少していく中で、戦争の惨禍と平和の尊さを次世代に伝えるというさらなる取組として、市内中学校への被爆アオギリ2世の植樹や平和パネル展を行っているところでございます。先ほどにもちょっと重なりますので、すみません、よろしくお願いいたします。

さらなる事業展開としましては、平和の鐘を設置し、打鐘式などを行い、平和の願いを次世代に伝えていく取組を計画したいと考えております。具体的には、平和の鐘設置場所にて戦争の悲惨さを、悲劇を風化させることのないよう、8月15日の終戦記念日頃に非核・平和都市宣言を読み上げる等の打鐘式を行い、平和の願いを次世代に伝えていきたいと考えております。

こういう形で、20周年は単なるイベントだけではなく、30年、今後の10年にもつながるような人権宣言だとか、そういう平和事業の開催だとかというものを織り交ぜている事業となっているというところでございます。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 今、人権と環境、平和の3つのことについて計画のほうをしていただきました。本当に実現をされ、今後も継続されることを願っておりますので、よろしく願いいたします。

これで20周年の記念事業については質問のほうを終わらせていただきまして、次、2つ目になりますが、原油価格高騰、それから物価高騰対策についてというところでございますが、家計の負担となる食品の値上げが本格化しております。

年内に予定されている食品の値上げが1万品目を超えると報道がされています。特に、食用油、小麦粉などの高騰が響いております。この背景にあるのが輸入小麦の高騰であります、17%を超える値上げとなっております。

世界有数の産地であるウクライナの危機が、さらなる小麦価格の高騰となる夏以降ではビールも高騰することになるようでございますが、物価高騰が家計を圧迫し、買い控えが起こる悪循環となっております。

政府は、原油価格高騰対策を盛り込んだ補正予算2兆7,009億円が可決されましたが、その中で原油価格高騰対策の1兆5,200億円が計上されております。

先日、不破郡垂井町のほうで、5月19日でしたかね、原油価格や物価高騰を受けた町独自の緊急支援策として、水道基本料金の免除と町指定のごみ袋の無償提供が発表されております。水道料金は、町内の全住民と、それから事業者の7月検針分から4か月間免除の対象で、ごみ袋のほうは8月11日から町内約1万600の全世帯に10枚配付するとの報道がされておりました。両事業とも、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するというふうにされております。

また、山口市では8月から小・中学校の給食費を無償化すると発表されました。これも新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を視野に入れられているという、そういった報道でございましたが、今、我が市のほうでございますが、現在の原油価格高騰対策には市のほうも何か一つ家計の一助になるように考えられているとは思いますが、そこでお聞きいた

します。

まず1つ目。4つございますが、1つ目、学校給食について、現在の物価高騰の影響の程度について、そして今後1万品目の値上げにはどのように推移されるのか。また、食材料費の考え方について質問をさせていただきます。お願いいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） では、まず物価高騰の影響の程度についてということですが、一応、給食費のほうを前年同月の食材料費と比較いたしますと、上昇はしております。現在御負担いただいている給食費では賄え切れない状況にあると判断をしております。

それから、次に今後1万品目の値上げについてはどのように推移するのかというところですが、御存じのとおり、学校給食の食材は入札を行いまして、価格、品質等を考慮して納入しております。

また、農作物の価格については天候等の影響も受けることから、予測は極めて難しい状況にあると思っております。

今後につきましては、いろんな状況があると思っておりますけれども、給食の栄養価、質を保ちながら献立を考えていくことになると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[1番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 食材費が上がるということで、なかなか栄養価のほうを下げないように、ぜひ子供たちのためでございますので、ぜひその点は注意していただいて食材のほうを使っただけだと思います。

じゃあ、2つ目のほうへ参りますが、原油価格高騰として市内の事業者の動向というか、動きですね。何か聞いておられますか、お聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 広瀬議員がおっしゃるとおり、原油価格の高騰により燃料費が事業者の大きな負担になっていると考えております。市内の運送業者などでは、月当たり数百万円の燃料費を負担する事業者もあると聞いております。また、農業事業者におきましても、同様に大量の燃料を使用してみえる方があると聞いております。

こうしたことから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、事業者の業種を絞ることなく、これらの燃料を大量に消費している事業者に対し、一定量を超過した部分について一定の支援を行っていきたいと考えております。以上です。

[1番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） どの業者も大変な今時期でございますので、支援のほうを怠らないようにひとつよろしく願いいたします。

それでは、3つ目のほうに参ります。

市民に向けた家計の一助となるような支援策は市として考えておられるのか。

先ほども述べましたけれども、他市町では地方創生臨時交付金を活用しておられるということなんですけれども、市は何か考えていらっしゃるのかお願いいたします。

○議長（若井千尋君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 国の地方創生臨時交付金を活用し、市民への支援の一つとして、午前中の総務部長の答弁にもありましたが、水道基本料金の免除を進めています。

現在、行政区域内人口における水道普及率は約9割となり、多くの市民の方が水道を使用しているため、一定期間の水道基本料の免除をすることで原油価格・物価高騰の影響を受けている市民、または事業者——こちらは契約している事業者になりますが——の負担軽減につながるものと考えております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 水道料金の無料、一定期間ですね。ぜひやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

最後の質問になりますが、市長に質問をいたします。市長、よろしいでしょうかね。

4つ目、3年目となるコロナ対策から、今度は原油高騰、それから物価高騰と、次から次へと市長をはじめ、職員も大変でございますけれども、コロナ対策を継続しつつ、その原油価格と物価高騰対策として、市民と、それから事業者向けに支援策についての方針だとか方向性について、あればというか、お答えしていただきたいんですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（若井千尋君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 広瀬守克議員の原油価格・物価高騰対策ということで、まず本当にコロナウイルス感染防止対策もそうですが、ここ3年間、市ではいろんな対策を行ってまいりました。

今申し上げました原油価格・物価高騰対策につきましては、昨年の12月ぐらいまでは国の経済状況はデフレ経済の状態であったということを認識しております。その原因は、個人消費が低迷している、若い世代の方々が、将来不安が残っていることから消費があまり拡大をしていないというような、そんな現状にあったと思います。

そして、今年になってからは、国のほうがこの将来不安を解消するために、経済成長から生まれる分配を新たな資本主義として進めていくというような、そんな方針となり、法人税減税

で賃上げを促して、そしてその賃金が上昇した分で消費の拡大、そしてそれが、その消費の拡大が税収の増加になるということで、分配、新しい資本主義の分配の経済というような、そんな新しい資本主義でありましたが、これもこの急激な原油価格高騰による物価の高騰は、景気拡大や経済成長のない悪いインフレの始まりになるのではないかとというような、そんな事態から、国のほうではコロナ禍における原油価格・物価高騰の総合緊急対策として地方創生臨時交付金が創設されました。それが瑞穂市のほうへ交付限度額として1億7,408万8,000円となっており、その中で生活者支援と事業者支援の2つに支援が分かれているという、そんな状況となっております。

5月の物価高騰、企業物価指数も9.1%引き上がったというような、そんな報道も出ております。瑞穂市の交付額では、瑞穂市市民全体への物価高騰や生活支援、そして事業者支援を行うには、どちらも薄く広いものになってしまうのではないかとことを思っております。やはり物価高騰や生活支援、事業者への支援は誰にも共通するようなことから、基本的な部分は国の制度の中で行っていくということがベースにあると思います。

そのような中、コロナ対策も原油価格高騰による物価高騰対策も同様なんですが、どれだけあっても、幾つあっても不足するものではない、あればあるほどいいというような、そんなことになるとは思います。当市の瑞穂市の予算の範囲内で考えながら、少しでも市民の皆さん全体に広く行きわたるような、議員の御質問の中にもございました家計の一助になるというような、そんな提案を考え、先ほど環境水道部長がお答えしたような、そんな水道料金の基本料金の減免を考えていきたいということを思っております。

また、今後、地方交付税の臨時交付金の追加も予定されていることから、有効に活用をしていきたいということを考えておりますので、以上で答弁とさせていただきます。

[1番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） ありがとうございます。

本当に全体に薄く広くでということでございますけれども、支援のほうをしっかりとさせていただきますようお願いをいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

それでは、最後になります。3つ目になります。道の駅についてでございます。

道の駅とは、日本の各地方自治体と道路管理者が連携して設置して、国土交通省——制度開始時は建設省でございましたが——より登録された商業施設や休憩、宿泊施設、それから地域振興施設などが一体となった道路施設であり、1991年、平成3年に実験的に始まり、1993年、平成5年に正式登録されました。

道の駅は、道路利用者のための休憩機能、道路利用者や地域の人々のための情報発信機能、道の駅を核としてその地域のまち同士が連携する地域の連携機能という3つの機能を併せ持ち、

2022年、令和4年2月9日付時点の全国登録数は1,194か所あります。1都道府県当たりの登録数は25か所で、最も少ないのは東京都で1か所、最も多いのは北海道で127か所あります。ちなみに、岐阜県は2番目に多い56か所ございます。

高速道路には24時間自由に利用できる休憩所であるサービスエリアやパーキングエリアが整備されてきましたが、一般道にはそうした休憩所はほとんどなく、道の駅ができるまでには民間経営によるレストランや売店を併設したドライブインが休憩所の役目を担っていたもので、実質的にはドライブインの利用しか使えず、24時間自由に利用できるものではございませんでした。

道の駅の制度が創設された背景には、一般道路にも誰もが24時間自由に利用できる休憩施設が求められていたことや、その休憩施設をドライバーたちのためだけのものではなく、その地域の文化、名所、特産物などを活用したサービスを提供し、道路利用者や地域の人々の情報交流や地域連携と活力ある地域づくりを促進し、その地域の活性化を図りたいという双方のニーズが相まって誕生されました。

道の駅には官民提携のプロジェクトで、省庁の壁を越え、各自治体と国土交通省が連携を取り、計画的に地域振興施設の整備促進と一般道路の休憩施設整備を併せて行うことが目的となっており、道の駅の設置者、登録方法は、以下3点、これから申し上げますが、3点となっております。

道の駅は、市町村、またはそれに代わり得る公的な団体が設置。それから、登録は市町村長からの登録申請により、国土交通省で登録。整備の方法は、道路管理者と市町村長で整備する「一体型」と、市町村で全て整備を行う「単独型」の2種類の3つでございまして、道の駅総数1,194駅のうち、一体型は654駅ございまして、全体の55%。単独型は540ございまして、45%となっております。

以上のように、道の駅は道路利用者の休憩施設として生まれたものではありますが、最近ではまちの特産物や観光資源を生かして人を呼び込み、地域に仕事を生み出す中核的な存在となる可能性が高いことから、地方創生の拠点としても注目を集められております。

そこで質問をさせていただきます。

道の駅は道路利用者の休憩施設であるとともに、利用者と地域のふれあいの場、地域の顔ともなる施設でございます。

瑞穂市の特産品を生かした地域振興やコミュニティバスなど、地域公共交通ネットワークとの連携で小さな拠点の形成、そして充電設備、備蓄倉庫、ヘリポートなどを備えることにより、防災インフラとしての機能を強化することにつながる道の駅の設置について御見解をお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（若井千尋君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） ただいま道の駅についての御質問を頂戴いたしました。

議員御発言のとおり、道の駅は道路利用者のための休憩機能、情報提供機能、地域連携機能の3つの機能を併せ持つ施設として整備されてまいりましたが、最近ですが、東日本大震災における実績も踏まえ、緊急時における防災拠点としての役割も注目されております。

岐阜県では、これまで進めてまいりました道の駅の施設修繕に加えて、平成26年度に策定された岐阜県強靱化計画に防災機能の強化ということを求めておりますので、市町村が地域防災計画において位置づけた道の駅においては、市町村が行う防災備蓄倉庫、飲料用貯水槽の整備などと連携し、トイレなど道路施設の防災設備の機能強化が10か所ほど整備されております。さらに、今後、整備を予定している駅もあると聞いております。

さて、道の駅といえば、農産物の直売所が大きな魅力になっております。過去に、市内の生産者の方々が、一部JAさんの御協力を得て農産物の直売所を試験的に巣南庁舎の東側駐車場で開設したことがあったと思われませんが、出荷時期による商品のばらつきや売上げが低かったということから、おんさい広場の真正店に移られたという経緯もございます。

瑞穂市において、現在のところ、道の駅の設置について具体的な計画はございません。

今後、道の駅を設置する場合は、1つ目ですが、施設整備後において継続的にサービスが提供できる組織が必要であったり、地域の協力が不可欠であるということを考えております。

2つ目に、一定の交通量が見込まれる場所に設置することが望ましいことから、国道21号や県道沿いの集客力がある、あとは観光地付近で計画することが現実的ではないかというふうに考えております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 今のお答えで、本当にまずは道の駅というところは、まず人が集まらないかと、あとは車の交通量というところで今お話をいただきましたが、2つ目の質問に行きますけど、将来にわたりこの全ての世代が今の集まるというか、そういった魅力ある交流の拠点となる広場としてこの4月にオープンいたしましたサンコーパレットパークと、瑞穂市の大切な地域資源である中山道を生かした、中山道を除いてもよろしいんですけども、今の調整監のお答えですと国道沿いとか県道沿い、そういったところの交通量の多いところ、そういったところに設置というところがいいんじゃないかというのが今のお話でしたけれども、そういったことについてお考えをお尋ねいたしますが、よろしいでしょうか。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 議員がおっしゃるとおり、もともとはドライバーが立ち寄るトイレ、休憩施設として生まれた道の駅は、今ではその地方創生の拠点へと進化を遂げ始めています。

サンコーパレットパークにつきましても、瑞穂市の3つの地方創生の拠点の一つに位置づけられています。

今年度、美江寺宿からサンコーパレットパークを經由し、小簾紅園までの中山道沿線での魅力発信とにぎわいを創出する「中山道まちづくり基本構想策定・民間活力導入可能性調査」を行います。この中で、同じ地方創生の拠点という視点から一度検討できないかと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（若井千尋君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） ただいま教育委員会事務局長から答弁ございましたのに、少々補足させていただきます。

先月、小学校区単位で実施させていただきました市政方針説明会において、令和4年度の新規事業として地方創生事業（中山道まちづくり基本構想推進分）による中山道まちづくり基本構想の策定というものを、先ほども局長のほうから説明があったかと思えます。

これは、中山道を活用したにぎわいの創出を目標とした基本構想やコンセプト、具体的なアクションプランを立案し、実施スケジュールを設定してまいるものでございます。

さらに、サンコーパレットパークへの民間活力導入の可能性を、サウンディングの調査の結果を踏まえ、様々な視点から広く検討することとされるようでございます。

防災の観点からいたしまして、一般県道曾井中島・美江寺・大垣線と穂積・巢南線が交わる交差点付近、鷺田橋の東側、コンビニエンスストアの交差点辺りなんかは、防災機能を併設することを考慮すれば、もともとこの県道が岐阜県の第2次緊急輸送道路に接していることから有効的な位置ではないかというようなことも考えられるかと思えます。

先ほども申しましたとおり、道の駅を設置する場合、将来的に収益施設として運営するための大きな集客力や売上げが見込めるなどが大切であり、多角的、広域的に関係する部局が連携して検討する必要であると考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 御答弁ありがとうございます。

確かに道の駅、集客がなければ意味がございませんし、その位置によって変わってまいりますので。

ただ、にぎわいの創出というところで、今年度、本当にオープンしたサンコーパレットパーク、こちらを活用していくには、今、私も御提案させていただいたようなところに何か一つそういう道の駅ができればいいかなと思っておりますので、ぜひ御検討していただきますようお願いいたします。私の質問とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（若井千尋君） これで、1番 広瀬守克君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時31分

再開 午後 3 時41分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番 今木啓一郎君の発言を許します。

今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 皆様、改めまして、こんにちは。

議席番号10番 今木啓一郎でございます。

さて、ただいま若井議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い、瑞穂市の教育行政について及び駅周辺の駐車場整備について、これより質問席に移り質問を行わせていただきます。

なお、これまでの議員さんの質問もございました。重複するところもあるかと思いますが、私なりに質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

では、質問に入ります。

さて、御承知のとおり、服部照氏が4月より新たに当市の教育長に任命されました。新教育長として、御自身の教育理念を踏まえ、当市の教育行政に関する指針などを確認したく、御答弁をお願いします。

まずは、文部科学省による小学6年と中学3年を対象に、同一問題を使って学力の変化を見る経年変化分析調査の結果によれば、2020年3月から最長3か月に及ぶ臨時休校による対面授業減少の影響が注目されたが、5年前の調査結果と比べ、全体で見るとコロナ前後で学力低下などの変化は見られなかったとありました。

一方、東大社会科学研究所とベネッセ教育総合研究所による共同研究プロジェクトが公表する子供の生活と学びに関する親子調査の中で、2019年、2020年、2021年の3時点を取り上げ、コロナ禍における子供の生活と学び、それを取り巻く環境の変化について確認した結果、勉強しようという気持ちが湧かないに対する肯定率、とても当てはまる、まあまあ当てはまるが、2019年45.1%から2021年54.3%に増加するなど、子供たちの学習意欲が低下する傾向が明らかになりました。

これらの点に関し、当市の見解と児童・生徒の勉強に対する意欲を向上させる施策について、どのようなお考えをお持ちでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） まず、学力の変化についてでございますが、本市におきましても、文部科学省の調査結果と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて学力が低下しているという状況は見られておりません。

このことは、各学校において児童・生徒が少しでも興味・関心が持てるような授業における課題を提示したり、一人一人が授業内容を理解できるように丁寧に指導したり、そういったことを大事にしてこれまで取り組んできた一つの成果であると捉えております。

次に、児童・生徒の勉強に対する意欲を向上させる施策についてでございますが、私としては、まず1つとしては、児童・生徒が分かったとかできるようになったと思えるような授業を提供することが何よりも大事ではないかなと思います。

今木議員が引用されております東京大学社会科学研究所、それからベネッセ教育総合研究所による共同研究プロジェクトの調査結果にも少し触れられておりますが、学習意欲が向上した要因としては、授業の楽しさや学習方法の理解が関連しているとも分析されております。その分析によりますと、授業が楽しかったり勉強の仕方が分かったりすることが意欲の向上につながったということが触れられております。

こうしたことから、今後、これまで以上に学校において、児童・生徒がやってみたいとか分かるようになってよかった、あるいは勉強の仕方が分かったと言えるような授業をまずもって進めてまいりたいと思います。

以上で終わります。

[10番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございます。

子供たち、給食時も黙食を求められるなど、学校生活の楽しさがやっぱり減少しているのも一つの原因である。また、学校だけではなく、この3年間、家族で旅行するとか、地域での夏祭りなどの活動をさせていただくとか、スポーツ観戦に行くなど、勉強以外の体験ができなかったのも一因であると私は理解しております。勉強以外のことができないと、やはり勉強する気にはならないと思っています。

今年は少し環境も変わって体験できるようになるかと思いますが、何とぞ学校のほうにおかれましても、そのような環境づくりをお願いします。

さて、今ほど5年前の調査結果との比較において、全体で見るとコロナ前後で学力低下などの変化は見られなかったと紹介しましたが、貧困層の子供の授業が分からないという割合が、比較的暮らし向きが安定している層の3倍以上、進学希望が中学・高校までにとどまる割合は4倍以上だったという貧困の連鎖を示すデータが内閣府の調査で5月、明らかになりました。コロナ禍で、家庭の経済状況によって学力に恐ろしいほど深刻な差、二極化が進んでいることの表れだと考えられます。

この課題解消には、子供の学力の下支えが最優先で、学校外でのサポートが重要になると思います。当市でも、一部支援がかいま見えますが、若い世代に支持されるまちとして、いま一

歩踏み込む必要があると考えます。どのようにお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 今木議員の御質問にお答えさせていただきます。

今木議員が言われるとおり、経済格差が学習格差につながっていると言われておりますが、市では令和3年度から、独り親家庭を対象に、瑞穂市独り親家庭の子供の生活・学習支援事業学びサポートとして学習支援を開始しております。児童扶養手当資格者と母子・父子福祉医療証受給者を対象に案内文書を発送し、申込みを受け付けております。

昨年度同様、今年度につきましても、定員25名に対し、応募者数は定員数を上回っておりません。随時申込みを受け付けており、年度途中で欠員があった場合は、登録順に受講可能となっております。

子供たちが安心して学習することができる場所を提供し、学習習慣を身につけられるよう、支援員を子供5人に対し1人配置することで、一人一人に寄り添いながら各自のペースで学習できるようサポートしています。受講者からは大変好評でございまして、この春、多くの受講者が高校に入学されました。

また、社会福祉協議会におきましても、市の受託事業といたしまして、子供の学習・生活支援事業として学習支援を行っております。わくわくスクールの中で、子ども食堂などと併せて、毎週火曜日の5時15分から6時45分に行っております。

現在の登録者数は49人となっております。学習支援の講師は、教員のOBの方や、大学生で聖徳学園大学や朝日大学など6大学から来ていております。

しかし、学習支援を必要としている子を一人でも多く支援するには、やはり地域の中で支援していくことが必要ではないかと思っております。地域の中で誰もが気軽に立ち寄れる居場所をつくり、子ども食堂や学習支援、ちょっとした習い事、困ったことも相談できるような多世代が集うことができる多機能型の居場所をつくっていくことが必要であると思っております。まちへの誇り、愛着、共感が、ボランティア活動、自治会活動、住民同士のコミュニケーションなどにつながり、地域コミュニティが活性されます。

今後といたしましては、各小学校区で立ち上がっております地域支えあい推進会議などにおきまして、地域で話し合いを進めていただきまして、地域で子供を支える仕組みづくりに向け、市と社会福祉協議会も中に入りながら進めていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 御丁寧な御回答ありがとうございます。

確かに手厚くやっけていただいておりますが、保護者に関しては、独り親家庭をはじめ、困窮家

庭への生活支援に加え、就労支援、そちらの面でもちょっと考えていただければと思いますし、GIGAスクール構想により配付されましたタブレットを使った放課後のオンライン学習支援や課題の提供というもの、時代に即した対応をまた教育委員会としても考えていただければと思っております。

では、今までの質問は全体的なものでしたが、これよりは個別的なものについてお伺いします。

まずは英語教育について。英語教育推進事業として、おおむね5,400万円を必要とするALTによるグローバル化対応教育の推進に対する効果や意義、またALTの雇用形態、人員数などに関する考えや英検I B Aの実施による効果と結果について、加えて「英語のまち みずほ」をより一層推進するための課題や展望について、教育長としてお答えください。お願いします。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） では、今の御質問にお答えさせていただきます。

これからますますグローバル化が進展し、様々な文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合い、互いに協調しながら生きていくことが今の子供たちには求められております。

また、瑞穂市の外国籍児童・生徒数については、毎年増加傾向にもあり、グローバル化は瑞穂市の児童・生徒にも身近になっていると思います。

このような中、互いに文化の異なる者同士が手を取り合って、瑞穂市の未来をつくっていくことが求められており、英語教育を通して、様々な国の言語や文化に興味を持つことが、その第一歩にもなると考えます。

私は、ALTを活用する効果や意義としては3つあると考えております。

1つ目は、授業の中で、担任だけでなくALTが使用する英語を直接何度も聞いたり、英語で答えたりすることで、児童・生徒の英語力の向上につながると思います。

2つ目は、これからの英語教育は、英語を知識として蓄えるだけでなく、自分の考えや気持ちを相手に伝える力が大事になりますが、児童・生徒にとっては、自分の考えや気持ちを英語で伝えたときにALTに伝わったという実感は、非常に大きな喜びとなり、英語学習に対するモチベーションを高めることにつながると思います。

3つ目は、ALTの出身国を通して、異文化にも目を向けることができ、児童・生徒の視野を広げることにもつながります。このようなことから、ALTを活用する効果や意義はとても大きいと考えております。

現在、ALTは、業者から専門的な研修を受けた10名が派遣されております。市で独自に雇用していたときに比べると、質の高いALTが派遣されることで、授業においては日本人の教師を言語面だけでなく指導面でもサポートできていると思います。

また、昨年度より1名増員したことにより、市内の全小学校で開始した1・2年生の外国語活動にも対応できるようになりました。これにより、ほぼ全ての学校で、全学級のほぼ全ての授業で担任とALTと一緒に英語を行うということが可能になりました。今後とも、この人数を維持していくことが必要だと考えております。

次に、英検I B Aについてですが、中学校1年生から3年生までの全学年で、現在実施しております。受験後には個人の成績表が届き、生徒は3年間の自分の成績を経年比較することで、自分の英語力の伸びを実感することができると思います。

瑞穂市全体としては、英語検定3級以上の力を持つ市内の中学校3年生が7割から8割程度というふうの結果が出ており、今後もこの英検I B Aを実施していくことで、英語に対する意欲をさらに高めたいと考えております。

また、「英語のまち みずほ」の推進に向けてですが、まずは今年度、小学校低学年から外国語活動を導入した小学校の英語教育を充実させることが大事であると考えております。そして、幼稚園・保育所、小学校、中学校の10年間という長期的な視点で、英語の力を育成することを進めていきたいというふうに考えています。

課題として上げるとすると、小学校で英語の授業を行う教員への支援、小学校でつけた力をさらに伸ばすことができる中学校の授業の質の向上、こういったことが上げられると思います。

そこで、英語教育に取り組んで今年で29年目を迎える生津小学校の実践を市内に広めるとともに、英語を専門とする教育支援センターの2名の職員がおります。その2名の職員を学校へ派遣したりとか、学校教育課の英語担当による指導なども含めて、教育支援センターと学校教育課が一丸となって授業の改善の支援をしていきたい、このように考えております。

以上で答弁を終わります。

[10番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） ありがとうございます。

今の御答弁の中で、英検3級が7割から8割と、大変高いレベルだと私は思います。

調査によると、岐阜県は全体的にも高いと、英語教育に対しては言われておりますが、その中でも瑞穂市がピカールに光るように、今後とも頑張ってください。

また、先ほど言われました英語教育を高めるには、やはり先生自身の技量の向上ということもありますので、その点をよろしく願いいたします。

では次に、食育・学校給食事業についてお伺いします。

平成19年、2007年9月3日より給食の提供が開始された現在の当市の給食センターは、「地域で学ぼう、やってみよう、つなげよう、食育のわ」の観点から、毎月の地産地消献立、親子で考える給食料理コンテスト、中学生学校給食選手権の実施による献立のほかに、最近では愛

知県の志の田うどん、山口県の大平という煮物のような全国の郷土料理、また時にはメキシコ料理などの世界の料理も献立に取り入れるなど、安心・安全はもとより、国内外、各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めるなど、食育に取り組まれております。

そこで、これまで他市町村でも給食を食され、給食センター開始時、当市の教育委員会に在籍されておられました教育長にお尋ねします。

当市のこのような給食に対する取組をどのように感じられていますか。また、センター開始時と違いがあれば、その感想、見解も併せてお答えください。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 学校給食を提供する給食センターの大きな使命の一つは、安心・安全な食の提供でございます。そのため、日頃から栄養教諭や調理員など給食に携わるいろいろな職員が綿密に打合せをして、連携を密に図りながら業務をしております。

また、子供たちの健康を考え、栄養のバランスにも配慮しながら、おいしい給食が提供されていると感じております。

それに加えて、食育という視点からも、地産地消料理、全国の郷土料理めぐりなど、いろいろと工夫されております。地産地消料理の取組は、私が以前教育委員会にお世話になっていた頃にはなかった取組でございます。

先月、地産地消料理としていなりずし混ぜ御飯を食する機会がありました。隠し味として地元の柿ジャムが使われており、大変まろやかでおいしい混ぜ御飯でした。この取組は、食を通して子供たちにふるさとへの愛着を育むことができるものであり、ぜひ継続していきたいと考えております。

こうした取組ができるのも、地域の生産者や生産者団体等と連携したゆえの取組であり、いわゆる地消地産と言える取組とも言えます。この取組は、先般の国会において農林水産省の令和3年度食育推進施策という報告の文書の中に、学校給食における地場産物の活用についてというところがありますが、その事例として瑞穂市の取組が掲載されておりました。関係者の皆さんの温かい御協力があつてのことだと思えます。改めて感謝申し上げます。

また、瑞穂市独自の図書給食については、これは私が初めて知った取組でございます。「読書のまち みずほ」を推進するために、学校図書館だけでなく、給食センターと学校図書館がコラボレーションして進めているということを大変うれしく思っています。この取組をきっかけに、少しでも本に興味を持つ子供が増えてくれることを願っております。

ちなみに、6月30日には図書給食が提供される予定になっておりますので、今から楽しみにしております。

以上で答弁を終わります。

[10番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） ありがとうございます。

子供たちも楽しみにしています給食でございます。よろしくお願いします。

ところで、学校給食とは、先ほども言われましたが、児童・生徒が適切な栄養を摂取する手段であることは言うまでもありません。先ほどの地産地消や食文化以外にも、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び共同の精神を養うなど、多くの役割を担っています。このことは、食物アレルギーのある児童・生徒にとっても変わりはありません。

そこで、当市の食物アレルギーのある児童・生徒の現状及び対応について見解をお答えください。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 御質問にお答えさせていただきます。

当市における食物アレルギーの給食対応は、平成26年9月1日から実施をしております。このときの対象児童・生徒は30人でしたが、今年度は小学生35人、中学生9人の合計44人となっております。

アレルギーの原因食物につきましては、卵が28人、ごまが7人、乳製品19人、牛乳34人となっております。

食物アレルギーに対する給食対応につきましては、レベル分けがされており、レベル1が詳細な献立表対応、レベル2が弁当対応、レベル3が除去食対応、レベル4が代替食対応となっております。

平成26年の開始時は、レベル3の食材を除去する除去給食対応でしたが、令和元年度より最も高いレベルであるレベル4の代替給食対応をしております。小麦粉の代わりに片栗粉や米粉を使ったり、牛乳・卵の代わりに豆乳やカボチャを使用したりして、オムレツの代わりにグラタンを調理するなど、除去した食材や献立の栄養量を考慮して1食分の代替食を作るなど、一人一人のアレルギーの原因にきめ細かに対応して、安全な給食を提供しております。

以上で答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） レベル4までということで対応とすばらしいことだと私は思っております。なかなかレベル3が限度だというのが現状であります、瑞穂市の給食、大変ありがたいと思っております。

今後は、事故とかそういったことが発生しないように、より大変だと思いますが、きめ細かくお願いいたします。

では、給食センターの運営方法や課題、そして学校給食事業費のうち食材費、いわゆる賄い

材料代を保護者が給食費として負担することについての教育長の御見解をお答えください。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 本市では共同調理場方式、いわゆるセンター方式で運営を行っており、調理員は直接採用をしております。調理員は現在、正職員9名、会計年度任用職22名となっており、いずれも長年にわたり勤務いただいている方が多く、豊富な経験により、おいしい給食が調理提供できております。

課題といたしましては、この調理員が退職等になった場合の新たな調理員の確保が難しい状況になっています。また、平成19年の竣工から15年目を迎え、年間200日近く調理を行っております設備等の劣化が懸念されます。不具合が生じてからではなく、未然に対応しなければならないことも課題と感じております。

学校給食法第11条第2項で、学校給食費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担となっております。学校給食費を公費負担して無償化を行っている自治体もありますが、本市におきましては、現時点では、保護者から一定の負担をしていただく必要があると考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 給食センターについては、今、一部民営委託があるということですが、それはよろしいでしょうか。今後それについて変更等の考えはありますか。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 今、給食の運搬については一部委託しておりますけれども、調理業務につきましては現行の体制を維持していきたいと考えております。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） できるだけ、そのようにお願いします。

ただいま、教育委員会から給食費に対するお考えを答弁いただきました。

それを受け、現在食料品が原材料や石油価格の高騰で値上がりする中、ロシアのウクライナ侵攻や円安の進行など、さらにその追い打ちをかけ、物価高騰が学校給食に大きな影響を及ぼすことを懸念しております。

当市としての対応、対策、先ほどもお答えあったかと思えますけど、いま一度お願いします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 令和4年4月26日に、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策が取りまとめられ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が

拡充され、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分として、本市においては限度額1億7,408万8,000円となっております。

この緊急対策の柱立ての一つに、コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援が掲げられ、学校給食費等の負担軽減等として、地域の実情に応じ、これまでどおりの栄養バランスや質を保った学校給食等が実施されるよう、拡充された交付金を活用して、コロナ禍において物価高騰等に直面する保護者の負担軽減に向けた自治体の取組を強力に促し、必要な支援を行うこととされております。

これを受けまして、食材費の高騰分を交付金で補填し、保護者への負担軽減を図るよう進めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 県の調査によりますと、公立小・中学校の4月時点での平均給食費は1か月当たり小学校は4,698円、中学校は5,364円であります。

本市のことは見ますと、本市は小学校が4,020円、中学校は4,740円と、その中で本当に子供たちはおいしい給食をいただいています。本当にありがとうございます。

ただ、やはり今の御答弁のように、大変台所事情が苦しいのではないかと考えています。お願いしたいのは、北方町さんが、子供たちがとても食事のときに本当に楽しみにしているのがデザートなんです。年度末になるとデザートが増えてくるので、子供たちは大変喜んでいるんですけど、これは多分、今この状況でいくとなかなか厳しい。そこで、調整するのが常かと思っておりますので、何とか食材費の点もありますが、その点のデザートについて、子供たちの楽しみを奪わないようにしてやってください。お願いいたします。

さて、平成30年、2018年の給食センターに関する定期監査結果報告書の中に、実は給食センター運営委員会は、小・中学校長2名、幼稚園長1名、小・中学校保護者3名、幼稚園の保護者1名、識見を有する者として市職員4名、学校栄養教諭5名の学校給食関係者から選任されている。委員の構成を教育委員会の関係者だけで構成することに疑問が残る。地産地消や食育を推進するのであれば、外部の意見も聞くべきであり、その方面の方々の選任も検討すべきであるとあります。

その後の対応はどのようになされましたか。また、私としては、内部の意見もじかに聞くべきとして、調理作業員の代表の方も加えるべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。御答弁ください。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 地産地消につきましては、地元J Aや岐阜農林事務所、

出荷者の代表者などの関係者による瑞穂市学校給食地産地消会議を年3回実施して、給食献立計画による野菜の必要な見積り、作付計画、給食調理に適した規格での栽培方法等を検討し、野菜を納品していただいているところです。この内容につきましては、運営委員会にお伝えしておりますので、運営委員会の構成員の変更はしていません。

また、議員御提案の調理員・作業員の代表を加えることについてですが、給食センター運営委員会の所掌事務は、1つとして給食費に関する事、2つ目として給食物資に関する事、3つ目として衛生管理及び栄養管理に関する事、4つ目として給食の向上改善に関する事、5番目としてその他給食に関する事となっております。現在の構成メンバーで妥当と考えております。

調理員・作業員の意見につきましては、課長もしくは栄養教諭が聞き取り、運営委員会に反映させる形で対応させていただきます。

以上で答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） なかなか厳しい御答弁でした。

できるだけ、本当は食育の見識のある方の意見もどこかで聞いていただければ、またあえて私、調理作業員の方を言ったのは、残食の大きさをやっぱり分かってみえるのは作業員の方。どこの学校がどうだとか、これがこうだと、そういった情報をいかに保護者の方等に共有していただくか、それが私は重要だと思っておりますので、その点でお話しさせていただきました。では、移ります。

では次に、令和3年度全国学力・学習状況調査の児童・生徒向けアンケートに、家庭内の蔵書数に関する質問が初登場し、雑誌、新聞や教科書などを除いた蔵書数と、国語、算数・数学の学力テストの平均正答率の間に明確な相関関係が表れ、蔵書数の多い家庭、つまり本が身近にある場合は正答率が高くなっています。

また、学力テスト以外にも、国立青少年教育振興機構の調査・研究では、読書効果として、教育長が先ほども御答弁されておりましたが、大切にしたいということをおっしゃった自己肯定感や忍耐力など、生きる上で重要な力との強い関連性が示されています。

これら、よいことづくめの読書活動についてお伺いします。

第3次子供の読書活動推進計画の新規事業として、市図書館システムと学校図書館システムのネットワーク化による印字対応する機器及び読書通帳の導入がありますが、予算規模、実施時期、どのようなタイプの読書通帳であるか、また児童・生徒以外の一般の方への対応についてもお答えください。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 「読書のまち みずほ」を推進するための取組の一つとして、市図書館システムと学校図書館システムのネットワーク化や印字対応する機器及び読書通帳の導入をすることにより、小さい頃から大人になるまで読んだ本が記録として残り、特に子供が楽しみながら読書活動を進め、読書の習慣化が図れると考えております。

現在、市図書館システムは富士通のシステムを使っており、令和6年度に更新の時期を迎えます。一方、市内の小・中学校に使っているいぶき図書の図書館システムは古いシステムで、年度更新作業に非常に時間がかかるため、システムを切り替える必要もあります。

また、現在の読書通帳につきましては印字対応できませんので、印字対応の読書通帳を作成しなければなりません。このような状況を踏まえ、ネットワーク化やシステムの更新、印字機器の導入など、様々な対応をするには、計画的に取り組む必要があると考えております。先進地の事例も参考にしながら、最少の経費で最大の効果が出せるよう、全体的な整備計画を立てて進めてまいりますので、御理解をいただきますようしくお願いいたします。

なお、印字対応の読書通帳につきましては、一般の方にも御利用いただけると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） そちらのほうは、目標期日とかはありますでしょうか。御回答ください。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 第3次子どもの読書活動計画の中で進めてまいりますので、最長5年になるかと思えますけれども、今のところはまだ、申し訳ありませんが、ネットワーク全体に対する経費が全て計算できておりません。

今のところ、小・中学校10校のシステムを切り替えるだけでも1,200万ほどかかるというように思っていますので、今後、全体の経費を早急に算出して計画的に進めていきたいと思っています。いつまでにというのはちょっと明確に御回答できませんので、申し訳ありませんがよろしくお願いいたします。

[10番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございます。

なぜこのようなシステムを早くということをお願いするのかといいますと、このような読書通帳を導入したある図書館では、月の図書の貸出数が前年度に比べて倍以上になったとか、利用者が全国的に増えております。何とか子供たちに早く、銀行さんで使えるような通帳みたい

な、あんな読書通帳を届けてあげてほしいです。

さて、そのときの話になるかと思いますが、本においては絵本も含まれております。絵本といえば、当市も赤ちゃんとその保護者に絵本を手渡し、絵本を介して心あふれる楽しいひとときを分かち合う機会を持っていただくブックスタート事業があります。現在はコロナの影響で絵本を手渡しする際の対面での読み聞かせやボランティアはなされていませんが、積極的に取り組まれていると思っております。

そこで、子育て支援の一環として、母子手帳と一緒に読書の宝物、笑顔の通帳とも呼ばれております読書通帳と一緒に手渡されたり、貸し出されたり、貸し出された本の記録を印字するだけでなく、図書館内で読み聞かせされた本も印字できるようにしたりする自治体も今はあります。

新しいシステムに合わせて、早いところお願いしたいんですけど、その節にはゼロ歳からの「読書のまち みずほ」を推進するものとして、ぜひとも導入していただきたいんですけど、そのことについての御見解をお願いいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 「読書のまち みずほ」を推進するための取組の一つとして、10か月相談時にボランティアが赤ちゃんに読み聞かせをして絵本をプレゼントするブックスタートを行っております。

令和3年6月に行った乳幼児の保護者対象のアンケート調査において、ブックスタートがその後の読み聞かせのきっかけとなったと回答した保護者が69%でした。ブックスタートが10か月の子供にとって本との出会いとなり、その後の読書活動につながっていることが分かります。

今後も、ブックスタートを継続していくことや、市図書館の利用案内や子供の年齢に合ったブックリストの配付、さらには読書通帳を絵本とともに渡すことにより、ゼロ歳児からの読書のまち みずほを推進してまいります。

なお、読み聞かせした本の読書通帳へ印字することにつきましては、導入自治体にお尋ねをするなどして今後研究させていただきますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） よろしく、ゼロ歳児からの読書のまち みずほの推進、お願いいたします。

冒頭でも質問しました、コロナ禍で家庭の経済状況によって学力に恐ろしいほど深刻な差、二極化が進んでいることに対し、たとえ社会・経済的状況や学歴などにハンデがあっても、子

供だけでなく、まずは親、祖父母世代が身をもって読書習慣を持つような、本が身近な家庭環境づくりこそが子供の学力向上の支援や将来の可能性を広げることができるものと考えます。

格差社会を乗り越えるためにも、市民全体による読書のまちみずほの推進を期待しております。

では、これよりJAぎふ穂積支店跡地暫定利用計画及び進みつつある穂積駅周辺での土地区画整理事業における送迎車両向け駐車場整備についてお伺いたします。

送迎車両による渋滞解消を目的に、駅南口においてはタクシー乗り場付近にあるカラー舗装されている一般車乗降場6台分、旧駅南公民館跡地を利用した市営穂積駅南駐車場9台分がありますが、そこに新たにJAぎふ穂積支店跡地暫定利用計画により、送迎車両用ロータリーと一時駐車場を整備されるとのことですが、そこで、まだ十分と言えない市営駅南駐車場の利用率の上昇及び現在のロータリーや横断歩道付近に駐停車し、バスなどの運行に支障を来す危険な車両をいかに新たに整備されるロータリーに誘導するかが重要と考えます。市としての方策をお答えください。

なお、利用率が高いカラー舗装されております一般車乗降場6台分を、あえて駅南口にはない30分以内無料、それ以上は有料に変更することにより、新たに整備されるロータリーに誘導することも考えられますが、いかがお考えでしょうか。以上、2点お答えください。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 現在の駅南口駅前広場には、朝・夕の通勤・通学時間帯に多くの送迎車両による渋滞等が発生しており、特に夕方から夜にかけては、多くの車両が駅前広場周辺に停車をしていることから、バスなどの通行の妨げや歩行者などの安全性が保たれていない状況となっています。これは、駅前広場内の乗降場などの施設に限りがあることや、お迎えなどを目的とした方々が一時的に駅前広場内の乗降場やロータリー、周辺道路にて待機をされていることが原因であると考えております。

これらの対策として、旧駅南公民館跡地に整備をしました市営穂積駅南駐車場などを御利用いただくことにより、軽減を図っていきたいと考えておりますし、また今回、JAぎふ穂積支店跡地にて計画をしております一般車乗降場と一時駐車場は、駅周辺における基盤整備を実施するまでの間の暫定施設として、駅周辺の安全・安心な交通環境の改善に向けて整備を行うものですので、既存施設と併せた利用促進を図っていきたいと考えております。

したがって、駅周辺の交通環境を改善していくためには、これらの一時駐車場へ送迎車両などを適切に誘導していくことが重要でありますので、各施設への案内看板の設置や道路交通法に規定された交差点から5メートル、横断歩道の前後5メートル区域内に駐停車禁止区域などの明示、まちづくり組織等の連携した啓発活動や警察との連携によるソフト的な対策などを進めることにより対応していきたいと考えております。

もう一つの御質問の、現在の乗降場を30分以内無料、それ以上は有料にということに変更ができないかという御質問ですが、現在の駅南口駅前広場内の一般車乗降場は、駅等を御利用される方の乗降のためのスペースとして必要な施設であり、駅前広場の状況や利便性などを考慮して設置されております。

この一般車乗降場を有料駐車場へと変更していくことについては、J A ぎふ穂積支店跡地に新たに整備をします一般車駐車場等への誘導策の一つであるかと思いますが、現在の駅南口駅前広場の敷地形状などを考慮しますと、現時点での有料駐車場への転換は難しいと考えております。

しかしながら、お迎えなどのために一時的に待機をされる方々や、周辺地域の店舗やまちづくり活動などで来訪される方々の駐車場需要を考えますと、駅前広場等に一時駐車場を設置していくことは渋滞等の交通対策に有効な手段であるとも考えております。

したがって、検討を進めております駅周辺整備事業の中では、駅前広場内に駅利用者などのために一時駐車場を整備していく方向での検討を進めていきたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） ありがとうございます。

なぜそのようなお話をさせていただいたかということは、一般車乗降場は、送迎車が一時的に使うよう、言われますように想定されていますが、実はそこは駐車禁止場所でもあります。運転者がその車から離れていて、すぐに運転できない状況に放置していると、放置車両違反に問われ、違反点数や反則金の支払いを求められる場合があります。

つまり、駅へ定期券の購入、ほんの僅かだけと思って車から離れると、放置駐車違反を問われる可能性があるということでございます。その認識を皆さんが持っていればいいんですけど、なかなかというところです。

実際、わいわい会議による駅周辺にぎわい活動づくりに参加されてお手伝いをされた方が、備品を届けるべく車から離れた方が反則金をお支払いされたというような情報も入っております。本当に気の毒な話でございます。

駅南口は、短期10年以内を目標に整備予定と伺っております。その節は、今部長が言われたように、J R 岐阜駅同様、ある時間以内の出庫は無料、それ以上は有料で結構でございますが、そのような駐車場整備計画を進めてください。

では、最後の質問に移ります。

さて、渋滞は南口だけではありません。北口でも発生しております。むしろ北口のほうがひどい状況と考えます。

しかし、北口付近においては、市が近年購入された用地や未利用地もありません。そのため、

住民感情も踏まえ、3か所ある市営駐車場や緑地帯などの限られたスペースであります。早期に何かしらの目に見える変化を起こす必要性を私は感じております。

また、北口に限らず、駅周辺には高齢者、障害者などの移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法に基づく車椅子使用者の利用のしやすさに配慮した駐車施設及びパーキング・パーミット制による身体障害者や妊産婦、けが人などのための障害者等の駐車区画が設置されていません。これらの点についてどのようにお考えでしょうか。お答えください。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 現在の駅北口駅前広場には、一般車乗降場やタクシー乗降場、市営穂積駅北駐車場が設置されており、その駐車場には普通乗用車が19台、軽自動車6台駐車可能な状況となっております。また、緑地などの空間も設けられており、その空間を活用したにぎわい創出事業も実施されているところです。

こちらの駅北口駅前広場につきましても、駅南口駅前広場周辺と同様に、朝・夕の通勤・通学時間帯には送迎車両等による渋滞などが発生している状況で、特に夕方から夜の時間帯にお迎えの待機車両が広場内通路にあふれ、大変混雑している状況です。また、混雑時には、一部の駐車場の出入りが困難となり、利用されていない状況となっていることも確認をしております。

これらの状況から、駅北口駅前広場につきましても、交通環境等の改善に向けた対策が必要と考えておりますので、駅前広場の敷地の大きさや形状等を考慮しながら、どのように改善をしていくべきか、現在検討をしているところです。

また、駅北口駅前広場を含む駅北周辺地域にて計画検討を進めております基盤整備事業につきましても、協議会等による事業化検討や合意形成を進め、早期に事業化が図られるよう進めていきたいと考えております。

もう一つの御質問の高齢者、障害者などの移動等の円滑化の促進に関する法律、バリアフリー法になりますが、このことに基づく車椅子使用者用駐車施設は、道路の路面内に設置される自動車の駐車のための施設であり、一般公共のために供されるもので、駐車スペースの面積が500平米以上、かつその利用についても、駐車料金を徴収する施設には設置が義務づけをされております。現在の駅北口駅前広場内の駐車場は、この法律の対象となる施設には該当していません。

また、パーキング・パーミット制度につきましては、障害者等用駐車区画の利用対象者を障害者、介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難と認められる人に限定し、対象者には利用証を交付することで適正利用を図る制度で、岐阜県ではぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度として進められており、瑞穂市内においてもこの制度に基づくおもいやり駐車場が市役所や金融機関などに設置がされております。

多くの方々が利用される駅前広場につきましては、安心して施設を御利用いただくための施設設計が必要であると考えておりますので、当該施設の設置につきまして、機能改善計画を検討していく中で考えていきたいと思っております。

ちなみに、JAぎふ穂積支店跡地にて進めております暫定活用計画では、総合政策課にて進めておりますソフト事業との連携を図りながら、将来の駅前広場を見据えた一般車の乗降場及び一時駐車場整備による交通機能などの改善や、コロナ禍に対応したチャレンジ事業などを推進していきますので、多くの方々が安心して施設を御利用いただくための車椅子利用者用駐車場などを設置していきたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 使われる方は、いろいろな立場の方がお見えです。何とぞそういった方に対して優しい穂積駅でありたいと思っておりますので、早急なる整備のほうをお願いしたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若井千尋君） これで、10番 今木啓一郎君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午後4時39分

再開 午後4時46分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

7番 森清一君の発言を許します。

森清一君。

○7番（森 清一君） 皆さん、こんにちは。

傍聴の皆様も遅い時間にありがとうございます。

本日最後の質問者となります。非常に皆さんお疲れのところかと思っておりますけれども、よろしくお願ひいたします。

議席番号7番、創緑会、森清一です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

さて、私の質問は、サンコーパレットパークについて、2つ目に校区活動についての2項目であります。

以下につきましては、質問席において質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず1点目の、サンコーパレットパークについて質問いたします。

4月3日に中山道大月多目的広場がサンコー株式会社様とのネーミングライツパートナー契約により、サンコーパレットパークという愛称で竣工式が執り行われ、芝生広場を除いてオープンいたしました。

4月22日の文教厚生委員会において、4月17日までのおおよその利用者数が報告され、14日間で2,800人ということで、1日平均約200人ということでした。

その後、6月1日に芝生広場が供用されるまでの5月31日までのおおよその利用者数及び1日平均利用者数についてお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 把握しております5月のおおよその利用総数は、少なくとも約3,000人で、1日平均利用者数は約100人となり、2か月合計では約7,500人、1日平均約130人となります。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○7番（森 清一君） 5月末までで7,500人ぐらい、1日平均130人という、そういたしますと、365日、年間にいたしますと4万7,500人程度ということですかね。

芝生広場がまだ供用開始になっていない状況での数字でありますので、芝生広場が供用されるということを見込みますと、5万人超になるのかなという、あくまで私の試算でありますけれども、そんな感じかなと思います。

目標としている15万人という、そういう数字まではまだまだ程遠い状況なのかなという、そんな感じがいたします。

そこで、目標を達成するためには、民間を巻き込んだイベントや各種団体等の利用で、どれだけ利用者を見込めるか、これが課題になってくると思います。

6月に入って、芝生広場が供用開始となり、4日、5日には市制20周年プレイベントとしてMI Z U H Oピクニックが開催されました。天候にも恵まれて、多くの人々に来ていただき、大変好評だったと思います。

この2日間ではどの程度の来場者があったのか、企画部長にお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） MI Z U H Oピクニックにつきましては、梅雨が早まるなどの情報もあり天候が本当に心配されましたが、議員言われるとおり、天候に大変恵まれました。多くの方に来場いただくことができました。

また、このイベントにはサンコーパレットパークの認知度を高めるとともに、市制20周年プレイベントとして市内外に瑞穂市の魅力を発信し、同パークを活用したにぎわいの創出の一環として実施いたしました。

来場者数につきましては、概算で4日の土曜日が5,319人、5日の日曜日が6,442人で、2日間合計で1万1,761人の報告を受けております。こちらの人数の算出方法でございますが、サンコーパレットパークのほうはどこからでも広場に入れるということから、カウンター等によつての把握は困難であるため、キッチンカーの総売上げとか、キッチンカー協会がやられている過去のイベント等のデータを基に出した客単価で割り出して算出しているものでございます。確認したところ、大幅な相違はないと委託業者のほうから報告を受けているところでございます。

集客・にぎわいにつきましては、申し分ない結果でありましたが、今後に残ります課題点も幾つか判明しております。こちらのほうは関係課と情報を共有いたしまして、今後のイベントに役立て、さらなる活用について、つなげていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

[7番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○7番（森 清一君） 2日間で1万1,761人という概算ということだと思いますけれども、ということで、非常に大勢の方に利用していただいて、私もよかったなと思っております。

また、6月12日ですか、ファミリー広場においてLinkupみずほさんによる集まれ子供たちが開催されて、ストラックアウトなどで楽しむ姿が見られました。

このような施設の利用者の把握はどのように行われるのか、関連でお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 団体で利用される場合とか、イベントで利用される場合には、事前に生涯学習課のほうで申請書をいただいております。

その申請の許可に基づいて利用いただきまして、利用が終わった後に利用報告書をいただいておりますので、そこに要は利用人員を書きいただく欄がありますので、そちらのほうで把握することになります。以上です。

[7番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○7番（森 清一君） ありがとうございます。

そのようにして把握されるということで、ぜひなるべく実数に近いような数字を把握していただければいいのかなと思います。

サンコーパレットパークがオープンしてから2か月余り経過しております。来場者は順調に推移していると感じておりますが、その間には市民や来場者から様々な意見があったと思いますが、その意見をどれだけ把握されたのか、お聞きいたします。

これは午前中、若園議員が質問されたときにいろいろとありましたけれども、そういうこと

を踏まえてお願いいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 午前中の若園議員の御質問でお答えさせていただきましたが、オープンから今日まで、水飲み場、トイレ、ベンチ、自動販売機、防犯カメラ、駐車場、日陰、放送設備、ゲートボール場についての御意見・御要望をいただいております。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○7番（森 清一君） 広場を運営する上で、様々な課題が顕在化してきたのかなど、そう思いますけれども、そのような現状の課題をどのように検討し、今後解決されていくのか、そのお考えをお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 現状の課題といたしましては、先ほども言いましたこの御意見・御要望への対応になるかと思えます。午前中の若園議員の御質問でお答えいたしました。安全性や予算面などから費用対効果を精査した上で対応をしていきたいと考えております。

なお、市長のほうからは、たしか前向きに検討していくというような発言もありましたので、その辺も踏まえて対応していきたいと考えております。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○7番（森 清一君） これらの課題について前向きに検討されるという、そういうことでございますけれども、やはりこれは教育委員会だけで解決できるものもあるとは思いますが、解決できないものも多々あると思えます。

そういうものについては関係する部署と協議して対応することも必要と考えておりますが、その状況と対応についてはどんな状況であるかお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 市民からの御意見・御要望への対応は、教育委員会だけでは解決できないものもあり、特に工事を要する課題については、関係部署と協議をしながら課題解決に向けて取り組んでおります。

サンコーパレットパークは、地方創生拠点施設としての活用・運用をしていかなければなりませんので、教育委員会の範疇を大きく超える部分があります。

今後、必要に応じ関係部署と政策調整会議で協議を進めて対応していかなければならないと考えております。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○7番（森 清一君） 広場全体の管理というものがあるわけですが、工事が完成してから竣工まで、そして今現在供用開始している、そういう中で全体の管理というものがあるわけですが、現在までどのような体制で管理が行われてきたのか、その点をお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 現在のところは、生涯学習課スポーツ・文化係4名で担当し、除草等の施設管理に始まり、団体等の使用やイベント利用への対応をしております。トイレ清掃、遊具点検、駐車場の施錠・開錠は現在外部委託をしております。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○7番（森 清一君） ありがとうございます。

特に芝生の管理につきましては、これも生き物でありますので、非常にデリケートでもあると思います。やはり専門技術を要するものと思っています。

施工後、芝生の養生期間中においては散水や雑草の除去、また芝刈り、枯れた芝の張り替えなど様々な管理がなされていたように思います。

芝生広場の供用が始まり、これから梅雨に入って、芝生も雑草も勢いよく伸びてきます。そして梅雨が明ければ猛暑が予測されます。

そんな状況の中、芝刈りや雑草の処理、また夏場の散水管理について、どのように考えておられるのか、そして誰が管理されるのかお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 議員御指摘のとおり、芝生の管理につきましては、専門知識が必要であり、適切な時期に適切な作業が必要となります。そのため、今年度は専門業者に管理委託をしたいと考えており、今議会において、そのための委託料を補正予算に計上しておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○7番（森 清一君） やはり専門の方に委託をしていくという、そういうことが必要かなと思いますけれども、先般も芝生広場へ行ったわけですが、芝生の中に特にクローバーが非常に点々と徐々に大きく広がっていると、そういう状況を見ました。これは早めに除去したほうがいいのかと私なりに思いますので、よろしくお願いいたします。

水やりに関して、特に夏場の散水管理、これは気をつけなければならないと思います。散水のタイミングを間違えると、一晩で枯れてしまうという危険性もあります。

私も若干経験がありますけれども、非常にシビアである。そこで、散水の時間帯や効率的な散水が必要となるわけですが、当広場においてはどのような場所に何か所散水栓が設置されているのかお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） サンコーパレットパークの散水栓は、芝生広場に6か所、南北に各1か所、東西に各2か所と、ゲートボール場に1か所設置されております。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○7番（森 清一君） それだけあればホースを延ばせば全体にはできるかなと思いますけれども、ただ、あそこが一番センター、中央部分なんですね。非常に高い状況になっておりまして、そこら辺のところは非常に乾燥しやすいかなと思います。そこら辺の散水については十分注意してやっていただければと思います。

来年度からの施設全体の管理についてですけれども、管理棟がない中で十分な管理ができていくのか。今後、管理棟の必要性をどう考えるのか、お聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 管理棟につきましては、今年度、中山道まちづくり基本構想策定・民間活力導入可能性調査を行いますので、その中で必要性が示されれば、検討していくことになると思います。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○7番（森 清一君） 今後の施設の全体の管理体制、これについてどのように進められていくのか。例えば民間企業が指定管理者制度で参入することもできると思います。

しかし、芝生広場と植栽など部分的な管理なのか、また芝生広場の利用者管理も含めた総合的な管理とするのか、どんな内容でどのようなスケジュールで進めていくのか、その点についてお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 先ほど述べました中山道まちづくり基本構想策定・民間活力導入可能性調査で、施設維持管理・運営管理、施設を利用したイベント開催など、総合的な管理を担う指定管理者を前提に検討します。

この調査結果で、指定管理者制度の導入が可能となれば、募集、業者選定、議会承認、協定締結のプロセスを経て導入することになると思います。

以上で答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○7番（森 清一君） 指定管理者制度の活用については、第3次瑞穂市行政改革大綱の中で、その施設の管理の在り方について、利用者をはじめとする市民や施設管理を行う業者等の意見を十分考慮する。その結果、コスト面またはサービス面でより効果的、効率的な運営が見込まれるものは制度の活用を図るとしております。

また、第4次瑞穂市行政改革大綱（案）、この中でも民間事業者の活力導入の一つの手法として指定管理者制度を推進するとしています。

来場者が気持ちよく利用していただくためには、遊具の安全管理はもとより、生き物である芝生広場や植栽はしっかりと専門的な管理が必要です。早く民間委託等の推進ができるようお願いを申し上げます。

サンコーパレットパークは、中山道まちづくり基本構想の主要拠点と位置づけられますが、そのためにはイベントなどにぎわいの創出をどのように進めるのか。指定管理を進めるにしても、教育委員会だけではなく市長部局との協力が不可欠となります。この教育委員会と市長部局との連携が十分に図られているのか、そのような点もいろいろと考えるところもありますけれども、この点について副市長にお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） ただいまの森議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員言われるとおり、昨今の事業につきましては、幾つかの部署にまたがる事業が非常に増えております。

サンコーパレットパークに関わる事業においても、広場の管理はもとより、広場だけの点で終わらせることがないよう、中山道沿線を含めた観光・文化など多岐にわたる線での事業の展開が不可欠と考えております。

そうしたことから、教育委員会において、当初予算で計上させていただきました中山道まちづくり基本構想業務委託料において、中山道を活用したにぎわいの創出を目標として、基本構想策定及び中山道沿線に位置する拠点施設サンコーパレットパークへの民間活力導入の可能性を調査することを目的として業務を行ってまいります。

業務内容は、中山道まちづくり基本構想策定業務として、既存資源の調査、事例調査及び実施手続の整理、基本理念、基本コンセプト案、基本的な方向性、成果指標、アクションプラン及び実施スケジュールの立案、運営・推進体制の整理、今後の課題整理を行います。

民間導入可能性調査としては、隣接施設との連携方策及び広場を活用した収益事業の整備、民間導入施設の業態整理と業者の抽出、サウンディング調査、指定管理者制度に係る公募資料の作成を行います。その際には、関係部署への情報共有はもとより、各部署の持つ知識・知恵・経験を最大限に出し、事業を進めていきたいと考えています。

各部署の連携につきましては、教育委員会と市長部局、また中山道沿線事業だけのことでなく、1つの事業を遂行するに当たり、関係部署が最大限協力し進めていきたいと考えております。

[7番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○7番（森 清一君） ありがとうございます。

やっぱり教育委員会だけではなくて、他の関連部署、全てがやはりあそこのサンコーパレットパークの活用、中山道全体をどのようにしていくかということをよく話し合っただけで進めていただきたいと思います。

花よりだんごと言いますが、サンコーパレットパークではバーベキューができるよ、おいしい果物を食べることができるよ、また新鮮な野菜や特産品も購入できるよというように、常設的な販売所やイベントなど、民間が主体となって進めることにより瑞穂市のイメージアップにもなると考えます。

もちろん、維持管理の在り方についてもですが、重要なポイントとして、複数の部署が協力し、対応しなければならないと考えますが、その点についてお聞きします。

先ほどの副市長の回答と似ていると思いますけれども、またよろしくお願いします。

○議長（若井千尋君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） ただいまの森議員の御質問でございますけれども、可能性としていろんな事業の展開が考えられてきますけれども、行政が行うには、やはり幅の狭い考えの中だけではできないと思います。

先ほど述べました中山道まちづくり基本構想及び民活導入可能性調査業務委託の中で、民間が主体となり進めることができる、にぎわい創出事業を盛り込んで行います。

委託の仕様の作成に当たりましては、関係部署が連携して進めるところです。維持管理につきましても、民間のノウハウを活用し、効率的な方法を提案させるような仕様内容を検討しているところでございます。

[7番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○7番（森 清一君） 私なりにですけれども、イベントの一案として、岐阜県の県花はレンゲということ、これは誰もが御存じであると思います。

瑞穂市は明治後半からレンゲ種子栽培として全国的に有名でしたけれども、戦後に化学肥料が広がり、田植時期が早まったことなどで、レンゲ栽培は衰退していきました。

しかし、現在でもレンゲ畑は養蜂業としてレンゲ蜜の採取、家畜の飼料、田の地力向上の緑肥、景観形成など、様々な用途で活用されています。

1996年、97年と、穂積町時代に商工会が主体となって、レンゲの種がまかれた田んぼで花が盛りの4月末頃にレンゲフェアが盛大に開催されました。私も仲間と焼きそばなどのバザーを出店させていただき、大勢の皆さんに楽しんでいただいた記憶があります。

私なりにサンコーパレットパークの周辺、特に南側にある中山道を挟んだ一帯の田んぼでレンゲの種をまいていただき、レンゲ祭りを開催し、日本レンゲの会というものがあるんですけども、こういうところを通じてPRしていただければ、他市町のみならず、県外からの集客も望めると考えますが、レンゲ祭りについてどのようにお考えかお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 地域の景観形成を目的にレンゲを栽培し、また安全・安心な農作物の供給を目的に、レンゲを堆肥として水稻を栽培するレンゲ米の普及に取り組んでいる市もあるところでございます。

稲刈り収穫後の田んぼにレンゲの種をまきまして、レンゲはその根っこに微生物の力を借りて自然の窒素を蓄え、春頃花が咲いた後、レンゲを土に働き込むということで、天然の有機肥料を多く含んだ田んぼができるということでございます。

現在、中山道沿線には、道路のあぜに地域の方々の御協力をいただきながら芝桜を植えているところでございます。また、自治会の御協力により、趣旨はちょっと異なりますけれども、サンコーパレットパーク南の畑にヒマワリを植えていただくなどして、景観を高めることもしていただいております。

このような中で、議員提案の中山道を挟んだ一帯にレンゲを植え、レンゲ祭りイベントを行うことで、サンコーパレットパークへの集客、あるいは瑞穂市が市外へ知られるような情報発信となることに対する理解はできることでございます。

この御提案ですが、地域の方々、特に稲作をしてみえる農家の方々の理解が大変必要でございます。また、農業の仕方が時代とともに変わってきたということも大きな企画といえますか、推進していく上での課題となりますのは事実です。

御提案のような昔から地に根づいた資源を有効に活用し、にぎわいの創出から移住・定住につながるような瑞穂市の魅力発信事業を企画する考え方の一つの事例としては参考とさせていただきたいと今のところは考えておるところでございます。よろしく願いいたします。

〔7番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○7番（森 清一君） レンゲ祭りを開催するためには、今おっしゃったように、地権者やJ A、民間の協力、また複数の部署が協力して対応しなければならないと考えております。ぜひ検討していただくようお願いいたします。

それでは、2つ目の質問ですけれども、校区活動についての質問をいたします。

瑞穂市では、従前から存続する校区活動組織があり、それぞれの校区で様々な活動が行われています。その組織とは別に、新たに地域包括ケアシステムの構築、さらに地域共生社会の実現に向けた活動があります。団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、支え合いの地域づくりを推し進めております。

地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現には、介護予防にとどまらず、幅広い地域の実情に合わせた柔軟な地域づくりが求められるとともに、制度、分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、地域づくりを行うことが求められています。

牛牧校区では、平成30年より、校区自治会連合会、通称牛牧友愛会といいます、に福祉部会と防災部会が追加され、福祉部会では地域づくりを担う社会福祉協議会の生活支援コーディネーター、そして第2層協議体が設けられ、地域づくりに取り組んできています。そして、昨年度12月には、福祉コミュニティづくりには欠かせない組織として牛牧地区社会福祉協議会が設立され、福祉活動への取組が始まっております。

市としては、今後地区社協に何を求めるのか、また市社協がやっている業務の一部をこの先地区社協に移管していくのか、その点についてお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 森議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、議員がおっしゃるとおり、今は地域共生社会の実現が求められております。支え手・受け手が固定するのではなく、みんなが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会の実現を目指しております。

地域共生社会の実現には、地域の特色や課題を一番理解してみえる、実際に住まわれている住民の方の参画が必要でございます。その地域に住む多様な主体が参画し、人と人、人と資源が結びつき、世代や分野を超えてつながる拠点、そのような役割を地域に担っていただくことが地域共生社会であると考えております。

現在は、小学校区を軸といたしまして、地域共生社会の実現に向けまして、福祉課題などについて地域支え合いの話合いが進められております。その話合いの場でも出されました、福祉課題などを解決するために何が必要であるかという具体的な話合いに発展をしておりますが、その課題を包括的に解決できるのが、牛牧地区において市内で初めて立ち上がりました地区社会福祉協議会ではないかと思っております。

さて、地区社会福祉協議会に何を求め、市社会福祉協議会の業務の一部を地区社会福祉協議会に移管するのかということについてでございますが、地区社会福祉協議会には、ぜひ地域で話し合っ出された福祉課題などについて、課題解決に向けた事業展開をお願いできればと思っております。しかし、事業展開に向けまして、経費を含めましていろいろな課題があるかと

思います。事業展開に向け、行政、社会福祉協議会も積極的に計画段階から中に入りまして、事業展開に向け支援させていただきたいと考えております。

また、業務の移管につきましてですが、市の社会福祉協議会の業務を全て移管するというものではございません。地区社会福祉協議会へ移管する基本的な業務といたしましては、1点目として、地域の課題把握への取組としての相談窓口の設置や地域懇談会などの開催、2点目といたしまして、ふれあい・いきいきサロンの推進、3点目といたしまして、地域での見守りネットワークの推進、4点目といたしまして、地域への広報・啓発活動の4点の業務をお願いすることになります。

しかし、移管といいましても、一概に移管するというものではございませんで、地域の実情に合わせた事業展開について、話し合いを通じてお願いできればというふうに思っております。

なお、これ以外につきましては、地域に見合った事業展開をお願いすることとなります。地域の困り事に対応するよう、柔軟に活動していただきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○7番（森 清一君） 地区社協に求められる活動、今佐藤部長の言われたことで、話し合いの場をつくって、つながりの場をつくる活動、あるいは見守り合う活動だとか、地域での生活を支える活動と、そういう中にはサロンだとか、また安否を確認できる声かけ、また困ったことの相談窓口と、それに加えて広報活動をしていくという、そんな活動があるという、そんなことでした。

地区社協については、将来的には自主運営も当然必要になってくるとは思いますが、やはり形だけではなくて実際に核となる人材や、また実務のできる人材、こういう人が当然必要になってくると思います。こういう人で構築し、そこに市の職員、社協職員も積極的に地域に入って進めるべきであると、そう考えます。そうでなければ、地区社協の運営のみならず、もっと大きな地域包括ケアシステム、地域共生社会の実現にはつながらないと考えます。

この問題については、何年も費やしてきておられますが、まだまだはっきりした地域づくりの姿が見えていないのが実情ではないかと思えます。その点について、市のお考えをお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 御質問にお答えさせていただきます。

これまで、地区社会福祉協議会、いわゆる地区社協の設立に向けまして、地域、市社会福祉協議会、行政が一体となりまして協議を進めてまいりました。しかし、森議員御指摘のとおり、はっきりとした地域づくりの姿が見えていないことは私どもも認識をしております。

地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現には、理想とする地域の姿を皆が共有し、協働で取り組んでいくことが必要であると思っております。

一方で、牛牧地区において地区社会福祉協議会が設立されたことは、地域住民の意識の高まりの観点から非常に大きな成果であると感じております。地域の意識が高まっているこの時期に、地域に見合った事業が展開され、事業が継続されることが重要であると思っております。事業の展開には、専門的な知識や行動力が必要となりますが、地区を担当する生活支援コーディネーターを主といたしまして、社会福祉協議会、行政も地区社協の活動に積極的に関わりながら、地域と一体となり進めていきたいというふうに考えております。

しかし、地区社協は任意の団体でございます。自分たちの地域は自分たちでよくしていこうという気持ちで組織された団体でございますので、地域課題を一番よく知る地域の方々と話し合いを行っていただきまして、自主的に課題解決に向け取り組んでいただく姿が理想ではないかと思っております。

今後は、事業の展開、継続に向け、牛牧地区でいいますと牛牧友愛会の福祉部会、地区社会福祉協議会、市社会福祉協議会、行政が連携をいたしまして、目指す地域づくりの姿を共有し、自助・互助・共助・公助のバランスを取りながら、協働により取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

[7 番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○7番（森 清一君） 地区社協につきましては、やはり将来的には当然自主運営というか、できるようにしていく必要があると思えますけれども、やはり先ほど言いましたように、市、あるいは社協の人も積極的に関与して、まだまだ立ち上げの段階であると思えます。ぜひ力を貸してほしいなど、そう思います。よろしくお願いいたします。

もう一点、教育委員会から委嘱された社会教育推進員が主体となって、校区自治会連合会の組織の中で校区活動が行われています。社会教育活動の自主運営というようなことで、理解はできますが、地域だけではできないとも思っております。

特にコロナ禍になってからは、自主的な活動ができておらず、社会教育推進員自体も交代して経験者がいなくなっている状況であります。その中で、今年から教育委員会の担当者の関わり方がさらに減少したようにも伺っております。

先般行われた五六川親水公園清掃活動においても、市の担当者、また学校関係者は一人も参加されていなかったと聞いておりますが、教育委員会として、どのようなお考えなのかお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 瑞穂市の教育大綱の基本方針3に、生涯にわたる学びを育む社会教育の推進というのがあります、その中で市民1人、1文化、1スポーツ、1奉仕を実践し、心身ともに健やかで幸せな地域社会をつくりたいと考えております。

各校区におきましては、規約等を制定され、そこに規定する目標達成に向けて、校区の実情に応じた活動・事業を展開してみえ、その多くは学習・スポーツ・ボランティアに関するものと認識しており、まちづくり推進には欠かすことのできない組織と認識しております。

生涯学習振興組織につきましては、教育委員会の生涯学習課が担当しておりますが、校区自治会連合会のその他の部会は担当する部署が複数にまたがるため、今年度、市の組織体制を検討してまいります。地域だけで対応できないことや、組織の自主運営化、人材育成に可能な限り協力してまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○7番（森 清一君） 生涯学習課の方も新しく代わられて、そういう活動が分からない状況もあるかと思えます。社会教育推進員も新しくなって、分からないところがある。そういう中でもっと関わりを持って、今後進めていただければいいのかなと思えます。よろしくお願いいたします。

地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現のためにも、校区活動は地域づくりには欠かせないものであり、行政と地域が協力して進めるものと理解しています。それぞれの校区活動が、縦割りの公的支援の中でのばらばらな活動ではなく、一元的な組織づくりの下、市役所の窓口も一元化することが必要であると考えますが、組織再編についての考えをお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 議員御指摘のとおり、市といたしましても、地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現のためには、校区活動は地域づくりには欠かせないものと認識しており、地域の実情に即し、地域にとって必要な校区づくりを行政と地域が協力して進めていくことが重要であると考えております。

現在の状況といたしましては、自治会を中心とした校区活動の担当課である市民協働安全課と社会教育を中心とした校区活動の担当課である生涯学習課、そして地区社協を含めた高齢福祉の担当課である地域福祉高齢課や社会福祉協議会と分かれております。

今年度、補助制度の統合も含めて、組織の在り方について、まちづくり基本条例推進会議や政策調整会議などの協議の場を設け、検討を進めていく予定としておりますのでよろしくお願いいたします。

[7番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○7番（森 清一君） ありがとうございます。

今御答弁ありましたように、自治会主体の単位自治会活動ですか、それと教育委員会、生涯学習課の校区社会教育活動、地域福祉高齢課の第2層協議会活動、そしてから市社協、県社協の助成金による地区社協活動、そういう4つがありまして、それぞれお金の出どころが違うし、やるのが、やる目的というのか、お金の使い道がそれぞれ違うという、そういう状況の中でやっている。ぜひ、こういう校区活動がやはりスムーズに効率的に運営できるように、組織の再編等お考えいただければいいかなと思います。

時間早いですけれども、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若井千尋君） これで7番 森清一君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（若井千尋君） 以上で、本日予定をしておりました一般質問は全部終了しました。

傍聴者の方におかれましては、大変遅くまでお疲れさまでした。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後5時30分

